

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 課税処分等取消請求事件

国側当事者・国(緑税務署長)

令和5年3月8日却下・棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	石山 貴明
同	山下 清兵衛
同	山口 雄也
同訴訟復代理人弁護士	丸地 英明
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	緑税務署長
	佐近 太
同指定代理人	別紙1「指定代理人目録」記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち別紙2「訴え却下部分目録」記載の部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 主位的請求

- (1) 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成22年分、平成23年分及び平成24年分の所得税の各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分を取り消す。
- (2) 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成25年分の所得税等の更正処分及び重加算税の賦課決定処分(以下、本件各年分の所得税等についての重加算税の各賦課決定処分を併せて「本件所得税等各賦課決定処分」といい、本件所得税等各更正処分と併せて「本件所得税等各処分」という。)を取り消す。
- (3) 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成22年課税期間、平成23年課税期間及び平成24年課税期間の消費税等の各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分を取り消す。
- (4) 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成25年課税期間の消費税等の更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分(以下、平成22年課税期間、平成23年課税期間及び平成24年課税期間の消費税等の重加算税の各賦課決定処分並びに平成25年課税期間の消費税等の過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分を併せて「本件消費税等各賦課決定処分」といい、本件所得税等各賦課決定処分と併せて、

「本件各賦課決定処分」という。また、本件消費税等各更正処分及び本件消費税等各賦課決定処分を併せて「本件消費税等各処分」といい、本件消費税等各処分と本件所得税等各処分を併せて「本件各処分」という。)を取り消す。

2 予備的請求

- (1) ア 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成22年分の所得税の更正処分のうち総所得金額3万1643円及び納付すべき税額0円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- イ 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成23年分の所得税の更正処分のうち総所得金額296万3260円及び納付すべき税額15万5800円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- ウ 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成24年分の所得税の更正処分のうち総所得金額70万0247円及び還付金の額に相当する税額8万7800円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- エ 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成25年分の所得税等の更正処分のうち総所得金額14万3583円及び納付すべき税額0円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (2) ア 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成22年課税期間の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額33万5100円及び納付すべき地方消費税額8万3700円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- イ 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成23年課税期間の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額51万3200円及び納付すべき地方消費税額12万8300円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- ウ 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成24年課税期間の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額21万7900円及び納付すべき地方消費税額5万4500円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- エ 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成25年課税期間の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額29万5500円及び納付すべき地方消費税額7万3800円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

社交飲食店業（いわゆるクラブ）を営む原告は、処分行政庁から、本件各国税等について原告から申告された事業所得の金額並びに消費税の課税標準額及び控除対象仕入税額に誤りがあるなどとして、本件各処分を受けた。

本件は、原告が、本件各処分に先行して行われた被告による一連の資料の収集手続（以下「本件調査」という。）には重大な違法があるほか、本件各処分において基礎とされた売上金額や必要経費の算定には誤りがあるなどと主張して、本件各処分の取消しを求める事案である。

なお、原告は、主位的に、本件各国税等については、納税申告書（国税通則法（以下「通則法」という。）2条6号）が有効に提出されていないため、納税の申告によって納付すべき税

額が確定していないとの主張（以下、納税の申告により納付すべき税額として確定する額を「申告納税額」という。）又は申告納税額を超える額をもって納付すべき税額を確定する旨の更正処分（以下「増額更正処分」という。）によって税額が確定する部分は申告納税額を超える部分に限られるとの見解を前提として、本件各処分全部の取消しを求め、予備的に、本件各国税等についての申告納税額が存在すること及び増額更正処分により税額が確定する部分は申告納税額を含む税額全部であるとする見解を前提として、本件各更正処分のうち申告納税額を超える部分及び本件各賦課決定処分の取消しを求めている。

2 関係法令等の定め

別紙3記載のとおりである。

3 前提事実（当事者間に争いがないか、括弧内掲記の各証拠により容易に認定することができる事実）

（1）原告について

ア 原告は、飲食店勤務やスナック店経営を経て、平成18年6月に宮崎県延岡市（以下、単に「延岡市」という。）内において「A」（以下「A」という。）を、平成20年9月に延岡市内において「S」（以下「S」という。）を、平成22年8月に同県日向市内において「C」（以下「C」といい、A及びSと併せて「本件各店舗」という。）を順次開業し、同年1月1日から平成25年12月31日までの期間（以下「本件期間」という。）、個人として、社交飲食店業を営んでいた（以下、原告が本件各店舗において本件期間中に営んでいた社交飲食店業を「本件事業」という。）。

イ 原告は、平成17年12月16日、延岡税務署長に対し、簡易課税選択届出書を提出した（乙42、弁論の全趣旨）。

ウ 原告は、平成25年4月1日、延岡市内から横浜市内に転居し、処分行政庁に対し、平成26年12月17日、納税地を現住所とする旨記載した「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を提出した（乙9、45）。

（2）本件各店舗の関係者、売上金の管理及び経理の状況等について

本件各店舗の関係者、売上金の管理及び経理の状況等は、別紙4記載のとおりである。

（3）本件各年分の所得税等を納税の申告の対象としてされた確定申告（以下、これらを併せて「本件所得税等各確定申告」という。）及び本件各課税期間の消費税等を納税の申告の対象としてされた確定申告（以下、これらを併せて「本件消費税等各確定申告」といい、本件所得税等各確定申告と併せて「本件各確定申告」という。また、本件各確定申告に係る納税申告書を「本件各確定申告書」という。）について

ア 本件各確定申告書の提出状況

本件各確定申告書は、以下のとおり、延岡税務署長に提出された。

（ア）本件所得税等各確定申告に係る納税申告書

番号	提出された年月日	対象となる租税	証拠
1	平成23年3月15日	平成22年分の所得税	乙1
2	平成24年3月13日	平成23年分の所得税	乙2
3	平成25年3月13日	平成24年分の所得税	乙3
4	平成26年3月17日	平成25年分の所得税等	乙4

(イ) 本件消費税等各確定申告に係る納税申告書

番号	提出された年月日	対象となる租税	証拠
1	平成23年3月15日	平成22年分の消費税等	乙5
2	平成24年3月14日	平成23年分の消費税等	乙6
3	平成25年3月13日	平成24年分の消費税等	乙7
4	平成26年3月17日	平成25年分の消費税等	乙8

イ 本件各確定申告の経過

原告は、本件各確定申告に関する事務を延岡市内に拠点を置く同和団体に依頼しており、この同和団体（以下「本件同和団体」という。）において、原告から説明を受けた内容に基づき、本件各国税等についての各納税申告書（本件各確定申告書）を作成し、延岡税務署長に対し、本件各確定申告書を、それぞれの法定申告期限までに提出していた。

ウ 本件消費税等各確定申告における控除仕入税額

本件消費税等各確定申告は、いずれも、基準期間における課税売上高が5000万円以下であるとして、簡易課税を受けることを前提とした納税（当該課税期間の課税標準税額から当該課税期間におけるに売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額を控除した残額の100分の60（みなし仕入率）に相当する金額をもって控除対象仕入税額とみなす納税をいう（消費税法37条1項）。以下同じ。）の申告であった。

(4) 本件訴えの提起に至る経緯

ア 東京国税局査察部（以下「査察部」といい、査察部所属の査察官その他の職員（以下「査察官等」という。）は、平成26年12月2日、原告を犯則事件の嫌疑者として、本件各国税等についての犯則調査（以下「本件査察調査」という。）に着手した。

イ 処分行政庁は、査察部から本件査察調査により収集された資料を引き継いだ上で、原告に対し、平成29年7月7日付けで、分類Ⅰの各別表（答弁書添付の各別表と同じもの）の各「更正処分等」欄記載のとおり、本件各処分をした。本件各処分における更正の要点は、以下のとおりである。（甲1～8）

(ア) 本件各年分の所得税等について

事業所得の金額が過少であることから、原則として、本件各店舗の帳簿書類等、取引先への調査結果等に基づき、総収入金額及び必要経費を実額により算定しつつ、Aに係る平成23年分の売上金額及び必要経費の一部（人件費の一部）、Cに係る平成22年分の一部期間、平成23年分及び平成24年分の必要経費の一部（人件費の一部）についてのみ、推計計算（所得税法156条）をすることにより、事業所得の金額を再計算した。

(イ) 本件各課税期間の消費税等について

上記（ア）の再計算に伴い課税標準額を加算するとともに、同加算の結果、本件各課税期間の基準期間における課税売上高がいずれも5000万円を超えることとなり、簡易課税を受けることを前提とした納税をすることができなくなったことから、消費税法30条に基づく控除対象仕入税額を再計算した。

ウ 原告は、国税不服審判所長に対し、平成29年9月13日、本件各処分の全部の取消しを求めて審査請求したところ、平成30年9月4日付けで、同審査請求をいずれも棄却す

る旨の裁決（以下「本件裁決」という。）を受け、同月 13 日に同裁決に係る裁決書の送達を受けた（甲 9、弁論の全趣旨）。

エ 原告は、平成 31 年 3 月 11 日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

4 本件各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

本件各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張は、別紙 5 記載のとおりである。同主張において、本件各国税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき数額の内訳は、分類Ⅱの各別表（被告準備書面（2）添付の各別表と基本的に同じもの（関係する数額については変更していない。））及び分類Ⅲの各別表（被告準備書面（4）添付の各別表と同じもの）記載のとおりであるところ、原告は、これらの数額及びこれに適用される税率について、以下の各点を除き、争うことを明らかにしていない。

（1）本件各年分の所得税等について

ア 本件各年分の原告の事業所得の計算上、総収入金額に算入される本件各店舗の「売上金額」（分類Ⅱの別表 5 の①欄記載の額）には、後記第 3 の「争点 2」において存否が争われている部分も含まれるとしている点

イ 本件各年分の原告の事業所得の計算上、総収入金額から控除されるべき「必要経費」（以下「本件事業経費」といい、被告が主張する本件事業経費を「本件事業経費（被告主張）」という。）には、後記第 3 の「争点 3」において原告が主張する諸経費（以下「原告主張追加諸経費」という。）が含まれないとしている点

（2）本件各課税期間の消費税等について

ア 本件各課税期間の消費税の「課税標準額」（分類Ⅱの別表 23 の①欄記載の額）は、前記（1）アの「売上金額」に 105 分の 100 を乗じた金額（ただし、通則法 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数を切り捨てた後のもの）であるところ、前記（1）アのとおり、同「売上金額」には、後記第 3 の「争点 2」において存否が争われている部分も含まれるとしている点

イ 本件各課税期間の消費税の控除対象仕入税額（分類Ⅱの別表 23 の③欄記載の額）は、課税仕入れに係る支払対価の額（分類Ⅱの別表 24 の⑩欄記載の額）に 105 分の 4 を乗じた金額であるところ、同対価の額には、後記 3 の「争点 4」において原告が給与には該当しない旨を主張する報酬（原告が本件各課税期間において本件各店舗で稼働していたホステスに対して支払った報酬）が含まれないとしている点

第 3 争点及び争点に関する当事者の主張の要旨

1 争点

（1）本件各更正処分の全部の取消しを求める利益は認められるか（以下「争点 1」という。）。

（2）本件各年における原告の事業所得の計算上、A に係る売上金額として算入されるべき額（以下「A 売上金額」という。また、A 以外の本件各店舗についても同様に表記する。）は、被告の主張するとおり認定することができるか（以下「争点 2」という。）。

具体的には、以下のア及びイが争われている。

ア 平成 23 年分の A 売上金額は、被告の主張する推計額のとおり認定することができるか。

イ 平成 22 年分、平成 24 年分及び平成 25 年分の A 売上金額として被告の主張する額には、年間 300 万円分の架空売上金額が含まれていないといえるか。

（3）本件事業経費は、本件事業経費（被告主張）を超えては存在しないといえるか（以下「争

点3」という。))。

具体的には、以下のア及びイが争われている。

ア 原告がCにおいて稼働する者（ただし、乙を除く。）に対して支払った人件費（以下「C人件費」という。原告がC以外の本件各店舗で稼働する者に対して支払った人件費についても同様に表記し、原告が本件各店舗において稼働する者に対して支払った人件費を併せて「本件各店舗人件費」という。）のうち、平成23年分及び平成24年分に係るものは、被告の主張する推計額のとおり認定することができるか。

イ 本件事業経費（被告主張）には含まれていないものの、原告において、本件事業経費に算入されるべきものであるとして主張する分類Ⅳの各別表（原告準備書面（1）の4頁から37頁までに掲記された表と基本的に同じもの（関係する数額については変更していない。))記載の諸経費（原告主張追加諸経費）は、いずれも本件事業経費には含まれないといえるか。

(4) 本件期間において本件各店舗でホステスとして稼働したことの対価として原告から同ホステスら（以下「本件各ホステス」といい、本件期間において本件各店舗でホステス以外の立場で稼働していた者を「本件各従業員」といい、本件各ホステスと併せて「本件各ホステス等」という。）に対して支払われた報酬（以下「本件各ホステス報酬」という。）は給与（所得税法28条1項）に該当するため、本件各ホステス報酬の支払は仕入税額控除（消費税法30条1項）の対象となる課税仕入れには該当し得ないといえるか（以下「争点4」という。))。

(5) 本件各処分は手続上の重大な瑕疵により違法であるといえるか（以下「争点5」という。))。
具体的には、以下のアからエまでが争われている。

ア 処分行政庁は、税務調査（国税に関する法律の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で課税庁の職員が行う一連の行為をいう。以下同じ。）をすることなく、本件各処分をしたといえるか。

イ 本件調査には手続上の重大な瑕疵があるといえるか。

ウ 本件各更正処分に係る処分通知書（以下「本件各処分通知書」といい、本件消費税等各処分に係る処分通知書を「本件消費税等各処分通知書」という。）には重大な不備があるといえるか。

エ 本件各更正処分は、確定申告書の「提出」（通則法24条）がないのにされたものであるといえるか。

(6) 原告は、本件各国税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していた（通則法68条1項）といえるか（以下「争点6」という。))。

(7) 本件各更正処分は、偽りその他不正の行為によりその全部又は一部の税額を免れた国税についての更正処分（通則法70条4項1号）であるといえるか（以下「争点7」という。))。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 争点1（本件各更正処分の全部の取消しを求める利益は認められるか。)

(原告の主張の要旨)

ア 本件各確定申告書として被告が主張する各文書（乙1～8）は、いずれも本件同和団体

が作成して延岡税務署長に提出したものであり、原告自身が作成して同税務署長に提出したものではない。そのため、本件各確定申告は、いずれも税務代理、税務書類の作成等を税理士に独占させる旨を定めた税理士法2条及び納税者自らが確定申告書を提出することを定めた通則法21条に反し、無効である。そうすると、本件各確定申告によっては本件各国税等について納付すべき税額が確定したとはいえず、申告納税額は存在しないことになるから、本件各更正処分の取消しを求めることができる範囲を、申告納税額を超える部分に限定しなければならない理由はない。

イ 仮に、本件各国税等について被告の主張するとおりの申告納税額が存在するとしても、同申告納税額は本件各確定申告により確定済みであるから、増額更正処分である本件各更正処分により税額が確定する範囲は、同申告納税額を超える部分に限られる。そうすると、本件各更正処分の取消しを求めることができる範囲は、特段の限定を付するまでもなく、申告納税額を超える部分に当然に限定されていることになる。

ウ したがって、本件各更正処分のうち、本件各確定申告に係る申告納税額を超える部分に限定することなく、本件各更正処分の全部の取消しを求める利益は認められる。

(被告の主張の要旨)

ア 更正処分を受けた納税者は、申告の無効を主張することができる特段の事情がある場合を除き、当該更正処分のうち申告納税額に相当する税額を超えない部分については、更正請求の経路を経ない限り、抗告訴訟において取消しを求めることはできない。

イ 本件各確定申告書は、原告の意思に基づき作成され、本件同和団体を通じて提出されたものであるから、本件各確定申告の無効を主張することができるような特段の事情があるとはいえず、本件各確定申告によって、本件各国税等について納付すべき税額は確定しているといえる。それにもかかわらず、原告は、本件各確定申告に係る申告納税額を超えない部分について更正請求を行わずに、本件訴えを提起している。

ウ したがって、本件各更正処分のうち、本件各確定申告に係る申告納税額を超えない部分の取消しを求める利益は認められない。

(2) 争点2 (A売上金額は、被告の主張するとおり認定することができるか。)

(被告の主張の要旨)

ア 平成23年分のA売上金額は、被告の主張する推計額のとおり認定することができること

(ア) 分類Ⅱの別表1のとおり、平成22年9月から同年12月までの期間及び平成24年1月から平成25年12月までの期間(以下「A売上推計参照期間(被告)」ということがある。)におけるA売上金額を、同期間において原告が有限会社D(以下「D」という。)からAの顧客に提供するための酒類を仕入れた額(以下、原告がAの顧客に提供するための酒類を仕入れた金額を「A酒類仕入額」といい、そのうちのDからの仕入額を「A酒類仕入額(D)」という。)で除した倍率(22.9477倍。以下「A売上参照倍率(被告)」という。)を算出し、これを平成23年分のA酒類仕入額(D)に乗ずることにより、平成23年分のA売上金額を推計することができる。

(イ) 一般的に、社交飲食店業は、ホステスが顧客に酒類を提供することによって売上げを計上する業態であるといえるから、酒類の仕入金額の増加に伴って売上金額も増加するのが通常であり、原告自身、本件査察調査において、酒の仕入金額を基に合理的に計算

すると、ほぼ正しい売上金額が分かる旨の供述をしていたこと、原告が本件各店舗で提供する酒類の仕入額のうち、Dからの仕入額の割合が圧倒的に大きかったこと、上記（ア）の推計計算の前提となるA売上金額やA酒類仕入額（D）が実額で判明していたことからすると、上記（ア）の方法は、実額課税の代替手段として当該納税義務者の所得近似値を求め得る推計計算として合理的なものであるといえる。

（ウ）したがって、平成23年分のA売上金額は、被告の主張する推計額のとおり認定することができる。

イ 平成22年分、平成24年分及び平成25年分のE売上金額について被告が主張する額には、年間300万円分の架空売上げが含まれていないといえること

Aの帳簿書類等には、原告の主張する架空売上げの事実は記録されていない。また、原告が主張する架空売上金額300万円の算定根拠も明らかではない。

したがって、平成22年分、平成24年分及び平成25年分のA売上げについて被告の主張する額には、年間300万円分の架空売上げは含まれていないといえる。

ウ 小括

以上より、A売上金額は、被告の主張するとおり認定することができる。

（原告の主張の要旨）

ア 平成23年分のA売上金額は、被告の主張する推計額のとおり認定することはできないこと

（ア）A売上参照倍率（被告）の分母とされている額は、A売上推計参照期間（被告）のA酒類仕入額（D）を網羅するものではないし、A酒類仕入額はA酒類仕入額（D）に限られない。そのため、A売上参照倍率（被告）は分母が過少に見積もられた結果、全体として過大な数値となっている。

（イ）平成23年分のA売上金額については、平成23年と時期的に近接する平成24年分のA売上金額を、同年分のA酒類仕入額で除した倍率（以下「A売上参照倍率（原告）」という。）を用いて推計計算すべきである。具体的には、平成24年分のA酒類仕入額（D）を352万8560円とし、これに平成24年分のその他のA酒類仕入額70万8000円を加えた額に、A売上参照倍率（原告）18.213を乗じた額である7716万0467円をもって、平成23年分のA売上金額であると推計するのが合理的であるところ、これは、被告の主張する推計額を下回る額である。

（ウ）したがって、平成23年分のA売上金額は、被告の主張する推計額のとおり認定することはできない。

イ 平成22年分、平成24年分及び平成25年分のEの売上金額について被告が主張する額には、年間300万円分の架空売上げが含まれていること

Aにおいては、常連客が1回の来店時に酒類のボトルを2本注文した場合には、販売促進サービスとしてボトル1本分を無料で提供しているところ、当該ボトル代も、帳簿書類等に売上げとして記録されている。かかる売上げは実態を伴わない架空の売上げであるといえるところ、その金額は少なくとも年間300万円に上る。

したがって、平成22年分、平成24年分及び平成25年分のA売上げについて被告の主張する額には、少なくとも、年間300万円分の架空売上げが含まれている。

ウ 小括

以上より、A売上金額は、被告の主張するとおり認定することはできない。

(3) 争点3 (本件事業経費は、本件事業経費 (被告主張) を超えては存在しないといえるか。)

(被告の主張の要旨)

ア 平成23年分及び平成24年分のC人件費は、被告の主張する推計額のとおり認定することができること

(ア) a 分類Ⅱの別表3-4のとおり、平成23年分及び平成24年分のC売上金額に、平成25年分のC売上金額に対して平成25年分のC人件費 (ただし、ホステスに支払われた分のみ。以下、C人件費のうちホステスに支払われた分のみを「Cホステス人件費」という。) が占める割合 (以下「Cホステス参照人件費割合 (被告)」といい、売上金額に占める人件費の割合を「人件費割合」という。) である42.39パーセントをそれぞれ乗ずることで、平成23年分及び平成24年分のCホステス人件費を推計することができる。

b 分類Ⅱの別表3-4のとおり、平成23年分及び平成24年分のC売上金額に、平成25年分のC売上金額に対して平成25年分のC人件費 (ただし、従業員 (ホステスを除く。以下同じ。) に支払われた分のみ。以下、C人件費のうちに従業員に支払われた人件費を「C従業員人件費」という。) が占める割合 (以下「C従業員参照人件費割合 (被告)」といい、Cホステス参照人件費割合 (被告) と併せて「C参照人件費割合 (被告)」という。) である3.93パーセントをそれぞれ乗ずることで、平成23年分及び平成24年分のC従業員人件費を推計することができる。

(イ) 本件各ホステスの時給は、前月において当該ホステスが本指名を受けたことによる売上金額に比例していたこと、上記 (ア) の各推計計算の前提となるC売上金額やC人件費が実額で判明していたことなどからすると、上記 (ア) の各推計計算は、実額課税の代替手段として当該納税義務者の所得近似値を求め得る推計計算としていずれも合理的なものであるといえる。

(ウ) したがって、平成23年分及び平成24年分のC人件費は、被告の主張する推計額のとおり認定することができる。

イ 原告主張追加諸経費は、いずれも本件事業経費には含まれないこと

(ア) 被告が具体的証拠に基づき一定額の必要経費の存在を主張し、これが収入との対応上も通常一般的と認められる場合は、被告の主張する額を超える必要経費は存在しないものと事実上推定され、原告において、被告の主張する額を超える必要経費の具体的内容を明らかにし、ある程度これを具体的に裏付ける程度の立証をしなければ、上記推定を覆すことはできないというべきである。

(イ) 本件事業経費 (被告主張) は、酒類等の仕入金額、ホステスや従業員に対する人件費、店舗や駐車場の地代家賃、店舗の内装やソファ等の減価償却費、水道光熱費、ガソリン代、電話料金や有線放送代、広告料、贈答品の購入代金、店舗の火災保険料、おしぼりや清掃用品、製氷機等のリース代、つまみ等の購入代金、箸袋、コースター及び灰皿等の購入代金、美容師に対する髪結代金、ホステスの名刺代、衣装代及び紹介料等に及んでおり、本件事業における収入との対応上も通常一般的と認められるところ、いずれの費目についても、本件各店舗で作成された帳簿書類等又は合理的な推計方法に基づき、

具体的な額が算定されている。

(ウ) これに対し、原告は、本件事業経費（被告主張）を超える必要経費の具体的内容を明らかにした上で、これを具体的に裏付ける程度の立証をしていない。

- a すなわち、事業所得の計算上、必要経費として算入することができる支出は、当該事業活動と直接の関連を客観的に有しており、かつ、当該事業の遂行上必要な費用であると客観的に認識することができるものに限られるところ、原告主張追加諸経費は、いずれも、本件事業との関係において、上記の要件を満たすものとはいえない。
- b そもそも、原告主張追加諸経費のうち、原告名義の●●カード（カード番号の数字列のうち最初から13番目までが「●●●●」のもの。甲60、乙75）及びETCスルーカード（カード番号の数字列のうち最初から13番目までが「●●●●」のもの。以下、上記●●カードと併せて「本件カード」という。甲60、77、乙75）による支払分（原告の準備書面及び分類Ⅳの各別表において「●●カード査察排除分」と略語定義されているもの。以下「原告主張追加諸経費（本件カード分）」という。）以外のもの（以下「原告主張追加諸経費（本件カード分以外）」という。）については、支出の事実自体が明らかであるとはいえない。
- c 加えて、原告は、本件査察調査において、申述書（乙75）を作成するに当たり、同申述書に添付された本件カードの利用明細（株式会社F（以下「F」という。）の作成した本件カードの利用明細であり、支払日が平成22年2月10日から平成26年4月10日までの期間のもの。以下「本件カード明細（乙75）」という。）を確認の上、本件カード明細（乙75）記載の支出のうち、本件事業経費に該当すると自らが判断したものについては、その摘要欄に丸印を付しているところ（以下、同丸印が付された支出を「本件カード支出（丸印）」という。）、本件カード支出（丸印）については、その後に原告自身が質問てん末書（乙71）において訂正したものを除き、本件所得税等各更正処分において、全て必要経費として算入されている（本件カード支出（丸印）を必要経費の費目ごとに整理したものが分類Ⅲの各別表である。）。そのため、本件カードによる支払分のうち本件カード支出（丸印）を除くもの（原告主張追加諸経費（本件カード分）はこれに含まれる。）は、本件査察調査時における原告の申述を前提としても、本件事業経費には含まれない。

(エ) したがって、本件事業経費は、被告の主張する額を超えては存在しないものと推認することができるから、原告主張追加諸経費は、いずれも本件事業経費には含まれない。

ウ 小括

以上より、本件事業経費は、被告の主張する額を超えては存在しないといえる。

(原告の主張の要旨)

ア 平成23年分及び平成24年分のC人件費は被告の主張する推計額のとおり認定することはできないこと

(ア) 原告は、平成22年8月●日にCを開店して以降、平成24年頃までの間、Cに係る事業から人件費に見合う売上げを得ることはできなかったものであり、実際に、平成22年8月●日から同年12月25日までのCの人件費割合は65.15パーセントに上っていた。そうすると、平成23年分及び平成24年分のC人件費を推計するに当たり、

平成25年分のCの人件費割合（C参照人件費割合（被告））を用いた場合には、人件費が過少に推計されることになるから、被告の主張する推計計算は合理的ではない。

- (イ) 原告が平成28年11月に宮崎市内に開店したAの系列店（以下「G」という。）に係る平成29年分の人件費割合は約75.89パーセントであった。このことを踏まえれば、時給や手当の違いを考慮して、上記割合から10パーセント程度下方修正した68.30パーセント（以下「C参照人件費割合（原告）」という。）を用いて平成23年分及び平成24年分のC人件費の推計計算をするべきである。このような推計計算によって、平成23年分及び平成24年分のC人件費のうち、平成23年分については、3501万6863円、平成24年分については、3542万7756円とそれぞれ推計することができる。これらは、いずれも被告の主張する推計額を上回る額である。
- (ウ) したがって、平成23年分及び平成24年分のC人件費は、被告の主張する推計額のとおり認定することはできない。

イ 原告主張追加諸経費は、いずれも本件事業経費には含まれないとはいえないこと

- (ア) a 原告主張追加諸経費が本件事業経費に含まれないことについては、被告が立証責任を負うところ、被告は、原告主張追加諸経費を裏付ける原告及び本件各店舗の関係者の陳述書（甲37～59、61、78、80、82）、供述（原告本人、乙証人、丙証人、丁証人、戊証人）及びこれらの陳述書に添付された画像データ（甲55～57）、並びに●●カード利用明細報告書（甲60）に添付された本件カードの利用明細（Fの作成した本件カードの利用明細であり、支払日が平成22年1月10日から平成25年12月10日までの期間のものであり、支払日が平成22年2月10日から平成25年12月10日までの間の記載は本件カード明細（乙75）と同一である。以下、本件カード利用明細（乙75）と併せて「本件カード明細」という。）並びにFの本件カードの利用状況に関する令和2年4月8日付けの照会回答書（甲77）添付の一覧表及びレシートの写し等（以下、本件カード明細と併せて「本件カード記録」という。）の信用性がないと決め付けるだけであり、何ら、その立証責任を果たそうとしていない。
- b なお、本件裁決では、納税者が更正処分時には存在しない資料又は処分行政庁に提出されていなかった資料等に基づいて特定の支出を必要経費に該当する旨の主張をする場合には、納税者側において、自己の主張を合理的に推認させるに足りる程度の立証をしない限り、当該支出は必要経費に該当しないと事実上の推定が働くとの見解が示されているところ、被告が本件において同見解と異なる主張をすることは禁反言の原則に反するほか、二重の危険の禁止（憲法39条後段）及び上訴における不利益変更禁止の原則の根底にある法的正義の法理にも反し、許されない。そして、原告は、処分行政庁に対し、本件各更正処分以前に、原告主張追加諸経費が本件事業経費に含まれることを基礎付ける資料を提出していたから、本件では、上記見解に基づく限り、上記の事実上の推定が働く余地はない。そのため、被告は、上記見解と異なる見解に基づいた主張をすることができない結果として、原告において、原告主張追加諸経費が本件事業経費に含まれることを合理的に推認させるに足りる程度の立証をしない限り、原告主張追加諸経費が本件事業経費に含まれないとの事実上の推定が働く旨の主張をすることができない。

(イ) 上記(ア)の点をひとまずおくとしても、本件事業経費(被告主張)は、以下のaからhまでの費用(以下、これらの費用を併せて「原告指摘諸費用」という。)を含んでおらず、そのうちの雑費については、以下のiのとおり、推計すべき額(以下「原告指摘雑費推計額」という。)を下回る額しか計上していないから、本件事業の収入との対応上、通常一般的な費用を網羅したものとはいえない。

- a 地代家賃合計表(分類Ⅱの別表8)の「甲使用駐車場」の額には、平成22年から平成24年までの間の送迎用車両の駐車場使用料が含まれていない。
- b 旅費交通費合計表(分類Ⅲの別表12)の「C店」の額には、平成23年から平成25年までの間の送迎用車両のガソリン代が含まれていない。
- c 通信費合計表(分類Ⅱの別表13)の各「電話料金」の額には、原告が本件各店舗のホステスの勤務シフトの報告担当者に対して支払っていた店舗1件当たり月額1万円の支出が含まれていない。
- d 接待交際費合計表(分類Ⅱの別表15)の「原告提出領収証分」の額には、領収証の再発行を受けることができなかった飲食店である「H」、「I」及び「J」において顧客と会食した際に支出した交際費が含まれていない。
- e 消耗品費合計表(分類Ⅱの別表17)には、Aの平成25年における椅子及びテーブルの工事代金以外の消耗品費が含まれていない。
- f 福利厚生費合計表(分類Ⅱの別表18)には、年間数十件に上っていた香典や見舞金のごく一部しか計上されておらず、本件各店舗のホステス等の慰安旅行の費用が含まれていない。
- g 雑費合計表(分類Ⅱの別表21)には、以下のとおり、含まれるべき費用が含まれていない。
 - (a)「原告提出領収証分」の平成22年分の額には、原告が頻繁に利用していた美容室(店舗名はK、L等)の利用料が含まれていない。
 - (b)このほかにも、花代、名刺代、毎年50万円程度に上っていた着物の購入費用、箸袋、コースター及び灰皿等の物品の購入費用が含まれていない。
- h そのほかにも、本件事業経費(被告主張)には、本件各店舗の所属ホステスや顧客に対するプレゼント等の購入費用が含まれていない。
- i なお、雑費合計表(分類Ⅱの別表21)記載の額の一部は、以下のとおり推計すべきであるのに、同推計額(原告指摘雑費推計額)よりも低い額しか計上されていない。
 - (a)「A店」の「元帳分」の平成23年分及び平成24年分の額は、平成25年4月以降、Aの実際の雑費の支出額が網羅的に元帳に記録されるようになったことを踏まえ、約240万円と推計すべきであるにもかかわらず、それぞれ180万円程度しか計上されていない。
 - (b)「C店」の「元帳分」の平成23年分から平成25年分までの額については、平成22年分(Cが開店した同年8月から同年12月までの5か月間)の「元帳分」記載額に5分の12を乗じた約235万円と推計するのが適正であるにもかかわらず、一律80万円しか計上されていない。

(ウ) また、以下の事実は、本件事業経費(被告主張)は、本件事業の収入との対応上、通

常一般的な費用を網羅したものとはいえないことを裏付けるものであるといえる。

a 本件事業経費として被告の主張する額を前提とすると、本件事業の総収入金額に占める必要経費の占める割合（以下「経費率」という。）は、70パーセント台から80パーセント台にとどまるのに対し、株式会社TKCの作成した経営指標（甲62）によれば、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の純売上高に占める必要経費（便宜的に、純売上高から役員報酬と営業利益を控除した残額として算出した額と同額であるとする。）の割合は、90パーセントを超えている。

b 原告は、本件各国税等についてのほ脱犯の嫌疑を受けたものの、その後、不起訴処分を受けている。

（エ）いずれにしても、前記（ア）aで掲げた関係証拠によれば、本件各店舗の帳簿書類等に記載されていない本件事業経費の存在は明らかであって、原告主張追加諸経費の存在は優に認められるべきである。取り分け、原告主張追加諸経費（本件カード分）は、分類Vの各別表（原告準備書面（1）の38頁から53頁までの表から原告準備書面（7）において撤回された部分を除いたほかは基本的に同じもの（その他の関係する数額について変更していない。))のとおりであるところ、そのうちの一部である分類VIの別表記載の支出は、明らかに本件事業経費として認められるべき支出の一例である。

（オ）したがって、原告主張追加諸経費は、いずれも本件事業経費には含まれないとはいえない。

ウ 小括

以上より、本件事業経費は、被告の主張する額を超えて存在しないとはいえない。

（4）争点4（本件各ホステス報酬は給与に該当するため、本件各ホステス報酬の支払は仕入税額控除の対象となる課税仕入れには該当し得ないといえるか。）

（被告の主張の要旨）

ア 以下のことからすると、本件各ホステスは、原告との雇用契約又はこれに類する契約に基づいて、事前に合意した勤務形態の下で管理され、所定の就業時間及び就業場所において、原告又は本件各店長等による具体的な指揮命令に服し、空間的、時間的な拘束を受けて労務を提供し、その対価として原告から報酬（本件各ホステス報酬）の支払を受けていたといえる。

（ア）a 本件各ホステスは、本件各店長等により、過去の実績等に基づき、本件各店舗における勤務日及び勤務時間を1週間単位で決められていた上、タイムカード及び出勤表によって出勤日、従事時間数、同伴の有無、早退及び欠勤の回数等を管理されており、無断欠勤をした場合には、ペナルティとして、一定額の金銭の徴収を受けていた。

b 本件各ホステスは、本件各店長等により、本件各店舗の繁忙状況に応じて、本件各店舗における勤務時間の調整を受けていたほか、本件各店長等からの指示に基づき、本件各店舗のうち、所属している店舗以外の店舗で勤務することもあった。

（イ）a 本件各ホステスは、本件各店舗における接客等の労務提供の対価として、原告から、一定の保証がある時給に本件各店舗での勤務時間を乗じて算定される対価の支払を受けていた。

b 本件各ホステスは、顧客に対する売上金の回収等、本件各店舗における売上金の

管理義務を負っておらず、本件各ホステスにおいて、顧客に対して掛売上の支払を催促したり、顧客から売上金を受領したりすることはなかったし、顧客からの支払がない場合に費用を負担することもなかった。

イ したがって、本件各ホステス報酬は給与（所得税法 28 条 1 項）に該当するため、本件各ホステス報酬の支払は仕入税額控除の対象となる課税仕入れには該当し得ないといえる。（原告の主張の要旨）

ア 以下のことからすると、本件各ホステスは、原告との関係で、空間的、時間的な拘束を受けていたわけではなく、自らの計算と危険において、原告から独立した事業を営み、これによって報酬を得ていたものといえる。

（ア） a 本件各ホステスは、原告に対し、自らが決めた勤務日及び勤務日数を申告していたし、1 日の業務従事時間も自由に決めることができた。

b 本件各ホステスが休業する場合にもペナルティとしての性質を有する金員の支払を要することなく、自由に休業することができていた。

（イ） a 本件各ホステス報酬は、本件各ホステスの 1 か月当たりの売上金額に連動していた。

b 本件各ホステスは、自分の顧客に対して売上金の支払を催促し、受領するなどしていたことから、本件各ホステスは、売上金の回収のリスクを負っていた。

イ したがって、本件各ホステス報酬は給与に該当しないため、本件各ホステス報酬の支払は仕入税額控除の対象となる課税仕入れに該当し得ないとはいえない。

（5）争点 5（本件各処分は手続上の重大な瑕疵により違法であるといえるか。）

（原告の主張の要旨）

ア 処分行政庁は、税務調査をすることなく、本件各処分をしたものであること

処分行政庁は、本件各処分に当たり、本件査察調査の結果を盲信し、税務調査と評価することができるような調査を何らしていない。

イ 本件調査には、以下のとおり、手続上の重大な瑕疵があること

（ア）仮に、処分行政庁による何らかの税務調査がされていたと評価することができたとしても、処分行政庁は、原告が本件各国税等のほ脱犯の嫌疑について不起訴処分を受けたこと、本件査察調査の結果には多額の必要経費の認定漏れがある旨の原告からの指摘があったことなどを十分に考慮しないまま、本件査察調査の結果に盲従して本件各処分をしたのであるから、同税務調査は、処分行政庁の裁量権の範囲を逸脱してされたものである。

（イ）本件査察調査は、査察調査の範囲を超えて、税務調査にも及んでいる。また、権限のある税務署長による更正又は決定がない限り、原告についての税額は確定しないのであるから、それ以前に、査察官等において、原告について犯則の事実があるとして、ほ脱額の計算を目的とする調査をすることはできない。これらのことからすれば、本件査察調査は、査察官等の所掌事務の範囲を逸脱してされたものである。

（ウ）本件期間における原告の居住地、本件各店舗の所在地、本件各確定申告書の提出先等に照らせば、本件各国税等に関する犯則の事実の「発見地」（国犯法 11 条 1 項）は熊本国税局が所轄する延岡市である。また、本件査察調査は宮崎県内においても行われているところ、同県は査察官等の所属する東京国税局の管轄区域（国犯法 12 条 1 項本文）

の外である。そのため、本件査察調査は、査察調査に関する土地管轄のない収税官吏によってその管轄区域外においてされたものである。

- (エ) 前記(イ)のとおり、本件査察調査は本件各国税等に関する税務調査にも及んでいるところ、本件査察調査においては、事前通知(通則法74条の9)、臨場後の事後的な通知及び調査終了時の調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由)の説明(通則法74条の11第2項)がされていない。

ウ 本件各処分通知書には、以下のとおり、手続上の重大な不備があること

- (ア) 本件各処分通知書は、本件各更正処分が国税局の職員(査察官等)による調査(本件査察調査)の結果に基づくものである旨の付記(通則法28条2項)を欠いている。

- (イ) 本件消費税等各処分通知書には、仕入税額控除に関し、消費税法30条1項及び7項という根拠法条やこれらの法条が適用された具体的な事実関係が記載されていない。これでは、処分の原因となる基本的な事実関係の記載すら欠いているといわざるを得ず、本件消費税等各処分通知書の記載からは、本件各確定申告書記載の仕入税額控除が認められなかった根拠を理解することはできないから、このような理由の付記には重大な不備があるといえる。

エ 本件各更正処分は、確定申告書の「提出」(通則法24条)がないのにされたものであるといえるから、違法であること

本件各確定申告書は、本件同和団体が作成して、延岡税務署長に提出したものであるところ、非税理士団体である本件同和団体による確定申告書の提出行為は、税理士法に反するだけでなく、納税者自らが確定申告書を提出することを定めた通則法21条にも反しているから、本件各確定申告書は、「提出」されていないことになる。また、原告は、延岡市●●にある集会所(以下「●●集会所」という。)で本件各確定申告書を作成すれば、確定申告の手続が終了するものと考えていたため、本件同和団体に対して本件各確定申告書を延岡税務署長に提出することを依頼する意思を有していなかった。これらのことからすると、本件各処分は、通則法24条に反し、確定申告書の「提出」がないのにされたものであるといえる。

オ 小括

したがって、本件各処分は、手続上の重大な瑕疵により違法であるといえる。

(被告の主張の要旨)

ア 処分行政庁は、自ら行った税務調査の結果に基づき本件各処分をしたものであること

税務調査には、課税庁が内部において既に収集した資料を検討して正当な課税標準等又は税額等を認定することも含まれるところ、本件各処分に至る過程では、処分行政庁の担当職員において、査察部から引き継いだ本件査察調査の資料について調査したほか、原告に対し、本件査察調査の際に提出されていない帳簿等の有無を確認し、原告の担当弁護士の意見書の内容を検討するなどしており、処分行政庁は、そうした一連の調査の結果に基づき本件各処分をしたものである。そのため、処分行政庁は、自ら行った上記の一連の税務調査の結果に基づき本件各処分をしたものであるといえる。

イ 本件調査には手続上の重大な瑕疵はないこと

- (ア) 本件税務調査においては、上記アのとおり、必要な調査が行われているから、本件税務調査が処分行政庁の裁量権の範囲を逸脱してされたものであるとはいえない。

(イ) 本件査察調査は、飽くまで、ほ脱額の有無等を確定するためにされた査察調査であつて、税務調査としてされたものではないから、査察官等の所掌事務の範囲を逸脱してされたものではない。

(ウ) 本件では、原告が平成25年4月に東京国税局の管轄区域内に約7000万円で原告宅を購入して生活を開始したこと、原告が申告していた所得金額は極めて少額であつたことなどから、査察官等が、多種多様な情報に基づき、調査の端緒となるべき事実を発見し、本件各国税等に関する犯則の事実の概要を把握することができたものであるから、東京国税局の管轄区域が「事件発見地」である。また、宮崎県内における本件各店舗や取引先、横浜市内の原告の居宅等、複数かつ広域にわたる関係箇所を、同時に調査しなければ、証拠を廃棄されるなどして証拠の収集が著しく困難となるおそれがあつたことから、本件査察調査は、「急速を要する場合」(国犯法12条1項ただし書)に該当するとして、宮崎県内においても実施されたものである。これらのことからすると、本件査察調査は、査察調査に関する土地管轄のない収税官吏によってその管轄区域外においてされたものであるとはいえない。

(エ) 本件査察調査は、飽くまで査察調査としてされたものであり、税務調査としてされたものではないから、本件査察調査には、通則法74条の9、74条の11の適用はなく、本件査察調査に当たって、事前の通知(通則法74条の9)や事後の説明(通則法74条の11第2項)を行う必要はない。そのため、本件査察調査は、必要な通知や説明を欠いたものであるとはいえない。

ウ 本件各処分通知書には、手続上の重大な不備はないこと

(ア) 本件各更正処分は、飽くまで、税務調査の結果に基づきされたものであるから、本件各更正処分が国税庁又は国税局の職員の調査によるものである旨の付記(通則法27条、28条2項)をする必要はない。そのため、同付記がなかったとしても、本件各処分通知書に手続上の不備があることにはならない。

(イ) 本件消費税等各処分通知書には、本件各課税期間における基準期間の課税売上高がいずれも5000万円を超えることから、簡易課税の適用を受けることはできないこと、本件各課税期間における課税売上割合が100パーセントとなること及びその計算根拠、処分行政庁が認定した本件各課税期間における控除対象仕入税額の金額並びに処分行政庁が認定した本件各課税期間における課税仕入れの勘定科目別の内訳及びその対価の額がそれぞれ記載されている。このように、本件消費税等各処分通知書には、本件消費税等各更正処分における処分行政庁の判断過程がありのままに記載されているから、原告が課税仕入帳簿等を保管していなかったために消費税法30条7項により同条1項の適用がないことについての記載がなくても、本件消費税等各処分通知書の記載をもって、原告は、本件消費税等各更正処分の理由、判断過程を十分に知ることができたといえる。そのため、本件消費税等各処分通知書における理由の記載には、本件消費税等各処分を取り消すほどの重大な不備があるとはいえない。

エ 本件各更正処分は、確定申告書の「提出」(通則法24条)がないのにされたものであるとはいえないこと

(ア) 本件各確定申告書は、いずれも、原告の意思に基づいて作成され、延岡税務署長に提出されたものである。

そのため、本件各更正処分は、確定申告書の「提出」がないのにされたものであるとはいえない。

(イ) a なお、仮に、本件各確定申告書の作成及び提出が、原告の意思に基づかないものであったとしても、納税者が無申告である場合に誤って更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分がされることによって納税者が不利益を受けるものではないから、これによって本件各処分が違法となることはない。

b また、本件同和団体の担当者が税理士資格を有しない者であったとしても、税理士法違反となり得ることは格別、本件各確定申告自体が存在しないことにはならないから、これによって、本件各処分が違法となることはない。

c そのため、いずれにしても、原告の主張は失当である。

オ 小括

したがって、本件各処分は手続上の重大な瑕疵により違法であるとはいえない。

(6) 争点6 (原告は、本件各国税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していた(通則法68条1項)といえるか。)

(被告の主張の要旨)

ア 本件事業からは、本件各年分を通じて、多額の事業所得が生じていたところ、原告は、そのことを十分に承知しており、これによって得た多額の利益をもって個人の資産形成を行っていた。それにもかかわらず、原告は、こうした多額の事業所得を故意に少なく申告する意図の下、その一部だけを作為的に記載した申告を本件同和団体の担当者に作成させ、これを連年提出し続けていたものであり、実際に、本件所得税等各確定申告では、本件所得税等各更正処分における事業所得と比べて僅かな割合の事業所得しか申告されていなかった。

イ これらのことからすると、本件各確定申告は、原告において、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上で、その意図に基づく過少申告を行ったものといえるところ、このような原告の行為は、「隠ぺい」又は「仮装」(通則法68条1項)に該当するというべきである。

ウ したがって、原告は、本件各国税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していた(通則法68条1項)といえる。

(原告の主張の要旨)

争う。

(7) 争点7 (本件各更正処分は、偽りその他不正の行為によりその全部又は一部の税額を免れた国税についての更正処分(通則法70条4項1号)であるといえるか。)

(被告の主張の要旨)

ア 前記(6)の(被告の主張の要旨)で述べたとおり、本件各確定申告は、原告において、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上で、その意図に基づく過少申告を行ったものといえるところ、このような原告の行為は、「隠ぺい」又は「仮装」(通則法68条1項)に該当するというべきであるから、「偽りその他不正の行為」(通則法70条4項1号)にも当然に該当する。

イ したがって、本件各更正処分は、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れた国税についての更正処分（通則法 70 条 4 項 1 号）であるといえる。

（原告の主張の要旨）

争う。

第 4 当裁判所の判断

1 争点 1（本件各更正処分の全部の取消しを求める利益は認められるか。）について

（1）判断の枠組み

ア 納付すべき税額は、申告納税方式の下では、納税者の行う納税の申告により確定するのが原則であり（通則法 15 条 1 項、16 条 1 項 1 号）、納税者が自ら行った申告により一旦確定した課税標準等又は税額等を自己に有利に変更しようとする場合には、更正請求の方法によらなければならない（通則法 23 条 1 項 1 号）。

イ このように、確定申告書に記載された事項の過誤の是正につき更正請求という特別の制度が設けられた趣旨は、課税標準等又は税額等の確定については最も事情に通じている納税者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正は法律が特に認めた場合に限るものとするのが、租税債務を可及的速やかに確定させるべき国家財政上の要請に応ずるものであるとともに、納税者に対して過大な不利益を強いるおそれがないと考えられるからであると解される。

ウ こうした更正請求の制度趣旨に照らせば、更正処分を受けた納税者において、これに対応する納税の申告の無効を主張することができるような特段の事情がある場合を除き、当該更正処分のうち申告納税額に相当する税額を超えない部分について、更正請求の手続を経ないまま、抗告訴訟において取消しを求める利益は認められないというべきである（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同 39 年 10 月 22 日第一小法廷判決・民集 18 卷 8 号 1762 頁参照）。

（2）認定事実（前記前提事実及び括弧内掲記の証拠並びに弁論の全趣旨により認めることができる事実。以下同じ。）

ア 従前の原告の確定申告に関する事務の処理状況

（ア）原告は、平成 10 年頃にスナック経営を開始した当初のうちは、自ら確定申告書を作成し、これを延岡税務署長に提出して、確定申告をしていた（原告本人〔21、29、30、51、52 頁〕、乙 10、46）。

（イ）原告は、その後、顧客から本件同和団体を紹介されたことから、平成 13 年頃から、本件同和団体に確定申告に関する事務を依頼するようになり、本件各確定申告に関する事務についても、本件同和団体に依頼していた（原告本人〔21～32、51、52 頁〕、乙 10、15、46）。

（ウ）原告が本件同和団体に確定申告に関する事務を依頼するようになって以降の確定申告に関する事務の流れは、例年、おおむね、以下のとおりであった（原告本人〔21～32 頁〕、乙 10、46）。

a 原告は、毎年 1 月下旬頃、●●会議所から原告宛てに送付される確定申告書の作成に係る通知書を受領し、毎年 2 月中旬、指定された日時に同通知書を持参して●●会議所へ赴き、●●会議所の担当職員と面談して、同担当職員に対し、本件事業に関する収益や費用について、同担当職員から示唆された金額に収まるように、帳

簿書類等に基づかない大まかな額を説明する。同担当職員は、原告が説明した内容に基づいてメモ書きを作成する。

b 原告は、上記 a の面談終了後、本件同和団体からの案内に従い、毎年 3 月初旬に●●集会所に赴き、本件同和団体から依頼を受けた事務職員と面談する。当該事務職員は、上記 a のメモ書きに基づき、原告の所得税（平成 25 年分以降は所得税等）及び消費税等の各確定申告書を作成し、原告は、当該各確定申告書に押印する（ただし、C についての平成 25 年分の所得税等確定申告書及び平成 25 年課税期間の消費税等確定申告書については、原告から依頼を受けた乙が当該各確定申告書に押印した。）。

c 本件同和団体の担当者が、延岡税務署長に対し、後日、上記 b の押印のある確定申告書を法定申告期限内に提出する。

イ 本件各確定申告において申告された納付すべき税額の納付状況

原告は、以下の表のとおり、本件各確定申告を前提とした場合における納付すべき税額を納付した（原告本人〔32～42 頁〕、乙 77～83）。

（ア）本件各年分の所得税等について

対象年度等	納付日	納付額	確定申告上の納付 すべき税額の証拠	納付の 証拠
H23	H24. 4. 24	155,800	乙 2 〔④⑤欄〕	乙 77
H24 予定納税第 1 期	H24. 8. 28	51,900	乙 3 〔④④欄〕	乙 79
H24 予定納税第 2 期	H25. 1. 25	51,900	乙 3 〔④④欄〕	乙 80

なお、本件各確定申告を前提とすると、原告の平成 22 年分の所得税（乙 1 〔④②欄〕）、平成 24 年分の所得税（乙 3 〔④⑤欄〕）及び平成 25 年分の所得税等（乙 4 〔④⑦欄〕）については、いずれも納付すべき税額が存在しないため、原告による納付はされていない。

（イ）本件各課税期間の消費税等について

対象課税期間等	納付日	納付額	確定申告上の納付 すべき税額の証拠	納付の 証拠
H22 課税期間	H23. 6. 1	418,800	乙 5 〔②⑥欄〕	乙 76
H23 課税期間	H24. 4. 24	641,500	乙 6 〔②⑥欄〕	乙 78
H24 課税期間	H24. 11. 9	320,600	乙 7 〔⑩②②欄〕	乙 81
	H25. 3. 25	272,400	乙 7 〔②⑥欄〕	乙 82、83
H25 課税期間	H26. 3. 27	369,300	乙 8 〔②⑥欄〕	乙 84

（3）検討

ア 原告は、自らの意思に基づき、本件同和団体に確定申告に関する事務を依頼し、●●会議所や●●集会所に赴いた上で、本件事業に関する収益や費用についての説明を行っており、そうした原告の説明に基づき本件各確定申告書が作成され、これらの確定申告書には、原告の意思に基づき、押印がされているのであるし（前記（2）ア（イ）、（ウ））、原告は、実際に、本件各確定申告を前提とした場合における納付すべき税額について、自らの意思で、後日、納付している（前記（2）イ）。また、個人事業者が所得税の確定申告書を税務署長に提出しなければならないことは公知の事実であり、実際に、原告は、平成 10 年

にスナック経営を開始した当初は、自ら確定申告をしていた（前記（２）ア（ア））ものである。

イ これらのことからすると、本件各確定申告書は、原告の意思に基づいて作成され、延岡税務署長に提出されたものであるというほかなく、原告が税務署長に対して納税申告をしているという認識を有していなかったと認める余地はない。そのため、原告には、本件各確定申告の無効を主張することができるような特段の事情があると認めることはできない。

ウ なお、本件各確定申告書の作成や提出に関わった本件同和団体の関係者が税理士資格を有しない者であったとしても、前記ア、イのとおり、本件各確定申告書は、原告の意思に基づき作成され、提出されたことに変わりはないのであり、本件同和団体の関係者の行為が税理士法違反となり得ることは格別、これによって、本件各確定申告そのものが無効となるものではないというべきである。

エ したがって、本件各更正処分のうち、本件各確定申告に係る申告納税額に相当する税額を超えない部分（別紙２「訴え却下部分目録」記載の部分）については、更正請求の手続を経ないまま、抗告訴訟において、その取消しを求める利益は認められない。そのため、本件訴えのうち、同部分は不適法であって、却下を免れない。

オ なお、原告は、増額更正処分によって税額が確定する部分は申告納税額を超える部分に限られるという見解を前提として、本件各国税等について申告納税額が存在するとしても、本件各更正処分により税額が確定する範囲は、同申告納税額を超える部分に限られるなどと主張する。

しかし、一個の納税義務の発生原因たる課税要件事実は実体的に一体不可分であり、これを分断して部分ごとに認定し、納付すべき税額を部分的に確定させることはできないから、増額更正処分は、一個の納税義務について、課税要件事実を全体的に認定し、納税義務の内容を総額的に確定する処分であると解さざるを得ない。

そのため、原告の上記主張は、独自の見解に基づくものであって、採用することができない。

２ 争点２（Ａ売上金額は、被告の主張するとおり認定することができるか。）について

（１）平成２３年分のＡ売上金額について

ア 判断の枠組み

（ア）課税庁は、信頼し得る帳簿書類等を欠くために、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき数額を実額で認定することが著しく困難である場合には、合理性のある推計計算によって当該計算の基礎となるべき数額を推計し、かかる推計に基づき課税処分をすること（以下「推計課税」という。）ができる（所得税について所得税法１５６条）。

（イ） a 推計課税がされる場合であっても、推計課税は、飽くまで、実額による課税の代替手段にとどまるから、推計課税を受けた納税者としては、推計計算の合理性を争うほか、推計対象についての実額を自ら反証すること（以下「実額反証」という。）によって更正処分の適法性を争うことができる。

b もっとも、納税者は、申告納税制度の下、税法の定めるところに従って根拠となる帳簿書類等を作成、保存した上で、これに基づき正しい申告を行い、自らの申告に関して税務調査を受けた場合には、申告の根拠となる帳簿書類等を提示し、自らの申告が正しいことを説明する義務を負っているところ、納税者がこれらの義務に

違反して帳簿書類等の作成等をしていなかったことから、やむを得ず推計課税がされるに至った場合において、これらの義務を誠実に履行した納税者よりも有利に扱われるような事態が生ずることは法の予定するところではないといえる。また、課税庁が課税処分を行うのは、通常、課税標準の計算の基礎となる個々の経済取引がされてから相当の年月を経過した後であるため、帳簿書類等の散逸や取引関係者の転出、所在不明等により、税務調査により明らかにすることができる事実の範囲にはおのずと限界があるのに対し、納税者は、もともと経済取引の当事者であり、自己に有利な証拠を提出することは困難ではないといえる。

- c これらのことからすれば、推計課税において採られた推計計算が推計対象の実額の近似値を求め得るものとして社会通念上相応の合理性を有するといえる場合には、納税者において、当該推計計算が合理性を欠くことになるような納税者側の特殊な事情の存在及び当該特殊な事情を考慮して推計対象を改めて計算したときの税額が課税庁の推計額を前提とした税額を下回ることを、合理的な疑いをいれない程度に主張、立証しない限り、推計対象については、推計課税における推計額のとおり認定することができるというべきである。

イ 認定事実

- (ア) a 処分行政庁は、本件査察調査によって収集された資料（前記前提事実（２））を査察部から引き継ぎ、これを検討の上、同資料を基に、本件各処分をした（弁論の全趣旨）。
- b 平成２３年分のＡの経理業務を行っていた原告は、同年分のＡの売上げ及び経費に係る帳簿書類等の作成及び保管をしていなかった。そのため、査察官等は、本件査察調査において、Ａの平成２３年分の売上げ及び経費に係る帳簿書類等を収集することができなかった。（前記前提事実（２））
- (イ) a Ａ売上推計参照期間（被告）（平成２２年９月から同年１２月までの期間及び平成２４年１月から平成２５年１２月までの期間）のＡ売上金額は、本件査察調査により収集することができたＡの帳簿書類等（前記前提事実（２））に基づき、分類Ⅱの別表１の「１」の「売上金額（実額）①」欄記載のとおり、実額により認定することができる（前記第２の４、弁論の全趣旨）。
- b Ａ売上推計参照期間（被告）期間のＡ酒類仕入額（Ｄ）は、本件査察調査により収集することができたＡの帳簿書類等（前記前提事実（２））及び本件各店舗への売上金額を店舗別に管理していたＤに対する本件査察調査の結果に基づき、分類Ⅱの別表１の「１」の「酒仕入金額（実額）②」欄記載のとおり、実額により認定することができる（前記第２の４、弁論の全趣旨）。
- c 平成２３年分のＡ酒類仕入額（Ｄ）は、本件査察調査により収集することができたＡの帳簿書類等（前記前提事実（２））及び本件各店舗への売上金額を店舗別に管理していたＤに対する本件査察調査の結果に基づき、分類Ⅱの別表１の「２」の「Ｄからの酒仕入金額（実額）①欄」欄記載のとおり、実額により認定することができる（前記第２の４、弁論の全趣旨）。
- (ウ) a 原告は、本件事業の開始以来、本件各店舗の顧客に提供する酒類をＤから継続的に仕入れており、本件期間を通じ、Ｄが主たる酒類の仕入先であった（乙２５、弁

論の全趣旨)。

- b 本件期間における本件各店舗の仕入金額（酒類の仕入金額と酒類以外の仕入金額の合計額）は、本件査察調査により収集することができた本件各店舗の帳簿書類等（前記前提事実（２））及びDに対する本件査察調査の結果に基づき、分類Ⅱの別表２の「２ 仕入金額合計表」欄記載のとおり、実額により認定することができる（前記第２の４、弁論の全趣旨）、これによれば、本件各店舗の仕入金額の総額のうち、Dからの仕入金額が９５％以上の圧倒的な割合を占めていた。
- c なお、原告は、被告が推計の基礎としているA売上推計参照期間（被告）のA酒類仕入額（D）について、全ての額を網羅するものではないなどと主張するが、原告の主張は具体性を欠くものであり、根拠も不明であるといわざるを得ないから、前記（イ）bの認定が覆されることはない。

（エ）A売上推計参照期間（被告）のA売上金額（前記（イ）a）を、A売上推計参照期間（被告）のA酒類仕入額（D）（前記（イ）b）で除することにより、A売上参照倍率（被告）である22.9477倍を算出することができ、これを平成23年分のA酒類仕入額（D）（前記（イ）c）に乗ずると、分類Ⅱの別表１の「２」「推計売上金額（①×②）」欄記載のとおり、平成23年分のA売上金額についての被告の推計額を算出することができる。

ウ 検討

（ア）本件事業のような社交飲食店業では、売上先が不特定多数の者であり、その決済方法は現金によることが多いことなどから、帳簿書類等が作成、保存されていない場合には、売上金額について実額を把握することは著しく困難である。そうすると、本件各国税等のうち、平成23年分のA売上金額を課税標準の計算の基礎とするものについては、その算定の基となるべき帳簿書類等がなく（前記イ（ア）a、b）、その実額を把握することが著しく困難であるといえるから、平成23年分のA売上金額を推計し、かかる推計に基づき課税をすることができるというべきである。

（イ）そこで、平成23年分のA売上金額について被告の主張する推計計算（前記イ（エ））が平成23年分のA売上金額の実額の近似値を求め得るものとして社会通念上相応の合理性を有するといえるかについて、以下、検討する。

- a まず、被告の主張する推計計算（前記イ（エ））において推計の基礎とされているA売上推計参照期間（被告）のA売上金額及びA酒類仕入額（D）並びに平成23年分のA酒類仕入額（D）は、本件査察調査により収集することができたAの帳簿書類等（前記前提事実（２））及びDに対する本件査察調査の結果に基づいて、いずれも実額により認定することができるものである（前記イ（イ））。
- b また、被告の主張する推計計算（前記イ（エ））における推計の方法は、A売上推計参照期間（被告）におけるA売上金額とA酒類仕入額（D）との比率を用いて、平成23年分のA売上金額を推計するというものであるところ、一般的に、社交飲食店業は、ホステス等が酒類を提供しながら接客することを業とするものであるから、社交飲食店業における売上金額と酒類の仕入金額との間には一定の比率に基づく比例関係があるというべきであり、同一店舗における同一事業についていえば、近接した時期における上記の比率は相当程度近似することが合理的に想定される。

Aにおける本件事業についても、これと別異に解すべき事情はうかがわれないことからすると、平成23年に近接したA売上推計参照期間（被告）におけるA売上金額とA酒類仕入額との比率を用いて平成23年分のA売上金額の推計を行うことは合理的な方法であるといえる。そして、本件期間を通じ、Dが本件各店舗の主たる酒類の仕入先であり（前記イ（ウ）a）、本件各店舗の仕入金額のうち、Dからの仕入金額が95%以上の圧倒的な割合を占めていること（前記イ（ウ）b）を考慮すれば、A酒類仕入額のうち、A酒類仕入額（D）のみを用いて上記の推計を行うこととしても、推計の方法としての合理性が失われることにはならないというべきである。

c これらのことからすると、被告の主張する推計計算（前記イ（エ））については、その推計の基礎がいずれも帳簿書類等に基づき実額により認定することができる数額であり（前記a）、その推計の方法が合理的なものであるといえる（上記b）から、平成23年分のA売上金額の実額の近似値を求め得るものとして社会通念上相応の合理性がある計算であるといえる。

（ウ）a これに対し、原告は、A売上参照倍率（被告）である22.9477倍ではなく、A売上参照倍率（原告）（平成24年分のA売上金額を同年分のA酒類仕入額で除した倍率）である18.213を用いることにより、平成23年分のA売上金額を推計すべきであると主張するが、原告の主張する平成24年分のA酒類仕入額の根拠が不明であることからして、採用することができない。

b また、原告は、被告の推計計算（前記イ（エ））に対する実額反証と評価することができると主張、立証をしていない。

（エ）したがって、平成23年分のA売上金額は、被告の主張する推計額（前記イ（エ））のとおり認定することができる。

（2）平成22年分、平成24年分及び平成25年分のA売上金額として被告の主張する額には、年間300万円分の架空売上金額が含まれていないといえるかについて

ア 平成22年分、平成24年分及び平成25年分のA売上金額として被告の主張する額は、本件査察調査により収集することができたAの帳簿書類等（前記前提事実（2））に計上されている平成22年分、平成24年分及び平成25年分のA売上金額に依拠するものであるところ（前記第2の4）、これらの帳簿書類等において、A売上金額として計上されている金額の一部が、架空売上げ分として、他の売上金額と区別して計上されている形跡はうかがわれない（弁論の全趣旨）。また、仮に、原告の主張するとおり、Aにおいて、常連客に対する販売促進サービスとして、酒類のボトル1本分を無料で提供したことがあったとしても、Aの売上金を管理する丁において、同ボトルの無料提供に係る売上げについて、これが架空売上げであり、現金売上げを伴わないものであるにもかかわらず、あえて、他の売上金額と区別することなく、一緒にして売上金額として計上する理由は見当たらない。加えて、原告が主張する架空売上げの金額の算定根拠は不明であるといわざるを得ず、これを構成する個々の売上げの時期、無料提供した酒類のボトルの数、単価等を客観的に検証することはできない。

イ これらのことからすれば、本件査察調査により収集することができたAの帳簿書類等に計上されている平成22年分、平成24年分及び平成25年分のA売上金額には、年間3

00万円という原告の主張する架空売上の金額は含まれていないというべきである。

ウ したがって、平成22年分、平成24年分及び平成25年分のA売上金額として被告の主張する額には、年間300万円分の架空売上金額は含まれていないといえる。

(3) 小括

以上より、A売上金額は、被告の主張するとおり認定することができる。

3 争点3（本件事業経費は、本件事業経費（被告主張）を超えては存在しないといえるか。）について

(1) 平成23年分及び平成24年分のC人件費について被告の主張する推計額のとおり認定することができるかについて

ア 判断の枠組み

前記2（1）アのとおり、課税庁は、信頼し得る帳簿書類等を欠くために課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき数額を認定することが著しく困難である場合には、推計課税をすることができるところ、推計課税において採られた推計計算が推計対象の実額の近似値を求め得るものとして社会通念上相応の合理性を有するといえる場合には、納税者において、当該推計計算が合理性を欠くことになるような納税者側の特殊な事情の存在及び当該特殊な事情を考慮して推計対象を計算したときの税額が課税庁の推計額を前提とした税額を下回ることを、合理的な疑いを容れない程度に主張、立証しない限り、推計対象については、推計課税における推計額のとおりに認定することができるというべきである。

イ 認定事実

- (ア) a 処分行政庁は、本件査察調査によって収集された資料を査察部から引き継ぎ、これを検討の上、同資料を基に、本件各処分をした（弁論の全趣旨）。
 - b 平成23年及び平成24年のCの経理業務を行っていた原告は、これらの年のCの売上げ及び経費に係る帳簿書類等の作成及び保管をしていなかった。そのため、本件査察官等は、本件査察調査において、Cの平成23年分及び平成24年分の売上げ及び経費に係る帳簿書類等を収集することができなかった。（前記前提事実（2））
- (イ) a 平成25年分のC売上金額は、本件査察調査により収集することができたCの帳簿書類等（前記前提事実（2））に基づき、分類Ⅱの別表3-4の「1」の「①売上金額」欄記載のとおり、実額により認定することができる（前記第2の4、弁論の全趣旨）。
 - b 平成25年分のC人件費のうちホステス等に支払われたものは、本件査察調査により収集することができたCの帳簿書類等（前記前提事実（2））に基づき、分類Ⅱの別表3-4の「1」の「②給料賃金（ホステス分）」及び「③給料賃金（従業員分）」欄記載のとおり、それぞれ実額により認定することができる（前記第2の4、弁論の全趣旨）。
 - c 平成23年分及び平成24年分のC売上金額は、本件査察調査により収集することができたCの帳簿書類等（前提事実（2））に基づき、分類Ⅱの別表3-4の「2」の【平成23年分】及び【平成24年分】の各「④売上金額」欄記載のとおり、それぞれ実額により認定することができる（前記第2の4、弁論の全趣旨）。
- (ウ) a 原告は、本件期間を通じ、Cに所属する各ホステスに対し、時給として、あらか

じめ原告が定めた時給の単価（別紙6記載の「売上げによる時給一覧」（乙25添付の表と基本的に同じ内容のもの）に記載された金額）に当該ホステスが当月に従事した勤務時間数を乗じた金額を支払っていたところ、上記時給の単価は、各ホステスが指名を受けたことによる前月の売上金額に連動するものであった（乙25、33、弁論の全趣旨）。

- b 原告は、本件期間を通じ、Cに所属する各ホステスに対し、時給以外に、顧客から指名された回数や顧客を同伴して出勤した回数に連動した加算金、同伴の回数が多い者に対する加算額、指名を受けたことによる売上金額の上位者に対する加算金、臨時のボーナス等を支払っていた（乙25、33、弁論の全趣旨）。

(エ) a 平成23年分及び平成24年分のC売上金額（上記（イ）c）に、平成25年分のC人件費（ホステス分）（前記（イ）b）が平成25年分のC売上金額（前記（イ）a）に占める割合（Cホステス参照人件費割合（被告））である42.39パーセントをそれぞれ乗ずることにより、分類Ⅱの別表3-4の「2」の【平成23年分】及び【平成24年分】の各「⑤ホステス給料（④×42.39%）」欄記載のとおり、平成23年分及び平成24年分のC人件費（ホステス分）についての被告の推計額をそれぞれ算出することができる。

- b 平成23年分及び平成24年分のC売上金額（前記（イ）c）に、平成25年分のC人件費（従業員分）（前記（イ）b）が平成25年分のC売上金額（前記（イ）a）に占める割合（C従業員参照人件費割合（被告））である3.93パーセントをそれぞれ乗ずることにより、分類Ⅱの別表3-4の「2」の【平成23年分】及び【平成24年分】の各「⑥従業員給料（④×3.93%）」欄記載のとおり、平成23年分及び平成24年分のC人件費（従業員分）についての被告の推計額をそれぞれ算出することができる。

ウ 検討

(ア) 本件事業のような社交飲食店業では、ホステス等の入れ替わりが激しいことなどから、帳簿書類が保存されていない場合には、人件費の金額について実額を把握することは著しく困難である。そうすると、本件各国税等のうち、平成22年分及び平成23年分のC人件費を課税標準の計算の基礎とするものについては、その算定の基となるべき帳簿書類等がなく（前記イ（ア）a、b）、その実額を把握することが著しく困難であるといえるから、平成22年分及び平成23年分のC人件費を推計し、かかる推計に基づき課税をすることができるというべきである。

(イ) そこで、平成22年分及び平成23年分のC人件費について被告の主張する推計計算（前記イ（エ））が平成22年分及び平成23年分のC人件費の実額の近似値を求め得るものとして社会通念上相応の合理性を有するといえるかについて、以下、検討する。

- a まず、被告の主張する推計計算（前記イ（エ））において推計の基礎とされている平成23年分から平成25年分までのC売上金額及び平成25年分のC人件費は、本件査察調査により収集することができたCの帳簿書類等（前記前提事実（2））に基づいて、いずれも実額により認定することができるものである（前記イ（イ））。
- b また、被告の主張する推計計算（前記イ（エ））における推計の方法は、平成25年分のCの人件費割合を用いて、平成23年分及び平成24年分のC人件費を推

計するというものであるところ、人件費は固定費であり、売上金額と直ちに連動するものではないものの、売上金額や勤務する人員の数、勤務形態、報酬体系等に大きな変動がない限り、同一店舗における同一事業についていえば、近接した時期における人件費割合は相当程度近似することが合理的に想定される。そして、平成23年分のC売上金額（5126万9200円）と平成24年分のC売上金額（5187万0800円）はほぼ同額であり、平成25年分のC売上金額（6254万1200円）はこれらよりも1000万円強増加しているものの、本件期間においてCに所属していた各ホステスに対する支払額には各ホステスが貢献した売上金額に連動する部分も相当程度含まれており（前記イ（ウ））、そうしたホステスの人件費がC人件費の大半を占めていたこと（前記イ（イ）b）も考慮すれば、上記の程度の売上金額の増加があったとしても、そのことのみによってCにおける人件費割合に看過し得ないほどの大きな変動が生ずることはないと考えすることは、あながち不合理であるとはいえない。以上に加えて、平成23年から平成25年までの間、Cに所属するホステス等の数、勤務形態、報酬体系等に大きな変動があったことをうかがわせる事情は見当たらないことも併せ考慮すれば、平成25年分のCの人件費割合を用いて、平成23年分及び平成24年分のC人件費を推計することは合理的な方法であるといえる。

- c これらのことからすると、被告の主張する推計計算（前記イ（エ））については、その推計の基礎がいずれも帳簿書類等に基づき実額により算定することができる数額であり（前記a）、その推計の方法が合理的なものであるといえる（上記b）から、平成22年分及び平成23年分のC人件費の実額の近似値を求め得るものとして社会通念上相応の合理性があるものであるといえる。

- （ウ）a これに対し、原告は、平成24年頃までの間、Cに係る事業から人件費に見合う売上げを得ることはできていなかったものであり、実際に、平成22年8月●日から同年12月25日までのCの人件費割合は65.15パーセントに上っていたことに照らしても、C参照人件費割合（被告）である46.32パーセントを用いて平成23年分及び平成24年分のC人件費を推計することは合理的ではないと主張する。

しかし、Cを開店してから2年以上の間、Cに係る事業からは人件費に見合う売上げを得ることができなかったという原告の主張を基礎付ける客観的な証拠は存在しない。また、平成22年の各月（ただし、同年12月については、同月26日から同月31日までを除く。）のC売上金額及びM人件費は、本件査察調査により収集することができたCの帳簿書類等（前記前提事実（2））に基づき、分類Ⅱの別表3-3記載のとおり、それぞれ実額により認定することができる（前記第2の4、弁論の全趣旨）、これによれば、同年の各月におけるCの人件費割合は、開店月である同年8月が約63.3パーセント、同年9月が約70.6パーセント、同年10月が約72.7パーセント、同年11月が約69.1パーセント、同年12月（ただし、同月26日から同月31日までを除く。）が約53.7パーセントであり、開店3か月目をピークに減少し、同年12月には50パーセント台にまで減少しているのであるから、同年8月●日から同年12月25日までのCの人件費

割合が65.15パーセントに上っていたことを考慮しても、平成23年以降のC人件費割合がC参照人件費割合（被告）を大幅に上回る状態で推移することはなかったと考えることが合理的な想定でないとはいえない。

そのため、原告の上記主張は採用することができない。

- b また、原告は、平成28年11月に開店したGの平成29年分の人件費割合（約75.89パーセント）から10パーセント程度下方修正した68.30パーセント（C参照人件費割合（原告））を用いて、平成23年分及び平成24年分のC人件費を推計するのが合理的であると主張する。

しかし、C参照人件費割合（原告）の算定の基礎とされている平成29年分のG売上金額及びG人件費の根拠は明らかではない。また、Gは、Cとは出店している地域が異なるほか、その営業形態、営業時間、規模、キャスト数、客層、立地条件等も不明であるため、平成29年分のG人件費割合から10パーセント程度低い割合として設定されたC参照人件費割合（原告）がCの人件費割合に近似するという推計の前提を認めることもできない。そうすると、C参照人件費割合（原告）を用いて、平成23年分及び平成24年分のC人件費を推計することが合理的な方法であるということとはできない。

そのため、原告の上記主張は採用することができない。

- c また、原告は、被告の推計計算（前記イ（エ））に対する実額反証と評価することができると主張、立証をしていない。

（エ）したがって、平成23年分及び平成24年分のC人件費は、被告の主張する推計額（前記イ（エ））のとおりに認定することができる。

（2）原告主張追加諸経費は、いずれも本件事業経費には含まれないといえるかについて

ア 判断の枠組み

（ア）所得税の更正処分の取消訴訟においては、必要経費が課税庁の主張する額を超えて存在しないことについて、課税庁が立証責任を負うことになるところ、課税処分がされるのは、課税標準の計算の基礎となる個々の経済取引がされてから相当の年月を経過した後であるから、その時点では、帳簿書類等の散逸や取引関係者の転出、所在不明等により、税務調査により明らかにすることができる事実の範囲にはおのずと限界があるのに対し、必要経費は納税者にとって有利な事実であり、一般に、納税者の支配領域内で行われた取引に由来して生ずるものであるから、必要経費が課税庁の主張する額を超えて存在するのであれば、通常、納税者には、その存在を明らかにすることを期待することができるものといえる。

（イ）また、納税者は、申告納税制度の下、帳簿書類等を作成、保存した上で、これに基づき正しい納税の申告を行い、自らの申告に関して税務調査を受けた場合には、申告の根拠となる帳簿書類等を提示し、自らの申告が正しいことを説明すべき責務を負っているのであり、所得税法その他の関係法令においても、事業所得を有する納税者が所得税の確定申告をする場合には、事業所得に係る収入金額及び必要経費の内訳書を納税申告書に添付しなければならない（所得税法120条4項、所得税法施行規則47条の3第1項）、事業所得を有する非少額所得者等は、事業所得帳簿書類等を作成した上で、所得を生ずべき事業に係るその年の取引のうち総収入金額に対応する必要経費に関する内訳

等を記録して保存しなければならないのであって（同法２３１条の２第１項、同規則１０２条１項～同条４項、本件告示１項。なお、平成２３年法律第１１４号による改正後の所得税法２３２条においては、非少額所得者等に限らず、青色申告事業者以外の個人事業者であれば、所得税の確定申告の必要がない者であっても、同様の義務を負うこととされている。）、このように作成、保存された事業所得帳簿書類等は、原則として税務調査における検査の対象になるものとされている（同法２３１条の２第４項本文）。これらの所得税法その他の関係法令に照らすと、必要経費の認定に当たっては、納税者が必要経費に関する帳簿書類等を作成、保存していることが基本的な前提とされるべきであり、そうした客観的な資料に基づき、必要経費の内訳等を明らかにすることが法の予定するところであって、帳簿書類等の作成、保存という申告納税制度に内在する納税者としての責務を怠った者が、課税処分を受けるや、事後的に検証することが困難な客観性の乏しい資料を援用して、帳簿書類等に記録されていない支出を必要経費であると主張することにより課税処分の適法性を容易に争うことができってしまうという帰結は、法の許容するところではないといえることができる。

（ウ）これらのことからすると、所得税の更正処分の取消訴訟では、まずは、課税標準の計算の基礎となるべき事実について立証責任を負う課税庁において、一定の必要経費の存在を明らかにしなければならないとはいえるものの、課税庁が明らかにした必要経費が当該事業に係る収入金額との対応上、通常一般的であると認められる場合には、納税者において、課税庁の主張する額を超える必要経費の存在を明らかにしない限り、当該事業の必要経費については、課税庁の主張する額を超えては存在しないものと推定することができるというべきである。そして、上記の場合において、納税者が課税庁の主張する額を超える必要経費の存在を明らかにするためには、帳簿書類等又はこれに準ずる客観的な資料に基づき、その内訳等、すなわち、当該費用の発生原因となる取引の時期、事由、支払先及び金額（少額の費用についてはその項目ごとの日々の合計金額）を明らかにすることによって、当該費用が現に発生しており、かつ、当該事業に係る収入金額と直接的な対応関係に立つことを明らかにしなければならないというべきである。

イ 検討

（ア） a 上記アの判断枠組みを前提に検討するに、本件事業経費（被告主張）の概要は分類Ⅱの別表２、３、５、７から２２まで及び分類Ⅲの別表１から３までに記載されているとおりであるところ、これらの各別表に照らすと、本件事業経費（被告主張）は、本件査察調査において収集することができた本件各店舗の帳簿書類等（前記前提事実（２））の記載を主たる根拠としつつ、一部については、本件査察調査において原告及び本件各店舗の関係者が供述した内容をも根拠とした上で、①顧客に提供するために仕入れた酒類等に係る売上原価、②所属するホステス等に係る人件費のほか、③本件各店舗の建物附属設備、車両運搬具、器具備品に関する減価償却費、④本件各店舗や駐車場、一部のホステス等の居宅に係る地代家賃、⑤クレジットカードの決済代行手数料その他の支払手数料、⑥本件事業に係る収入印紙代、自動車税、消費税等の租税公課、⑦本件各店舗に係る水道光熱費、⑧ガソリン代や道路通行料金といった旅費交通費、⑨電話料金や切手代といった通信費、⑩広告宣伝費、⑪贈答品の購入代金や飲食代等といった接待交際費、⑫本件各店舗に係る火災保険

や自動車保険等に係る損害保険料、⑬椅子、テーブルの工事代金に係る消耗品費、⑭福利厚生費、⑮本件事業において用いるおしぼり、清掃用品、製氷機、観葉植物等に係るリース料、⑯繰延資産償却費、⑰諸々の雑費、⑱支払利息といった項目につき、幅広く本件事業経費を算定したものであるといえる。全証拠を総合しても、これらの①から⑱までの費目のいずれにも該当し得ないが、本件事業の運営にとって典型的に不可欠な費目があるとは認められないし、このうちの⑩接待交際費や⑰雑費は、多様な支出が含まれ得る費目であり、実際に、本件カード支出（丸印）だけでも、平均して年間百数十万円以上の支出が含まれているところ（分類Ⅲの別表2及び別表3）、その中には、必ずしも支払事由が明らかではないものも多数含まれていることなどからすれば、本件事業経費（被告主張）は、本件事業経費の該当性のある程度緩やかに認めたものといえる。

- b 他方で、本件各店舗に係る帳簿書類等（前記前提事実（2））に必要経費として計上されているにもかかわらず、本件事業経費（被告主張）に含まれていない支出項目等があることはうかがわれぬし、上記帳簿書類等のほかに、私的な支出と区別された本件事業経費の継続的な記録は見当たらない。
- c これらのことからすると、本件事業経費（被告主張）は、特段の事情がない限り、本件事業に係る収入金額との対応上、通常一般的であると評価することができる。

(イ) a これに対し、原告は、本件事業経費（被告主張）は原告指摘諸費用を含んでいないため、本件事業に係る収入金額との対応上、通常一般的な費用であるとはいえない旨を主張する。

しかし、原告指摘諸費用は、その内容に照らし、そもそも費用の内訳等が十分に特定されていないか、本件事業に係る収入金額と直接の対応関係に立つものとして実際に発生したものであることが客観的に明らかであるとまではいえないか、あるいは、本件事業経費（被告主張）として既に計上されている費用のいずれにも含まれないことが明らかであるとまではいえないものであるといわざるを得ず、原告指摘諸費用を理由として、本件事業経費（被告主張）が本件事業に係る収入金額との対応上、通常一般的な費用であるとはいえないと評価することはできない。

そのため、原告の上記主張は採用することができない。

- b また、原告は、本件事業経費（被告主張）における雑費の一部（「A店」の「元帳分」の平成23年分及び平成24年分の額並びに「C店」の「元帳分」の平成23年分から平成25年分までの額）は原告指摘雑費推計額よりも低い額しか計上されていないため、本件事業経費（被告主張）は本件事業に係る収入金額との対応上、通常一般的な費用であるとはいえない旨を主張する。

しかし、前記（ア）、上記aのとおり、本件事業経費（被告主張）の雑費が本件事業に係る収入金額との対応上、通常一般的な雑費ではないということではできず、本件事業経費中の雑費部分について推計計算をしなければならない必要性は認められないから、原告の上記主張は前提を欠く。

そのため、原告の上記主張は採用することができない。

- c さらに、原告は、①本件事業経費（被告主張）を前提とした場合における本件事業の経費率が原告の引用する統計資料上の「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の

純売上高に占める純売上高から役員報酬と営業利益を控除した残額の割合より10パーセント以上も低いこと及び②原告が本件各国税等についてのほ脱犯の嫌疑について不起訴処分を受けたことをもって、本件事業経費（被告主張）は本件事業に係る収入金額との対応上、通常一般的であるとはいえないことが裏付けられる旨を主張する。

（a）しかし、社交飲食業の経営の在り様は多種多様であり得ることからすれば、本件事業経費（被告主張）を前提とした本件事業の経費率の妥当性について、個々の事業の規模や営業形態、立地条件等の差異を捨象して適切な評価をすることはできないし、原告の引用する統計資料上、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の純売上高に占める純売上高から役員報酬と営業利益を控除した残額の割合を算定することができたとしても、これと経費率とがどの程度対応するものであるかも不明であることからすれば、原告の主張する数値の比較によって、本件事業経費（被告主張）を前提とした場合における本件事業の経費率の妥当性を評価することは困難であるといわざるを得ない。

（b）また、本件各国税等についての犯則事件に関する刑事司法手続と課税手続とは別個の手続であるから、本件各国税等についてのほ脱犯の嫌疑について原告が不起訴処分を受けたことは、本件事業経費（被告主張）が本件事業に係る収入金額との対応上、通常一般的であるとはいえないことを意味しない。

（c）そのため、原告の上記主張は採用することができない。

（ウ）これらのことからすると、本件事業経費（被告主張）は、本件事業に係る収入金額との対応上、通常一般的であると評価することができるから、原告において、帳簿書類等又はこれに準ずる客観的な資料に基づき、本件事業経費（被告主張）を超える費用の内訳等を明らかにすることにより、当該費用が現に発生しており、かつ、これが本件事業に係る収入金額と直接的な対応関係に立つことを明らかにしない限り、本件事業経費については、本件事業経費（被告主張）を超えては存在しないものと推定することができるというべきである。

（エ） a 以上を前提に検討するに、原告主張追加諸経費（本件カード分以外）については、分類Ⅳの各別表の内容に照らし、そもそも、その内訳等、すなわち、費用の発生原因となる取引の時期、事由、支払先及び金額（少額の費用についてはその項目ごとの日々の合計金額）の全部又は一部が十分に特定されているとはいえないし、これらの点については、原告、乙、本件各店舗のホステス等、元ホステス等、顧客らの記憶（以下、こうした記憶に基づく供述を「原告協力者等の供述」という。）やこれらの者のうち一部の者が保有する写真又は画像データ（以下「原告協力者等の画像」という。）以外に根拠となるべき資料がない（原告本人〔5、9、43頁〕、乙証人〔3、4、19、22頁〕、丙証人〔1、11、12、15、16頁〕、丁証人〔2、3、6、8、9頁〕、戊証人〔3、4頁〕、甲37～57）。

b そして、原告協力者等の供述といっても、平成30年7月に作成された陳述書（甲37～53）及び令和2年2月以降に作成された陳述書（甲54～57）並びに原告協力者等の一部の者の人証（原告本人、乙証人、丙証人、丁証人、戊証人）において述べられた内容にとどまるところ、これらは、いずれも、平成22年1月

からは8年以上が経過し、平成25年12月からも4年以上が経過した後の記憶に基づくものであるから、多岐にわたる原告主張追加諸経費の内訳等との関係で、帳簿書類等に準ずる客観的な資料であるとはいえない。

c 加えて、原告協力者等の画像といっても、飲み会、二次会、三次会、打ち上げ、旅行その他のレクリエーション、本件各店舗におけるイベント等の場面におけるホステス等のほか、原告が本件事業のために購入したと称する顧客等へのプレゼント品、家電、衣装、靴、本件各店舗の箸袋、灰皿、コースター、ガスライター等を撮影したものにとどまり（原告本人〔9頁〕、丙証人〔1頁、15頁〕、甲55～57）、これらの写真によっても、原告主張追加諸経費の内訳等が明らかになるわけではない。

d そうすると、原告において、帳簿書類等又はこれに準ずる客観的な資料に基づき、原告主張追加諸経費（本件カード分以外）の内訳等を明らかにしたとはいえない。

(オ) a 次に、原告主張追加諸経費（本件カード分）については、原告協力者等の供述及び原告協力者等の画像（前記（エ）aで掲記したものほかに、甲61、78）のほかに、本件カード記録（甲60、77、乙75）も根拠とされている。

b このうち、原告主張追加諸経費（本件カード分以外）の根拠資料と重複するものについては、前記（エ）bで述べたのと同様の理由から、原告主張追加諸経費（本件カード分）の内訳等との関係でも、帳簿書類等に準ずる客観的な資料であるとはいえない。

また、原告協力者等の画像（甲78の資料1～資料5）についても、購入した商品又はこれと同種の商品を撮影したものにとどまり、これらの画像によっても、原告主張追加諸経費（本件カード分）の内訳等が明らかになるわけではない。

c これに対し、本件カード記録は、原告主張追加諸経費（本件カード分）に係る支出の原因となる取引の時期及び金額については、帳簿書類等に準ずる客観的な資料といえることができる。しかし、本件カード記録の記載だけでは、そこに記載された支出の目的や購入された物品の実際の用途が判明しないため、これらの支出が本件事業に係る収入金額と対応関係に立つことを明らかにすることはできない。このことは、分類Ⅵの別表記載の各支出についても同様に当てはまる。

d そうすると、原告において、帳簿書類等又はこれに準ずる客観的な資料に基づき、原告主張追加諸経費の内訳等を明らかにすることにより、原告主張追加諸経費（本件カード分）が本件事業に係る収入金額と対応関係に立つことを明らかにしたとはいえない。

(カ) 以上より、本件事業経費（被告主張）は、本件事業に係る収入金額との対応上、通常一般的であるといえるところ、原告において、帳簿書類等又はこれに準ずる客観的な資料に基づき、原告追加主張諸経費が実際に発生しており、かつ、これが本件事業に係る収入金額と直接的な対応関係に立つことを明らかにしたとはいえないから、本件事業経費については、本件事業経費（被告主張）を超えては存在しないものと推定することができる。

ウ 被告の主張の変遷を指摘する原告の主張について

なお、原告は、必要経費の立証責任に関する被告の主張について、本件裁決において採

用されていた見解と異なるものであるとして、そのような主張をすることは、禁反言、憲法39条の二重処罰禁止及び不利益変更禁止の原則の根底にある法的正義の法理に反し、許されない旨を主張する。

しかし、行政処分の審査請求の手續と取消訴訟の手續とは別個の手續であり、裁決を経た後の課税処分の取消訴訟において、被告が裁決理由中の判断と異なる主張を行うことは裁決の拘束力（通則法102条1項）に抵触せず、もとより許されるものというべきであるから、本件裁決の理由中で示された見解と異なるものであることを理由として被告の主張が許されないものであるとする原告の主張は前提を欠くものであって、採用することができない。

エ 小括

したがって、原告主張追加諸経費は、いずれも本件事業経費には含まれないといえる。

(3) まとめ

以上より、本件事業経費は、本件事業経費（被告主張）を超えては存在しないといえる。

4 争点4（本件各ホステス報酬は給与に該当するため、本件各ホステス報酬の支払は仕入税額控除の対象となる課税仕入れには該当し得ないといえるか。）について

(1) 判断の枠組み

給与とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうところ、事業所得、すなわち、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得との区別の観点からすると、ある役務の提供の対価が給与に該当するか否かを判断するに当たっては、当該対価の支払者との関係において、何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的、断続的に役務の提供をしたことの対価として支払われたものであるかどうか（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁）、その対価の本質が役務を提供した時間に応じて算定されるもの（以下「時間給」という。）であり、一定の成果の有無に係らしめられているもの（以下「歩合給」という。）ではないといえるか、当該役務の提供者が当該対価の支払者から独立して役務の提供に係る危険を負担しているかといった点を総合的に考慮すべきである。

(2) 認定事実

ア 本件各ホステスの勤務管理の内容

(ア) 本件各店長等は、本件各ホステスの希望に基づき、1週間ごとの勤務シフト表を作成することにより、本件各ホステスに対し、各自が所属する店舗においてホステスとしての役務を提供すべき日時の割当てをしていた（乙13、35）。

(イ) 本件各店長等は、ある店舗においてホステス数が不足する場合には、他の2店舗に所属するホステスをして、当該ホステス数の不足する店舗において、1日単位又は一、二時間単位でホステスとしての役務を提供させるなどの対応を行っていた（乙12、13）。

(ウ) 本件各ホステスは、本件各店長等が作成する「出勤表」と題する書面により、顧客の同伴、早退や欠勤の有無について記録されていたほか、タイムカードにより勤務時間を記録されていた（乙12）。

イ 本件各ホステスに支払う対価の内容

原告が本件各ホステスに対して支払う対価の主な内容は、次のとおりである（乙 25、33）。

（ア）時給の単価（別紙6記載の「売上げによる時給一覧」（乙25添付の表と基本的に同じ内容のもの）に記載された金額）に当該ホステスが当月に従事した勤務時間数を乗じて計算した金額

（イ）上記（ア）の時給以外の対価

- a 顧客から指名された回数に1000円（指名料）を乗じた金額
- b 顧客と同伴して出勤した回数に3000円（同伴料）を乗じた金額
- c 同伴の回数が1位又は10回以上の者に対する加算額（1万円）
- d 売上金額50万円以上の上位3名に対する「甲賞」と称する加算額（1位が2万円、2位が1万円及び3位が5000円）
- e 臨時のボーナス、皆勤賞等

ウ ホステスの危険負担等の内容

（ア）費用の負担

- a 本件各ホステスは、自身で購入したドレスその他の身の回り品を使用することもできた一方で、本件各店舗で用意したドレスその他の身の回り品を借用したり、原告から着物（和服）を借用したりすることもできた（乙18、37～41）。
- b 本件各ホステスは、各自で髪の設定を行うこともできた一方で、原告の指定する特定の美容師に依頼することもでき、その場合には、セット代1000円又は900円のうち500円又は400円を原告が負担していた（乙39～41）。

（イ）掛売上金の回収の責任

- a 本件事業に係る掛売上については、顧客に対して請求書を発行した上で、A原告口座、S原告口座及びC原告口座②に振込入金されていた（乙29）。
- b 本件期間中、掛売上金が現実に回収不能になったことはなく、本件各ホステスの給料から回収不能額が差し引かれたことはなかった（乙38、39、41、弁論の全趣旨）。

（ウ）ノルマやペナルティの有無及び内容

- a 本件各ホステスは、個人別に売上げの目標が設定されていたものの、目標を達成しなかった場合のペナルティはなかった（乙38、39、41、弁論の全趣旨）。
- b 本件各ホステスは、無断欠勤をした場合に限り、ペナルティとして1回当たり2000円が徴収されていた（乙38、39、41、弁論の全趣旨）。

（3）検討

ア（ア）本件各ホステスは、本件各店長等が作成する1週間ごとの勤務シフト表によってホステスとしての役務を提供すべき日の割当てを受けていたほか（前記（2）ア（ア））、基本的に、所属する店舗においてホステスとしての役務を提供しつつ、他の店舗の繁忙状況によっては、本件各店長等の指示に基づき、所属する店舗以外の店舗においても、1日単位又は一、二時間単位でホステスとしての役務を提供していた（前記（2）ア（イ））。

（イ）また、本件各ホステスは、本件各店長等から、所属する店舗等においてホステスと

しての役務を提供した時間については、タイムカードにより、顧客の同伴、早退、欠勤の有無については、出勤表により、それぞれ記録を取られており（前記（２）ア（ウ））、これらの記録に基づき、支払われる対価（本件各ホステス報酬）の額（前記（２）イ）を算定されていた。

（ウ） このように、勤務シフト表に本件各ホステスの希望が反映され（前記（２）ア（ア））、本件各ホステスから事前の申出があった場合には、同シフト表の内容が柔軟に変更されることがあったとしても（前記（２）ウ（ウ）b）、本件各ホステスは、本件各店長等から、所属する店舗においてホステスとして役務を提供すべき日の割当てを受け、ホステスとして役務を提供すべき場所についても指示を受けていたといえる。また、本件各ホステスは、個人別に売上目標が課せられていたほか（前記（２）ウ（ウ）a）、実際に割当てのとおり役務を提供したか否か、顧客の同伴の有無や実際に役務を提供した時間について、記録を取られ、これを基に本件各ホステス報酬が算定されることにより業務を管理されていたといえることができる。これらのことからすれば、本件各ホステス報酬の支払者である原告との関係において、空間的、時間的な拘束を受け、継続的、断続的に役務の提供をし、その対価として本件各ホステス報酬の支払を受けていたものであったといえる。

イ（ア） 本件各ホステス報酬のうち、時給については、その１時間当たりの単価の最低額が１５００円とされていたことから、これにホステスとしての役務を提供した時間に乗じた分の対価が本件各ホステスには保証されていた（前記（２）イ（ア））。なお、上記１時間当たりの単価は、当該ホステスが指名を受けたことによる前月の売上金額に連動したものであったものの、後者が５万円又は１０万円上昇するごとに前者が１００円から２００円上昇するという程度の連動であったことからすると（前記（２）イ（ア））、本件各ホステスに支払われていた時給は、売上げに貢献した程度に応じて差別化した単価を用いつつも、飽くまで、ホステスとしての役務を提供した時間に応じて支払われる時間給を本質とするものであって、歩合給を本質とするものではなかったといえる。

（イ） また、本件各ホステスには、時給以外の対価も支払われていたものの（前記（２）イ（イ））、時給以外の対価の額や算定方法に照らせば、本件各ホステス報酬の大半は時給によって占められているものと推認することができること、ホステスとしての役務の提供のうち主たるものは店舗における顧客への飲食物の提供その他の対応にあり、これについての対価は時給によって支払われていたといえることなどからすれば、上記の時給以外の対価は、勤労意欲を喚起するために時給に付加して支払われていた副次的な対価にとどまっていたというべきである。

（ウ） これらのことからすれば、本件各ホステス報酬は、時間給を本質とした対価であり、歩合給を本質とするものではなかったといえる。

ウ（ア） 本件各ホステスは、本件各店舗においてホステスとしての役務を提供するに当たって、多額の費用を投ずる必要があったことを認めるに足る証拠はなく、かえって、衣装や髪セットについて、原告から相当の補助を受けることができたといえる（前記（２）ウ（ア））。

（イ） 本件各ホステスは、各自の売上目標を達成することができなかった場合でも特段の

ペナルティを課されることはなかったほか（前記（２）ウ（ウ）a）、本件各ホステスにおいて、顧客に対する売上金の回収等、本件各店舗における売上金の管理義務を負っていたと認めるに足る証拠はなく、実際に、本件各ホステスの給料から掛売上に係る回収不能額が差し引かれたことはなかった（前記（２）ウ（イ））。

（ウ）これらのことからすると、本件各ホステスは、本件各店舗においてホステスとしての役務を提供するに当たり、原告から独立した立場において危険を負担していたということはできない。

エ 結論

（ア）このように、本件各ホステスは、原告との関係において、空間的、時間的な拘束を受け、継続的、断続的に役務の提供をし、その対価として本件各ホステス報酬の支払を受けていたものであるといえるところ、本件各ホステス報酬は、時間給を本質とした対価であり、歩合給を本質とするものではなく、本件各ホステスは、本件各店舗においてホステスとしての役務を提供するに当たり、原告から独立した立場において危険を負担していたということとはできない。

（イ）したがって、本件各ホステス報酬は給与に該当するため、本件各ホステス報酬の支払は仕入税額控除の対象となる課税仕入れには該当し得ないといえる。

5 争点5（本件各処分は手続上の重大な瑕疵により違法であるといえるか。）について

（1）処分行政庁は、税務調査をすることなく、本件各処分をしたといえるかについて

ア 判断の枠組み

税務調査とは、実地の調査（通則法74条の9、74条の11参照）にとどまるものではなく、証拠資料の収集、証拠の評価あるいは経験則を通じての課税要件事実の認定、租税法その他の法令の解釈を経て更正処分に至るまでの課税庁の思考、判断の課程を含む極めて包括的な概念であるところ、収税官吏が犯則事件の嫌疑者に対して査察調査を行った場合には、課税庁において、同査察調査により収集された資料を同嫌疑者に対する更正処分をするために利用することも許されるというべきであるから（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同63年3月31日第一小法廷判決・集民153号643頁）、課税庁が先行する査察調査により収集された資料を引き継ぎ、これを検討した上で課税標準等又は税額等を認定したときは、別途、実地の調査を行うことがなかったとしても、かかる一連の課税庁の判断過程をもって、税務調査に該当するといえることができる。

イ 検討

（ア）本件についてみると、処分行政庁は、査察部から本件査察調査により収集された資料を引き継いだ上で、本件各国税等についての税務調査を行うこととし、緑税務署の担当職員において、平成29年4月7日、原告に対し、同税務調査を行う旨を宣言し、同月14日、原告に対し、本件査察調査において提出されていない帳簿書類等の有無を確認し、同月26日、税務代理人から、「処分決定等に関する意見書2」と題する書面の写しを受領するなどした上で、本件査察調査により収集された資料を検討した結果、処分行政庁において、本件各処分をする旨の判断に至ったものであり、同年6月26日には、緑税務署の担当職員において、原告に対する結果の説明（通則法74条の11）をしているところである（前記前提事実（4）ア、イ、乙56、72、弁論の全趣旨）。

（イ）上記（ア）の事実経過に照らせば、処分行政庁は、査察部から本件査察調査により収

集された資料を引き継ぎ、これを検討した上で、課税標準等又は税額等を認定して本件各更正処分をするに至っているといえるから、別途、実地の調査を行ってはいないものの、本件各国税等についての税務調査を自ら行った上で、これに基づいて本件各処分をしたものと評価することができる。

ウ 小括

そうすると、処分行政庁は、税務調査をすることなく、本件各処分をしたとはいえない。

(2) 本件調査には手続上の重大な瑕疵があるといえるかについて

ア 判断の枠組み

課税庁としては、税務調査の結果、納付すべき税額が過少に申告されたことが判明した場合には、増額更正処分をしなければならないところ、更正処分の取消訴訟においては課税標準等及び税額等について実体的な審査がされることからすれば、税務調査に手続上の瑕疵があったとしても、原則として更正処分の効力に影響を及ぼすものではなく、税務調査の手続が公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなど重大な違法を帯びる場合に限り、更正処分の取消事由になると解するのが相当である。そして、この理は、課税庁が、先行する査察調査により収集された資料を引き継ぎ、これを検討するなどして税務調査を行った場合において、当該査察調査に手続上の瑕疵があったときについても、基本的に妥当するというべきである。

イ 検討

そこで、上記アの判断の枠組みを前提として、原告の主張する点により、本件調査に手続上の重大な瑕疵があり、そのために、本件調査が公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなど重大な違法を帯びることになるかについて、以下、検討する。

(ア) まず、原告は、仮に、処分行政庁が本件各国税等についての税務調査をしていたとしても、原告が本件各国税等に関する犯則事件について不起訴処分を受けたことや多額の必要経費の算入が欠落していることについての原告の指摘を踏まえた慎重な税務調査はされていないとして、本件調査には処分行政庁の裁量権の範囲を逸脱した重大な瑕疵があると主張する。

しかし、処分行政庁は、原告の税務代理人から上記指摘を受けた上で、本件査察調査により収集された資料を検討した結果、別途、実地の調査をするまでもなく、本件各更正処分をするに至っているところ（前記（１）イ）、上記指摘があったからといって、税務調査として、特別な手続を採らなければならないと解すべき法的な根拠はない。また、原告の上記主張は、結局のところ、本件調査において自身の主張が入れられなかったことに対する不満を述べるものにとどまり、その実質において、本件各更正処分の内容についての不服をいうものであるといえるから、本件調査の手続上の重大な不備を具体的に主張するものともいい難い。

そのため、原告の主張する上記の点によっては、そもそも、本件調査に手続上の瑕疵があるとはいえない。

(イ) また、原告は、本件査察調査が、査察調査の範囲を超えて、査察部の所掌事務ではない税務調査にも及んでいるとして、本件調査には手続上の重大な瑕疵があると主張する。

しかし、前記アのとおり、本件各国税等についての税務調査の主体は、飽くまで、処

分行政庁であり、処分行政庁が本件査察調査により収集された資料を検討することによって本件各国税等についての税務調査をしたからといって、そのことによって、本件査察調査が税務調査としてされたことにはならない。また、実際に、本件査察調査後、当該犯則事件について不起訴処分がされていること（乙56、弁論の全趣旨）からしても、本件査察調査が本件各国税等についての犯則事件の調査としてされたことは明らかである。

そのため、原告の主張する上記の点によっては、そもそも、本件調査に手続上の瑕疵があるとはいえない。

（ウ）次に、原告は、本件査察調査が査察調査に関する土地管轄のない収税官吏によってその管轄区域外においてされたものであるとして、本件調査には手続上の重大な瑕疵があると主張する。

a しかし、原告は平成25年4月に東京国税局の管轄区域内で生活を開始しているところ（前記前提事実（1）ウ）、原告は本件各店舗を経営する立場にある一方で、本件各国税等についての申告納税額が少額であったこと（乙1～8）などからすれば、本件査察調査の着手がされた平成26年12月の時点では、査察官等において、本件各確定申告における申告納税額が真実の金額を反映していない可能性があると考えて、本件各国税等についての犯則事件の嫌疑を抱き、査察調査の端緒を得ていたとしても不合理であるということとはできない。また、上記時点において、国税庁又は東京国税局以外の国税局若しくは税務署の収税官吏が、査察官等に先立って、本件各国税等についての犯則調査の端緒を得ていたことをうかがわせるに足りる証拠はない。これらのことからすると、本件各国税等についての犯則事件との関係では、実際に本件査察調査に着手した査察官等が、「事件発見地」（国犯法11条1項）を所轄する国税局の収税官吏として、査察調査をする権限を有していたということができる。

b また、本件各国税等についての犯則事件の嫌疑を前提とした場合には、宮崎県内における本件各店舗や取引先、横浜市内の原告の居宅等、複数かつ広域にわたる関係箇所に関係資料が散在していることが合理的に想定されるため、これらの関係箇所を同時に調査しなければ、証拠を廃棄されるなどして証拠の収集が著しく困難となるおそれがあったといえる。そうすると、本件査察調査が東京国税局の管轄区域外である宮崎県内等に及んでいたとしても、「急速を要する場合」（国犯法12条1項ただし書）に該当するものとして、査察官等としては、東京国税局長から職務を行うべきことを命じられれば、査察調査を行うことができたといえる。

c 前記a、bによれば、本件査察調査は、査察調査に関する土地管轄のない収税官吏によってその管轄区域外においてされたものであるとはいえない。

d そのため、原告の主張する上記の点によっては、そもそも、本件調査に手続上の瑕疵があるとはいえない。

（エ）加えて、原告は、査察官等が、本件査察調査の際に、事前の通知や事後の説明も行っていないとして手続上の重大な瑕疵がある旨主張する

しかし、前記（イ）のとおり、本件査察調査は、飽くまで査察調査としてされたものであり、税務調査としてされたものではないから、本件査察調査には、通則法74条の

9、74条の11の適用はなく、本件査察調査に当たって、査察官等は、原告に対し、事前の通知（通則法74条の9）や事後の説明（通則法74条の11第2項）を行う必要はない。

そのため、原告の主張する上記の点によっては、そもそも、本件調査に手続上の瑕疵があるとはいえない。

ウ 小括

これらのことからすると、原告の主張する各点（前記イ（ア）～（エ））によっては、そもそも、本件調査に手続上の重大な瑕疵があるということはできず、本件調査の手続が公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなど重大な違法を帯びることはない。

（3）本件各処分通知書の記載には重大な不備があるといえるかについて

ア 本件各処分通知書に通則法28条2項所定の付記がない点について

原告は、本件各処分通知書に通則法28条2項所定の付記がない点をもって、本件各処分通知書の記載に重大な不備があると主張する。

しかし、前記（1）のとおり、本件各更正処分は、飽くまで、処分行政庁による税務調査に基づきされたものであり、国税庁又は国税局の職員の税務調査に基づきされたものではないから、本件各処分通知書において、本件各更正処分が国税庁又は国税局の職員の税務調査によるものである旨の付記（通則法27条、28条2項）をする必要はない。

そうすると、上記の付記がなかったとしても、本件各処分通知書の記載に不備があることにはならない。

イ 本件消費税等各処分通知書には、本件消費税等各更正処分の理由として、課税仕入帳簿等の保存がされていない課税仕入れの支払対価に係る消費税額については消費税法30条7項により同条1項の適用がない旨の記載がない点について

（ア）判断の枠組み

行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする際にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されるところ、更正処分にも同項本文の適用があるから、課税庁は、更正処分をする際には、同項本文の趣旨を踏まえて、納税者に対し、その理由を提示しなければならない。そして、（増額）更正処分は、確定申告の内容の全部又は一部を否定することによって納付すべき税額を増額させる方向に変更する点で納税者に不利益な処分であることからすれば、その理由の提示に当たっては、取り分け、確定申告を否定した部分及びその理由を提示することが求められているというべきであるところ、更正処分においては、通常、多数の課税要件事実に多数の租税法規を適用することによって税額が計算されることなどを踏まえると、ありとあらゆる確定申告を想定した上で、更正処分における税額の計算過程の詳細まで逐一提示しなければならないとするのは相当ではなく、実際にされた確定申告の内容を前提として、当該更正処分がこれを否定した部分及びその理由を明らかにすれば、同項本文の趣旨は基本的に達成されるものというべきである。こうしたことからすると、課税庁において、実際にされた確定申告の内容を前提として、当該更正処分がこれを否定した部分及びその理由を具体的に明らかにした上で、関係す

る計算項目の計算根拠を明示していれば、当該更正処分の理由の提示について、同項本文の趣旨に反する重大な不備があるということにはならないというべきである。

(イ) 検討

以上を前提に、本件消費税等各処分通知書における仕入税額控除に関する理由の提示について検討する。

- a 本件消費税等各処分通知書には、本件消費税等各更正処分が本件消費税等各確定申告の控除対象仕入税額の算定を否定するものである旨の記載がある一方で、本件消費税等各更正処分が課税仕入帳簿等の保管がされていない課税仕入れの支払対価に係る消費税額について消費税法30条7項に基づき控除対象仕入税額に算入していない旨の明示的な記載はない（甲5～8）。
- b しかし、本件消費税等各更正処分が本件消費税等各確定申告の控除対象仕入税額の算定を否定した理由は、同算定において前提とされている簡易課税の適用が否定されることにある。すなわち、本件消費税等各確定申告では、本件各課税期間の消費税がいずれも簡易課税の適用を受けることを前提として、課税仕入帳簿等の保存の有無にかかわらず、本件各課税期間の消費税の課税標準税額の100分の60（みなし仕入率）に相当する金額をもって控除対象仕入税額とみなす旨の計算がされている（前記前提事実（3）ウ）ところ、本件各課税期間における基準期間の課税売上高がいずれも5000万円を超えており、簡易課税を適用することができない結果、控除対象仕入税額については、みなし仕入率を用いた計算をすることはできず、消費税法30条に基づく計算をしなければならないことから、本件消費税等各更正処分は、本件消費税等各確定申告の控除対象仕入税額の算定を否定したものである。本件消費税等各確定申告は、上記のとおり、そもそも、みなし仕入率を用いた控除対象仕入税額の算定をしているのであって、課税仕入帳簿等の保存を前提とした控除対象仕入税額の算定をしているものではないから、実際にされた本件消費税等各確定申告の内容を前提とする限り、控除対象仕入税額とされている税額に課税仕入帳簿等の保管がされていない課税仕入れの支払対価に係る消費税額が含まれているということは、本件消費税等各更正処分が本件消費税等各確定申告の控除対象仕入税額の算定を否定した理由にはなり得ない。（甲5～8）
- c 他方で、消費税法上、控除対象仕入税額の計算は消費税法30条に基づき行うことが原則であって、簡易課税の適用を受けることができない場合には、同条に基づき計算された額が控除対象仕入税額となること及び同条に基づく控除対象仕入税額に算入することができるのは、同条7項に基づき課税仕入帳簿等の保管がされた課税仕入れの支払対価に係る消費税額だけであることは明確に定められており、これらのことは、消費税の確定申告において当然の前提とされるべき事柄であるといえる。また、本件では、当事者間において課税仕入帳簿等の有無及び範囲は争われておらず、本件訴えの提起前に原告と処分行政庁との間でこの点が争われた形跡もうかがわれない。
- d そうすると、処分行政庁は、本件各課税期間における基準期間の課税売上高がいずれも5000万円を超えていたため簡易課税を適用することはできない旨を本件消費税等各処分通知書に記載すること（甲5～8）により、本件消費税等各更正処

分が本件消費税等各確定申告の控除対象仕入税額の算定を否定した理由を具体的に明らかにすることができ、その結果、消費税法30条7項に基づき、課税仕入帳簿等の保管がされていない課税仕入れの支払対価に係る消費税額を控除対象仕入税額に算入しないことになることをあえて記載しなくても、そのことを当然の前提として、本件各課税期間における課税売上割合が100パーセントとなること及びその計算根拠、処分行政庁が認定した本件各課税期間における課税仕入れの勘定科目別の内訳及びその対価の額並びにこれらの課税仕入れを対象として計算した控除対象仕入税額を本件消費税等各処分通知書に記載すること（甲5～8）により、本件消費税等各更正処分における控除対象仕入税額の計算根拠を明示することができるというべきである。

- e このように、本件消費税等各処分通知書は、課税仕入帳簿等の保存がされていない課税仕入れの支払対価に係る消費税額について消費税法30条7項に基づき同条1項の適用がないことを記載していないものの、処分行政庁において、本件消費税等各更正処分が本件消費税等各確定申告の控除対象仕入税額の算定を否定するものであること及びその理由を具体的に明らかにした上で、控除対象仕入税額の計算根拠を明示したものといえる。

（ウ）小括

そうすると、本件消費税等各処分通知書の記載には、理由の提示として、行政手続法14条1項本文の趣旨に反した重大な不備があるということにはならない。

- （4）本件各更正処分は、確定申告書の「提出」（通則法24条）がないのにされたものであるといえるかについて

ア 前記1のとおり、本件各確定申告書は、原告の意思に基づいて作成され、延岡税務署長に提出されたものであるから、本件各確定申告書の作成や提出に関わった本件同和団体の関係者が税理士資格を有しない者であったとしても、同関係者の行為が税理士法違反となり得ることは格別、これによって、本件各確定申告が無効となるものではない。そのため、本件各更正処分の時点では、本件各更正処分的前提となるべき本件各確定申告書の「提出」はあったものといえる。

イ そうすると、本件各更正処分は、確定申告書の「提出」がないのにされたものであるとはいえない。

（5）まとめ

前記（1）から（4）までのとおり、原告の主張するいずれの点によっても、本件各処分に手続上の重大な瑕疵があるということはいえず、他に、本件各処分に手続上の重大な瑕疵があることはうかがわせるに足る証拠はない。

したがって、本件各処分は手続上の重大な瑕疵により違法であるとはいえない。

- 6 争点6（原告は、本件各国税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していた（通則法68条1項）といえるか。）について

（1）判断の枠組み

通則法68条1項が重加算税の賦課要件として「隠ぺい」、「仮装」を掲げていることからすれば、重加算税を賦課するには、過少申告行為そのものとは別に、「隠ぺい」、「仮装」と

評価すべき行為が存在することを要するというべきではあるが、「隠ぺい」、「仮装」という不正手段を用いた過少申告がされた場合に過少申告加算税よりも重い制裁を科すことによって悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保するという重加算税制度の趣旨に照らせば、重加算税を賦課するのに架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在することまで要するというのは相当でなく、納税者が、当初から、課税標準等又は税額等を過少に申告することを意図して、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の賦課要件を満たすものと解すべきである（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同7年4月28日第二小法廷判決・民集49巻4号1193頁参照）。

（２）認定事実

ア 別紙４記載のとおり、乙、丁、戊及びNは、本件各店舗の売上金を管理した上で、本件各店舗の経理について帳簿書類等を作成し、原告に対し、売上金額の報告をしていた（前記前提事実（２））。

イ 別紙４記載のとおり、本件各店舗の現金売上残金は、A丁口座、S丁口座、C P口座、C原告口座①に一度入金されたり、原告に手渡しされたりしていたものであり、本件各店舗のカード売上金及び掛売上金は、それぞれ原告名義の預金口座（A原告口座、S原告口座及びC原告口座②）に入金されていた（前記前提事実（２））。

ウ 別紙４記載のとおり、戊は、平成２５年４月以降、本件各店舗の売上残金からホステス等に対する支払金額に相当する現金を控除した後の残額を、本件各店舗共通原告口座に入金しており、本件各店舗共通原告口座の残高の一部は、原告生活用口座に振込入金され、原告の生活費等のために費消されていた（前記前提事実（２））。

エ 原告は、平成２５年８月６日、延岡市で使用していた原告名義等の各預金残高を整理集約して、〇銀行●●出張所の原告名義の普通預金口座（口座番号●●●●●）に７６９３万８８６５円及び２６２万２４２７円をそれぞれ振込入金した（乙２９）。

オ 前記第２の４及び前記１から５までの結論に照らせば、後記８のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であり、本件各国税等についてはいずれも過少申告がされたことになるところ、その過少申告の程度は、以下のとおりである。

（ア）本件各年分の所得税等について

本件所得税等各確定申告における事業所得の金額が本件所得税等各更正処分における事業所得の金額に占める割合は、以下の表のとおり、約０．１パーセントから約８．２パーセントまでの範囲にとどまる（甲１～４、乙１～４）。

年	本件所得税等各確定申告における事業所得の額（①）	本件所得税等各更正処分における事業所得の額（②）	差額（②－①）	申告割合（①÷②）
H22	31,643	21,904,398	21,872,755	0.1%
H23	2,963,260	35,918,895	32,955,635	8.2%
H24	700,247	42,611,653	41,911,406	1.6%
H25	143,583	43,015,685	42,872,102	0.3%
合計	3,838,733	143,450,631	139,611,898	2.7%

(単位：円)

(イ) 本件各課税期間の消費税等について

本件消費税等各確定申告における消費税の課税標準の金額が本件消費税等各更正処分における消費税の課税標準の金額に占める割合は、以下の表のとおり、約 9.4 パーセントから約 18.2 パーセントまでの範囲にとどまる（甲 5～8、乙 5～8）。

課税期間	本件消費税等各確定申告における消費税の課税標準の額 (①)	本件消費税等各更正処分における消費税の課税標準の額 (②)	差額 (②－①)	申告割合 (①÷②)
H22	20,946,000	155,391,000	134,445,000	13.5%
H23	32,080,000	176,081,000	144,001,000	18.2%
H24	29,653,000	186,860,000	157,207,000	15.9%
H25	18,470,000	196,265,000	177,795,000	9.4%
合計	101,149,000	714,597,000	613,448,000	14.2%

(単位：円)

(3) 検討

ア このように、原告は、本件各店舗の経営者として（前記前提事実（1）ア）、本件期間を通じ、本件事業の売上金額の管理をする者から同金額の報告を受けていたほか、本件各店舗の売上げや経費について預金通帳や帳簿に基づいて正確に認識することができる立場にあり（前記（2）ア、イ）、実際に、本件事業から得られた自身の利益に相当する金額を自己名義の預金口座で管理し、生活費等として費消するなどしていたのであるから（前記（2）ウ、エ）、本件各確定申告時においては、具体的な数額の認識があったかは別として、少なくとも、本件各確定申告書記載の課税標準の金額が実際のそれを大きく下回ること（前記（2）オ）について、十分に認識していたものと推認することができる。それにもかかわらず、原告は、本件同和団体に確定申告に関する事務を依頼する過程において、本件事業に関する収益や費用について、帳簿書類等に基づかない大まかな金額を説明し（前記 1（2）ア）、本件同和団体を通じ、本件各国税等につき、当該説明の内容に基づいた大幅な過少申告を本件期間にわたって継続的に行っていたものである（前記（2）オ）。

イ これらのことからすると、原告は、当初から本件各国税等の課税標準等又はその税額等を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、本件各国税等について、その意図に基づく過少申告をしていたものと認められる。

(4) したがって、本件各国税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していた（通則法 68 条 1 項）といえる。そのため、本件各国税等のうち過少申告加算税額の計算の基礎となるべき税額は、重加算税の賦課要件を満たす（ただし、前記第 2 の 4 のとおり、被告は、平成 25 年課税期間の消費税等について、重加算税を課されることとなる税額として 802 万 7900 円を超えて主張していないから、平成 25 年課税期間消費税等について重加算税を課されることとなる税額は 802 万 7900 円となる。）。

7 争点7（本件各更正処分は、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れた国税についての更正処分（通則法70条4項1号）であるといえるか。）について

（1）「偽りその他不正の行為」（通則法70条4項1号）によりその全部又は一部の税額を免れた国税についての更正処分の除斥期間は、更正処分に係る国税の法定申告期限から7年であるところ、課税標準等又は税額等の「隠ぺい」又は「仮装」（通則法68条1項）に該当する行為は、特段の事情のない限り、「偽りその他不正の行為」にも該当するといえることができるから、課税標準等又は税額等の「隠ぺい」又は「仮装」がされた租税についての更正処分の除斥期間は、通則法70条4項1号により同租税の法定申告期限から7年間になるというべきである。

（2）本件においては、前記6で述べたとおり、原告は、本件各国税等について、当初から課税標準額を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行為をした上、その意図に基づく過少申告を行ったものであり、かかる原告の行為は「隠ぺい」（通則法68条1項）に該当するところ、本件において、これらの行為が「偽りその他不正の行為」（通則法70条4項1号）にも該当するということを妨げるべき特段の事情は認められない。

（3）したがって、本件各更正処分は、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れた国税についての更正処分（通則法70条4項1号）であるといえる。そのため、本件各更正処分の除斥期間は、通則法70条4項1号により、本件各国税等の法定申告期限から7年間になるから、本件各更正処分がされた平成29年7月7日の時点においては、本件各国税等の中で最も早く更正処分の除斥期間の満了するものとの関係でも、更正処分の除斥期間は経過していなかったといえる。

8 本件各処分の適法性

（1）本件所得税等各更正処分の適法性

前記第2の4及び前記1から5までの結論を前提とすると、原告が納付すべき本件各年分の所得税等の額は、別紙5の第1の1（1）エ、（2）エ、（3）オ及び（4）エのとおり、平成22年分が677万2800円、平成23年分が1276万7600円、平成24年分が1545万9000円及び平成25年分が1621万5900円であるところ、上記各金額は、いずれも本件所得税等各更正処分における各納付すべき税額（甲1～甲3・各12頁目「⑧更正後の額」欄の㉔及び甲4・12頁「⑧更正後の額」欄の㉕）を上回る金額であるから、本件所得税等各更正処分はいずれも適法である。

（2）本件所得税等各賦課決定処分の適法性

ア（ア）上記（1）のとおり、本件所得税等各更正処分は適法であるところ、原告が、本件所得税等各更正処分により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、本件所得税等各更正処分がされる前の税額（本件所得税等各確定申告において申告された税額）の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものはない。また、前記6のとおり、原告には、本件各年分の所得税等を適正に申告していないことにつき、通則法68条1項に規定する事実の「隠ぺい」があったといえる。

（イ）そうすると、原告は、本件所得税等各更正処分に基づく納付すべき税額について、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税額の計算の基礎となるべき税額に

係る過少申告加算税に代えて100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課せられることになる。

イ 原告に課せられる本件各年分の所得税等に係る重加算税の額は、別紙5の第1の3(1)から(4)までのとおり、それぞれ平成22年分が187万9500円、平成23年分が393万0500円、平成24年分が488万6000円、平成25年分が513万4500円であるところ、これらの各金額は、本件所得税等各賦課決定処分の額(甲1～甲4・各1頁「重加算税」欄)といずれも同額であるから、本件所得税等各賦課決定処分はいずれも適法である。

(3) 本件消費税等各更正処分の適法性

前記第2の4及び前記1から5までの結論を前提とすると、原告が納付すべき本件各課税期間の消費税等の額は、別紙5の第2の1(1)ウ、(2)ウ、(3)ウ及び(4)ウのとおり、平成22年課税期間が639万9100円、平成23年課税期間が814万2500円、平成24年課税期間が791万5500円及び平成25年課税期間が856万5500円であるところ、上記各金額は、いずれも本件消費税等各更正処分における各納付すべき消費税等の額(甲5～甲8・各1頁目「B 調査額(更正)」欄の22)を上回る金額であるから、本件消費税等各更正処分はいずれも適法である。

(4) 本件消費税等各賦課決定処分の適法性

ア(ア)上記(3)で述べたとおり、本件消費税等各更正処分は適法であるところ、原告が本件消費税等各更正処分により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、本件消費税等各更正処分がされる前の税額(本件消費税等各確定申告において申告された税額)の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものはない。また、前記6のとおり、原告には、本件各課税期間の消費税等を適正に申告していないことにつき、通則法68条1項に規定する事実の「隠ぺい」があるところ、平成25年課税期間の消費税等については、平成25年課税期間消費税等各更正処分により納付すべきこととなった税額848万7600円(分類Iの別表2-4「更正処分等」欄の順号⑪)と、原告が平成25年課税期間の消費税等の確定申告書の「消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額」②⑥欄(乙8・1枚目)に記載した36万9300円との差額811万8300円(以下「平成25年課税期間納付消費税等差額」という。)のうち、重加算税を課されることとなる税額は、802万7900円を超えて認めることはできない。

(イ) そうすると、原告は、本件消費税等各更正処分に基づく納付すべき税額について、通則法68条1項の規定に基づき、重加算税を課されることとなる税額に係る過少申告加算税に代えて100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課せられることになる。

イ 原告は、平成25年課税期間納付消費税等差額(811万8300円)から、平成25年課税期間の消費税等について重加算税を課されることとなる税額802万7900円を控除した税額9万0400円について、9万円(通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額)を基礎として、過少申告加算税を課せられることになる。

ウ 原告に課せられる本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の額は、別紙５の第２の３（１）アからエまでのとおり、それぞれ平成２２年課税期間が２０７万９０００円、平成２３年課税期間が２６０万７５００円、平成２４年課税期間が２６４万９５００円、平成２５年課税期間が２８０万７０００円であり、原告に課せられる平成２５年課税期間の過少申告加算税額は、別紙５の第２の３（２）のとおり、９０００円であるところ、これらの各金額は、本件消費税等各賦課決定処分の額（甲５～甲８・１頁目「重加算税」欄及び「過少申告加算税」欄）といずれも同額であるから、本件消費税等各賦課決定処分はいずれも適法である。

第５ 結論

以上のとおり、本件訴えのうち別紙２「訴え却下部分目録」記載の部分は不適法であるから却下することとし、原告のその余の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第３部

裁判長裁判官	市原 義孝
裁判官	小西 圭一
裁判官	依田 吉人

(別紙1)

指定代理人目録

岡部 明寿香 的場 将男 松尾 直哉 中村 秀利 平山 未知留
大内 雄統

以上

訴え却下部分目録

以下、税額については、納付すべき税額が増加する方向をプラス、還付金の額に相当する税額が増加する方向をマイナスと表現し、ある金額よりもプラス方向の部分を「超える部分」と表現する。また、本別紙において定めた略語定義は、本文においても用いる。

- 1 (1) 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成22年分の所得税の更正処分のうち総所得金額3万1643円及び納付すべき税額0円を超えない部分、平成23年分の所得税の更正処分のうち総所得金額296万3260円及び納付すべき税額15万5800円を超えない部分並びに平成24年分の所得税の更正処分のうち総所得金額70万0247円及び還付金の額に相当する税額8万7800円を超えない部分の各取消しを求める部分
- (2) 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成25年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の更正処分（以下、平成22年から平成25年までの各年を「本件各年」といい、原告の平成22年分から平成24年分までの各年分の所得税及び平成25年分の所得税等を併せて「本件各年分の所得税等」という。また、本件各年分の所得税等についての各更正処分を「本件所得税等各更正処分」という。）のうち総所得金額14万3583円及び納付すべき税額0円を超えない部分の各取消しを求める部分
- 2 処分行政庁が平成29年7月7日付けで原告に対してした原告の平成22年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成22年課税期間」といい、他の課税期間も同様に表記する。また、平成22年課税期間から平成25年課税期間までの各課税期間を「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の更正処分のうち納付すべき消費税額33万5100円及び納付すべき地方消費税額8万3700円を超えない部分、平成23年課税期間の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額51万3200円及び納付すべき地方消費税額12万8300円を超えない部分、平成24年課税期間の消費税等の更正処分のうち納付すべき消費税額21万7900円及び納付すべき地方消費税額5万4500円を超えない部分並びに平成25年課税期間の消費税等の更正処分（以下、原告の平成22年課税期間から平成25年課税期間までの各課税期間の消費税等を併せて「本件各課税期間の消費税等」といい、本件各年分の所得税等と併せて「本件各国税等」という。また、本件各課税期間の消費税等についての各更正処分を「本件消費税等各更正処分」といい、本件所得税等各更正処分と併せて「本件各更正処分」という。）のうち納付すべき消費税額29万5500円及び納付すべき地方消費税額7万3800円を超えない部分の各取消しを求める部分

以上

(別紙3)

関係法令等の定め

本別紙において定めた略語定義は、本文においても用いる。

第1 通則法（平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）及び国税
犯則取締法（平成29年法律第4号による廃止前のもの。以下「国犯法」とい
う。）の定め

1 通則法の定め

(1) 納税義務の成立及び納付すべき税額の確定

ア 通則法15条1項は、国税を納付する義務（源泉徴収等による国税につ
いては、これを徴収して国に納付する義務。以下「納税義務」という。）
が成立する場合には、その成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべ
き税額が確定する国税を除き、国税に関する法律の定める手続により、そ
の国税についての納付すべき税額が確定されるものとする旨を定める。

イ 通則法15条2項は、所得税（源泉徴収による所得税を除く。）につい
ての納税義務は、暦年の終了の時に成立する旨を定め（同項1号）、課税
資産の譲渡等（消費税法2条1項9号）に係る消費税についての納税義務
は、課税資産の譲渡等の時に成立する旨を定める（通則法15条2項7
号）。

(2) 国税についての納付すべき税額の確定の方式

ア 通則法16条1項は、国税についての納付すべき税額の確定の手続につ
いては、申告納税方式（納付すべき税額が納税者のする申告により確定す
ることを原則とし、その申告（以下「確定申告」ということがある。）が
ない場合又は確定申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っ
ていなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところ

と異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。以下同じ。)又は賦課課税方式(納付すべき税額が専ら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。以下同じ。)のいずれかの方式によるものとする旨を定める。

イ 通則法16条2項は、国税(納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税を除く。)についての納付すべき税額の確定は、納税者が国税に関する法律の規定により納付すべき税額を申告すべきものとされている国税については、申告納税方式によりされ、その他の国税については、賦課課税方式によりされる旨を定める。

(3) 申告納税方式において提出すべき申告書(納税申告書)

通則法2条6号は、納税申告書は、申告納税方式により納付すべき税額が確定する国税に関し、国税に関する法律の規定により以下のアからカまでに掲げるいずれかの事項その他当該事項に関し必要な事項を記載した申告書をいう旨を定める(なお、以下のア～カでは、所得税又は消費税に関連する部分のみを掲げる)。

ア 課税標準(通則法2条6号イ)

イ 課税標準から控除する金額(通則法2条6号ロ)

ウ 所得税法に規定する純損失の金額又は雑損失の金額でその年以前において生じたもののうち、同法の規定により翌年以後の年分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分の所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの(通則法2条6号ハ(1))

エ 納付すべき税額(通則法2条6号ニ)

オ 還付金の額に相当する税額(通則法2条6号ホ)

カ 納付すべき税額の計算上控除する金額又は還付金の額の計算の基礎となる税額(通則法2条6号ヘ)

(4) 納税申告書の提出

通則法 21 条 1 項は、納税申告書は、その提出の際におけるその国税の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない旨を定める。

- (5) 課税標準等（前記(3)ア～ウに掲げる事項をいう（通則法 19 条 1 項柱書き）。以下同じ。）又は税額等（前記(3)エ～カに掲げる事項をいう（同項柱書き）。以下同じ。）の更正

ア 更正の請求

通則法 23 条 1 項は、納税申告書を提出した者は、当該納税申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該納税申告書に係る申告納税額（ただし、当該税額に関し更正があった場合には、当該更正後の税額）が過大である場合（同項 1 号）には、当該納税申告書に係る国税の法定申告期限から一定の期間内に限り、税務署長に対し、当該国税に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し通則法 24 条又は 26 条の規定による更正があった場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき、更正をすべき旨の請求（以下「更正請求」という。）をすることができる旨を定める。

イ 更正又は決定

(ア) 通則法 24 条は、税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該納税申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する旨を定める。

(イ) 通則法 25 条本文は、税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する旨を定める。

(ウ) 通則法 27 条は、税務署長は、国税庁又は国税局の当該職員の調査が

あったときは、当該調査したところに基づき、更正又は決定をすることができる旨を定める。

(エ) 通則法 28 条 1 項は、通則法 24 条から 26 条までの規定による更正又は決定は、税務署長が更正通知書又は決定通知書を送達して行なう旨を定め、通則法 28 条 3 項は、決定通知書には、決定が上記(ウ)の調査に基づくものであるときは、決定通知書にその旨の附記をしなければならない旨を定める。

(6) 過少申告加算税及び重加算税

ア 過少申告加算税

(ア) 通則法 65 条 1 項は、期限内申告書が提出された場合において、更正処分があったときは、当該納税者に対し、その更正処分に基づき通則法 35 条 2 項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨を定める。

(イ) 通則法 65 条 4 項 1 号は、上記(ア)の納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められる事実に基づく税額を控除して、同条 1 項の規定を適用する旨を定める。

イ 重加算税

通則法 68 条 1 項は、前記(ア)に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に

基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額。以下同じ。なお、「重加算税を課されることとなる税額」ということもある。)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨を定める。

(7) 国税の更正処分の期間制限

ア 通則法70条1項1号は、更正処分は、その更正処分に係る国税の法定申告期限から5年を経過した日以後においては、することができない旨を定める。

イ 通則法70条4項1号(ただし、令和2年法律第8号による改正前のもの。以下、同項について同じ。)は偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。)についての更正処分は、上記アにかかわらず、その更正処分に係る国税の法定申告期限から7年を経過する日まですることができる旨を定める。

(8) 国税に関する調査

ア 通則法74条の9第1項は、税務署長等(税務署長に加えて、通則法の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行う場合における税関長又は国税局長をいう(通則法46条1項柱書き)。以下同じ。)は、国税庁等(国税庁、国税局又は税務署をいう(通則法74条の2第1項柱書き)。以下同じ。)又は税関の当該職員に通則法74条の2から74条の6までの規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(質問検査等)を行わせる場合には、当該納税義務者に対し、調査の目的等を事前に通知する旨を定める。

イ 通則法74条の10は、税務署長等が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするお

それその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、通則法74条の9第1項の規定による事前の通知をすることは要しない旨を定める。

ウ 通則法74条の11第2項は、国税に関する調査の結果、更正処分をすべきと認める場合には、当該職員は、納税義務者に対し、その調査の結果の内容を説明する旨を定める。

2 国犯法の定め

(1) 国犯法1条は、収税官吏は、国税に関する犯則事件（以下、単に「犯則事件」という。）を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人に対し質問し、犯則嫌疑者の所持する物件、帳簿、書類等を検査し又はこれらの者が任意に提出した物を領置すること（以下、これらを併せて「査察調査」という。）ができる旨を定める。

(2) 国犯法11条1項は、犯則事件の証憑集取（査察調査）は、国税庁の収税官吏又は事件発見地を所轄する国税局若しくは税務署の収税官吏がする旨を定める。

(3) 国犯法12条1項本文は、国税局又は税務署の収税官吏は、その所属国税局又は所属税務署の管轄区域内に限り、国犯法11条により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをすることができる旨を定め、国犯法12条1項ただし書は、既に着手した犯則事件に関して必要なとき及び急速を要する場合において、国税庁長官又は国税局長から他の国税局又は税務署の管轄区域内において職務を行うべきことを命じられたときは、この限りではない旨を定める。

第2 所得税法等の定め

1 所得税の定め

(1) 所得の種類

ア 所得税法 27 条 1 項は、事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業であって政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう旨を定める。

イ 所得税法 28 条 1 項は、給与所得とは、俸給、人件費、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下、単に「給与」という。）に係る所得をいう旨を定める。

(2) 事業所得の計算

ア 所得税法 36 条 1 項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額とする旨を定める。

イ 所得税法 37 条 1 項は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他当該所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする旨を定める。

(3) 事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等

ア 所得税法 23 条 1 項の 2（ただし、平成 23 年法律第 114 号による改正前のもの。以下、同条について同じ。）第 1 項は、その年において事業所得を生ずべき業務を行う居住者（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者を除く。）で、その年の前々年分の確定申告書（修正申告書を含む。以下同じ。）に係る所得の金額の合計額がその年の前年 12 月 31 日において 300 万円を超えるもの又はその年の前年分の確定申告書に係る当該合計額がその年の 3 月 31 日において 300 万円を超えるもの（これらに準ずる者として財務省令で定める者を含む。以下、これらのものを併せて「非少額所得者等」という。）は、財務省令で定

めるところにより（後記2(1)、3参照）、帳簿を備え付け、これに所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（その年においてこれらの業務に関して作成し、又は受領した書類であつて財務省令で定めるものを含む。）を保存しなければならない旨を定める。

イ 所得税法231条の2第2項本文は、国税庁等の職員は、前項の規定の適用を受ける者の所得税に係る同項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の調査に際しては、原則として、同項の帳簿を検査するものとする旨を定める。

(4) 所得税の確定申告

ア 所得税法120条1項は、居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が所得控除の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を所得控除の順序に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして税率の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、確定損失申告の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期（その年の翌年2月16日から3月15日までの期間）において、税務署長に対し、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに雑損控除その他の控除の額並びに課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額又は純損失の金額（同項1号）、これらの課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額につき税額の計算の規定を適用して計算した所得税の額（同項3号）その他の同項各号に定める事項を記載した納税申告書を提出しなければならない旨を定める。

イ 所得税法120条4項（ただし、平成29年法律第4号による改正前の

もの。以下、同項について同じ。）。は、その年において事業所得を生ずべき業務を行う居住者が同条1項の規定による納税申告書を提出する場合（当該納税申告書が青色申告書である場合を除く。）には、財務省令で定めるところにより、事業所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類（以下「事業所得に係る総収入金額及び必要経費の内訳書」という。）を当該納税申告書に添付しなければならない旨を定める。

(5) 推計課税

所得税法156条は、税務署長は、居住者の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模により、その者の各年分の各種所得の金額又は損失の金額（その者の提出した青色申告書に係る年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額並びにこれらの金額の計算上生じた損失の金額を除く。）を推計して、その者に係る所得税につき更正処分をすることができる旨を定める。

2 所得税法施行規則の定め

(1) 事業所得に係る取引に関する帳簿の記録の方法及び帳簿書類の保存

ア 所得税法施行規則102条（ただし、平成23年財務省令第85号による改正前のもの。以下、本条について同じ。）1項は、所得税法231条の2第1項の規定の適用を受ける同項に規定する居住者は、同項の規定により、帳簿を備え、その適用を受ける年分の事業所得の金額が正確に計算できるように、事業所得を生ずべき業務に係るその年の取引（その年の前年12月31日において同項の規定に該当していなかった者がその年の3月31日において同項の規定に該当することとなった場合には、同年4月1日以後の取引）でこれらの所得に係る総収入金額及び必要経費に関する事項を、次項に規定する記録の方法に従い、整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない旨を定める（以下、同項に基づく記録のされた帳簿を

「事業所得帳簿」という。) 。

イ 所得税法施行規則 102 条 2 項は、所得税法 231 条の 2 第 1 項に規定する財務省令で定める簡易な方法（前記 1(3)ア）は、財務大臣の定める記録の方法（後記 3 参照）とする旨を定める。

ウ 所得税法施行規則 102 条 3 項は、所得税法 231 条の 2 第 1 項に規定する財務省令で定める書類（前記 1(3)ア）は、その年において同項に規定する業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類（自己の作成したこれらの書類の写しを含むものとし、同項に規定する総収入金額又は必要経費に関する事項の記載のあるものに限る。）で、帳簿に当該総収入金額又は必要経費に関する事項を記録することに代えて日々の合計金額を一括して記録した場合の当該事項の記載のあるもの（以下「事業所得帳簿代用書類」といい、事業所得帳簿と併せて「事業所得帳簿書類等」という。）とする旨を定める。

エ 所得税法施行規則 102 条 4 項は、所得税法 231 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける同項に規定する居住者（前記 1(3)ア）は、同項の規定により、事業所得帳簿を 7 年間（事業所得帳簿代用書類にあつては 5 年間）、その者の住所地若しくは居所地又はその営む事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない旨を定める。

(2) 事業所得に係る総収入金額及び必要経費の内訳書

所得税法施行規則 47 条の 3 第 1 項は、事業所得に係る総収入金額及び必要経費の内訳書は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を、商品製品等の売上原価、年初において有する農産物の棚卸高、雇人費、小作料、外注工賃、減価償却費、貸倒金、地代家賃、利子割引料及びその他の経費の別に区分し、当該項目別の金額を記載しなければならない旨を定める。

3 所得税法施行規則第百二条第一項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の簡易な記録の方法（昭和59年大蔵省告示第37号。以下「本件告示」という。）の定め

(1) 本件告示1項は、所得税法施行規則102条1項に規定する取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項の記録の方法は、当該取引に係る業務の区分及び当該事項の区分に応じそれぞれ別表に定める記録の方法とする旨を定める。

(2) 本件告示別表の「一 事業所得の部」の「(イ) 一般の部」は以下のとおり定める。

区分	記録方法
(一) 売上（加工その他の役務の給付等売上と同様の性質を有する収入金額及び家事消費等を含む。）に関する事項	取引の年月日、売上先その他の相手方及び金額並びに日々の売上の合計金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。 (1) 少額な現金売上については、日々の合計金額のみを一括記載する。 (2) 小売その他これに類するものを行う者の現金売上については、日々の合計金額のみを一括記載する。 (3) 保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載する。 (4) 掛売上の取引で保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できるものについては、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取った時に現金売上として記載する。この場合には、年末における売掛金の残高を記載するものとする。 (5) いわゆる時貸については、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取った時に現金売上として記載する。この場合には、年末における時貸の残高を記載するものとする。

	(6) 棚卸資産の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別に、その合計金額を見積もり、当該合計金額のみを一括記載する。
(二) (一)に掲げるものの以外の収入に関する事項	取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。 (1) 少額な雑収入等については、その事由ごとに、日々の合計金額のみを一括記載する。 (2) 現実に入金した時に記載する。この場合には、年末における雑収入等の未収額及び前受額を記載するものとする。
(三) 仕入に関する事項	取引の年月日、仕入先その他の相手方及び金額並びに日々の仕入の合計金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。 (1) 少額な現金仕入については、日々の合計金額のみを一括記載する。 (2) 保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載する。 (3) 掛仕入の取引で保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できるものについては、日々の記載を省略し、現実に代金を支払った時に現金仕入として記載する。この場合には、年末における買掛金の残高を記載するものとする。 (4) いわゆる時借については、日々の記載を省略し、現実に代金を支払った時に現金仕入として記載する。この場合には、年末における時借の残高を記載するものとする。
(四) (三)に掲げるものの以外の費用に関する事項	雇人費、外注工賃、減価償却費、貸倒金、地代家賃、利子割引料及びその他の経費の項目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる（以下、これらの記載事項を「内訳等」という。）。

- | |
|--|
| <p>(1) 少額な費用については、その項目ごとに、日々の合計金額のみを一括記載する。</p> <p>(2) 現実に出金した時に記載する。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。</p> |
|--|

第3 消費税法等の定め

1 消費税法の定め

(1) 定義

ア 消費税法2条1項3号は、個人事業者とは、事業を行う個人をいう旨を定める。

イ 消費税法2条1項4号は、事業者とは、個人事業者及び法人をいう旨を定める。

ウ 消費税法2条1項8号は、資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう旨を定める。

エ 消費税法2条1項9号は、課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、同法6条1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう旨を定める。

オ 消費税法2条1項12号は、課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（給与を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、同法7条1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び同法8条1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう旨

を定める。

カ 消費税法2条1項14号は、基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年をいう旨を定める。

キ 消費税法30条6項は、課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額のうちに当該事業者が当該課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう旨を定める。

(2) 仕入税額控除

ア 消費税法30条1項（ただし、平成27年法律第9号による改正前のもの。以下、同項について同じ。）1号は、事業者（消費税法9条1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下同じ。）が国内において課税仕入れを行ったときは、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間において国内で行った課税資産の譲渡等（法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合計額（同法45条1項1号。以下「課税標準額」という。）に対する消費税額（同項2号。以下「課税標準税額」という。）から、当該課税仕入れに係る消費税額を控除する旨を定める（以下、同控除を「仕入税額控除」といい、仕入税額控除の対象となる課税仕入れに係る消費税額を「控除対象仕入税額」という。）。

イ 消費税法30条7項（ただし、平成27年法律第9号による改正前のもの。以下、同項について同じ。）本文は、同条1項は、事業者が当該課税期間の仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れの税額については、帳簿。以下、これらの帳簿を「課税仕入帳簿」、請求書等を「課税仕入請求書等」、課税仕入帳簿及び

課税仕入請求書等を併せて「課税仕入帳簿等」という。)を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れの税額については、適用しない旨を定め、同項ただし書は、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない旨を定める。

ウ 消費税法30条8項(ただし、平成27年法律第9号による改正前のもの。以下、同項について同じ。)1号は、課税仕入帳簿とは、課税仕入れの相手方の氏名又は名称(同号イ)、課税仕入れを行った年月日(同号ロ)、課税仕入れに係る資産又は役務の内容(同号ハ)及び同条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額(同号ニ)が記載されている帳簿をいう旨を定める。

エ 消費税法30条9項は、課税仕入請求書等とは、以下の(ア)、(イ)に掲げる書類をいう旨を定める。

(ア) 事業者に対し課税資産の譲渡等(消費税法7条1項、同法8条1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)を行う他の事業者が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項(当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業(後記2(1)参照)に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項)が記載されているもの(同法30条9項1号)

a 書類の作成者の氏名又は名称(同号イ)

b 課税資産の譲渡等を行った年月日(課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間)(同号ロ)

c 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(同号ハ)

d 課税資産の譲渡等の対価の額(当該課税資産の譲渡等に係る消費税

額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）（同号ニ）

イ) 事業者がその行った課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）（消費税法30条9項2号）

a 書類の作成者の氏名又は名称（同号イ）

b 課税仕入れの相手方の氏名又は名称（同号ロ）

c 課税仕入れを行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）（同号ハ）

d 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（同号ニ）

e 消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額（同号ホ）

オ 消費税法30条10項（ただし、平成31年法律第6号による改正前のもの。以下、同項について同じ。）は、課税仕入帳簿の記載事項の特例、課税仕入帳簿書類等の保存に関する事項その他同条1項から9項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める旨を定める。

(3) 課税資産の譲渡等についての確定申告

消費税法45条1項（ただし、平成27年法律第9号による改正前のもの。以下、同項について同じ。）本文は、事業者（消費税法9条1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、課税期間ごとに、当該課税期間の末日の翌日から二月以内に、その課税期間における①課税標準額（同項1号）、②課税標準税額（同項2号）、③控除対象仕入税額その他の課税標準額に対する消費税額から控除されるべき消費税額（同項3号）、④②から③を控除した残額（同項4号）等のほか、同項各号に掲げる



金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項（同項８号）を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない旨を定める。

(4) 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例

消費税法３７条１項（ただし、平成２７年法律第９号による改正前のもの。以下、同項について同じ。）は、事業者が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高（基準期間に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額をいう。以下同じ。）が５０００万円以下である課税期間についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書（以下「簡易課税選択届出書」という。）を提出した場合には、簡易課税選択届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（簡易課税選択届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が５０００万円を超える課税期間を除く。）については、同法３０条から３６条までの規定により課税標準税額から控除することができる控除対象仕入税額等の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該事業者の当該課税期間の課税標準税額から当該課税期間におけるに売上げに係る対価の返還等の金額（同法３８条１項）に係る消費税額の合計額を控除した残額の１００分の６０（以下「みなし仕入率」という。）に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業（以下「特例事業」という。）を営む事業者にあつては、当該残額に、当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）とし、当該金額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす旨を定める（以下、同法３７条１項の定める特例の適用のある消費税の課税を「簡易課税」という。）。

2 消費税法施行令の定め

(1) 課税仕入帳簿等

消費税法施行令49条4項は、消費税法30条9項1号に規定する政令で定める事業（前記1(2)エ(ア)）とは、小売業、飲食店業、写真業及び旅行業（同令49条4項1号）その他の同項各号に掲げる事業及びこれらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行うもの（同項4号）をいう旨を定める。

(2) 消費税法施行令50条1項（ただし、令和4年政令第139号による改正前のもの。以下、同項について同じ。）本文は、消費税法30条1項の規定の適用を受けようとする事業者は、課税仕入帳簿等を整理し、課税仕入帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、課税仕入請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない旨を定め、同項ただし書は、財務省令で定める場合（後記3参照）に該当する課税仕入帳簿等については、同日から5年間を超えて保存することを要しない旨を定める。

(3) 消費税法施行令57条1項、5項は、特例事業について定めるところ、これらの規定によれば、飲食店業等及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業は、特例事業には該当しないことになる。

3 消費税法施行規則の定め

消費税法施行規則15条の3第1項（ただし、令和4年財務省令第18号による改正前のもの。以下、同項について同じ。）は、消費税法施行令50条1項ただし書に規定する財務省令で定める場合（上記2(2)）は、課税仕入帳簿にあつては当該課税仕入帳簿に記載された事項に係る課税仕入請求書等を同条1項本文の規定に基づいて保存する場合とし、課税仕入請求書等にあつては当該課税仕入請求書等に記載された事項に係る課税仕入帳簿を同項本文の規定に基づいて保存する場合とする旨を定める。

第4 行政手続法の定め

行政手続法14条1項本文は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない旨を定める。

以上

(別紙4)

本件各店舗の関係者、売上金の管理及び経理の状況等

本別紙において定めた略語定義は、本文においても用いる。

第1 本件各店舗の関係者

1 乙（以下「乙」という。）

乙は、平成13年頃から原告の営むスナックで働くようになり、平成20年7月頃から平成22年2月まではAで、同年3月から同年7月まではSで、同年8月以降はCで店長として勤務し、所属するホステスの管理、酒類の仕入れ等を行っていた。乙は、平成23年1月から平成25年3月までの間、Cにおいて、売上金の管理等を行っていた。（乙証人〔1、9、10頁〕、甲82、乙12～14、25、31）

2 丁（以下「丁」という。）

丁は、原告の姉であり、Aが開業した平成18年6月頃以降、平成23年1月から同年12月までの期間を除き、Aにおいて、売上金の管理のほか、経理事務を行っていた（丁証人〔1、2、6、7、11、12頁〕、甲82、乙16、17、25、32、33、36）。

3 戊（以下「戊」という。）

戊は、Sが開業した平成20年9月から平成27年1月までの間、Sにおいて、売上金の管理のほか、経理事務を行っていた。また、戊は、原告が現住所に転居した平成25年4月から平成27年1月までの間、Cにおいても、売上金の管理のほか、経理事務を行っていた。（戊証人〔1、2、5～7頁〕、甲82、乙17、18、25）

4 P（以下「P」という。）及びN（以下「N」という。）

- (1) Pは、Cが開業した平成22年8月から同年12月までの間、Cにおいて、所属するホステス及びその他の従業員（以下、社交飲食店においてホステス又はホステス以外の立場で稼働する者を「ホステス等」という。）の労務管理を行っていた（以下、本件各店舗のホステス等の労務管理を行っていた者を「本件各店長等」という。）（乙20）。
- (2) Nは、Pの姉であり、Pの指示に基づき、Cが開業した平成22年8月から同年12月までの間、Cの売上金の管理のほか、経理事務を行っていた（乙20、21、25）。

第2 本件期間における本件各店舗の売上金の管理の状況

本件各店舗では、本件期間において、以下のとおり、現金払い、クレジットカード決済及び請求書に基づく振込みの支払方法別に売上金が管理されており（乙25、59）、原告に対する売上金額の報告や原告名義等の預金口座への入金が行われていた。

1 Aについて

- (1) 現金払いによる売上げ（以下「現金売上」といい、現金売上に係る売上金を「現金売上金」という。）

ア 平成23年1月から同年12月までの期間を除く期間

(ア) 丁は、営業日の翌日に、前日の現金売上金から現金で支払った経費を差し引いた後の残額（以下「現金売上残金」といい、他の店舗についても同様とする。）を、売上傳票、請求書及び領収証等と共に同店から回収して自宅で保管し、三、四日分の現金売上残金

をまとめてQ銀行●●支店の丁名義の普通預金口座（以下「A丁口座」という。）に入金していた（乙16、29）。

（イ）丁は、原告に対し、現金売上金額のほか、経費も含めた1か月分の収支を報告していた（丁証人〔10～12頁〕、乙25、弁論の全趣旨）。

イ 平成23年1月から同年12月までの期間

原告は、Aの売上金の管理を行っていたが、売上金額を帳簿に記載することなく、現金売上残金を預金口座に入金せずに、自宅で保管するなどしていた（乙30、弁論の全趣旨）。

（2）クレジットカード決済による売上げ（以下「カード売上」といい、カード売上に係る売上金を「カード売上金」という。）及び請求書に基づく振込決裁による売上げ（以下「掛売上」といい、掛売上に係る売上金を「掛売上金」という。）

Q銀行●●支店の原告の旧姓名義の普通預金口座（以下「A原告口座」という。）に振込入金されていた（乙16、29）。

2 Sについて

（1）現金売上

ア 戊は、営業日の翌日に、手持ち金庫内にチャック付きのビニール袋に入れて保管されていた前日の現金売上残金、売上傳票、日計表及び領収証を回収して自宅に持ち帰り、現金売上残金については、日毎に分けて、月に二、三回の頻度で、紙幣についてはQ銀行●●支店の丁名義の普通預金口座（以下「S丁口座」という。）に入金し、小銭はチャック付きのビニール袋に入れて保管していた（乙17）。

イ 戊は、原告に対し、現金売上金額や経費を報告していた（戊証人〔5～7頁〕、乙17、25）。

（2）カード売上及び掛売上

Q銀行●●営業部の原告名義の普通預金口座（以下「S原告口座」という。）に振込入金されていた（乙29）。

3 Cについて

（1）現金売上

ア 平成22年8月から同年12月までの間の現金売上残金

（ア）Pは、Nに依頼するなどして、現金売上残金をQ銀行●●支店のP名義の普通預金口座（以下「CP口座」という。）に入金していた（乙20、21、弁論の全趣旨）。

（イ）Nは、現金売上金額を、原告に報告していた（乙20、21、25）。

イ 平成23年1月から平成25年3月までの間の現金売上残金

（ア）乙は、Cの営業終了後、現金売上残金及び会計伝票等を自宅に持ち帰り、営業日の翌日に、それらを原告に手渡していた（乙31）。

（イ）乙は、現金売上金額を、原告に報告していた（乙19）。

ウ 平成25年4月から同年12月までの間の現金売上残金

（ア）乙は、Cの営業終了後、現金売上残金及び会計伝票等をビニール袋に入れ、Sの金庫に運び入れて保管していた（乙31）。

戊は、営業日の翌日にSに赴き、乙がSの金庫内に運び入れたCの現金売上残金及び会計伝票等を回収し、現金売上残金をR信用金庫本店の原告名義の普通預金口座（口座

番号●●●●。以下「C原告口座①」という。)に入金していた(乙17、29、31)。
(イ) 戊は、現金売上金額を、原告に報告していた(乙17、31)。

(2) カード売上及び掛売上

R信用金庫本店の原告名義の普通預金口座(口座番号●●●●。以下「C原告口座②」という。)に振込み入金されていた(乙29)。

4 平成25年4月以後の本件各店舗に共通する事項

(1) 丁は、毎月1回、A丁口座から口座残金を出金し、これを戊に渡していた(乙16)。

(2) 戊は、丁から受け取った上記(1)の金銭と、S丁口座及びC原告口座①の各口座残高から、毎月、ホステス及び従業員に対して人件費を支払い、その支払後の残額を、Q銀行●●支店の原告名義の普通預金口座(以下「原告共通口座」という。)に入金していた(乙17、29)。

(3) 原告共通口座に入金された預金の一部は、その後、O銀行●●出張所の原告名義の普通預金口座(以下「原告生活用口座」という。)に振込入金され、原告のクレジットカード利用代金や健康保険料の支払等に充てられていた(乙29)。

第3 本件期間における本件各店舗の経理の状況等

1 Aについて

(1) 平成23年1月から同年12月までの期間を除く期間

ア 丁は、売上傳票、請求書、現金で支払った経費等の領収証等を基に、売上げ及び経費(人件費を含む)に係る帳簿書類等を作成していた(乙16、32、33、36、弁論の全趣旨)。

イ 丁は、本件各店舗の売上傳票、請求書、ホステス等のタイムカード、日計表(ホステス等に対する日払の金額や前借の金額等が記載された表。以下同じ。)等を基に、ホステス等に対する支払額の計算表を作成していた(乙16、32、33、弁論の全趣旨)。

(2) 平成23年1月から同年12月までの期間

原告は、ホステス等への支払金額その他の経費の支払を行っていたが、売上傳票、請求書、現金で支払った経費等の領収証等の書類を整理保管しておらず、同年分の売上及び経費に係る帳簿書類を作成していなかった(乙34、弁論の全趣旨)。

2 Sについて

(1) 戊は、本件期間を通じ、売上傳票、請求書、現金で支払った経費等の領収証等を基に、帳簿書類を作成していた(乙17、18、弁論の全趣旨)。

(2) 戊は、本件期間を通じ、売上傳票、請求書、ホステス等のタイムカード、日計表等を基にホステス等に対する支払額の計算表を作成していた(乙17、18、弁論の全趣旨)。

3 Cについて

(1) 平成22年8月から同年12月までの期間

Nは、売上傳票、請求書、現金で支払った経費等の領収証等を基に、売上げ及び経費(人件費を含む)に係る帳簿書類等を作成していた(乙20、21、弁論の全趣旨)。

(2) 平成23年1月から平成25年3月までの間

ア 原告は、ホステス等への支払金額その他の経費の支払を行っていたが、売上傳票、請求書、現金で支払った経費等の領収証等の書類を整理保管しておらず、同年分の売上及び経

費に係る帳簿書類を作成していなかった（乙３４、弁論の全趣旨）。

イ 乙は、日々の売上金額、客数、ホステスの出勤人数等を記載した売上げに関するノートを作成していた（乙１４、３１、弁論の全趣旨）。

（３）平成２５年４月から同年１２月までの間

ア（ア）乙又は戊は、売上傳票、請求書、現金で支払った経費等の領収証等を基に、売上げ及び経費（人件費を含む）に係る帳簿書類等を作成していた（乙１７、１８、弁論の全趣旨）。

（イ）乙は、Ｃの日々の売上金額、客数、ホステスの出勤人数等を記載した売上に関するノート（以下、前記（２）イの乙作成のノートと併せて「Ｃ売上金額等ノート」という。）を作成していた（乙１４、３１、弁論の全趣旨）。

イ 戊は、売上傳票、請求書、ホステス等のタイムカード、日計表等を基にホステス等に対する支払額の計算表を作成していた（乙１７、１８、弁論の全趣旨）。

第４ 本件調査手続において収集され、本件各処分の基礎とされた本件各店舗の帳簿書類その他の帳票資料（以下「帳簿書類等」という。）

本件調査手続において収集され、本件各処分の基礎とされた本件各店舗の帳簿書類等は、以下のとおりである（乙１６～１８、２０、２１、３１～３４、３６、弁論の全趣旨）。

１ Ａの帳簿書類等

（１）平成２２年、平成２４年及び平成２５年について

ア 売上傳票、請求書、現金で支払った経費等の領収書等に基づき作成された売上げ及び経費（人件費を含む）に係る帳簿書類等

イ 個人別、月別に作成されたホステス等に対する支払額の計算表等

（２）平成２３年について

なし

２ Ｓの帳簿書類等

本件期間を通じ、以下の帳簿書類等

（１）売上傳票、請求書、現金で支払った経費等の領収書等に基づき作成された売上げ及び経費（人件費を含む）に係る帳簿書類等

（２）個人別、月別に作成されたホステス等に対する支払額の計算表及びこれらを集計した表

３ Ｃの帳簿書類等

（１）平成２２年８月から同年１２月まで及び平成２５年４月から同年１２月までの各期間について

売上傳票、請求書、現金で支払った経費等の領収書等に基づき作成された売上げ及び経費（人件費を含む）に係る帳簿書類等（ただし、平成２２年１２月２６日から同月３１日までの人件費に係る部分は不完全なもの）

（２）平成２２年８月から平成２５年１２月までの期間について

Ｃ売上金額等ノート

（３）平成２２年８月から同年１２月２５日までの期間及び平成２５年について

個人別、月別に作成されたホステス等に対する支払額の計算表及びこれらを集計した表（ただし、集計した表については、平成２５年４月から平成２５年１２月までのもの）

以上

(別紙5)

被告の主張する本件各処分の根拠及び適法性

本別紙における「別表」は、特段の断りのない限り、いずれも分類Ⅱの各別表である。

第1 本件所得税等各更正処分及び本件所得税等各賦課決定処分の根拠及び適法性

1 本件所得税等各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各年分の所得税等に係る総所得金額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

(1) 平成22年分

ア 総所得金額(別表4「平成22年分」欄の順号①) 2541万2014円

上記金額は、原告の本件事業に係る事業所得の金額であり、次の(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 総収入金額(別表5「平成22年分」欄の順号③) 1億6400万4985円

上記金額は、次のaとbの合計額である。

a 売上金額(別表5「平成22年分」欄の順号①) 1億6397万7617円

上記金額は、④本件各店舗の帳簿等に基づき算出した売上金額1億6316万1221円(別表6の「2」の「平成22年分」欄の順号①)と⑥別表6の「2」の「平成22年分」欄の順号②のカード売上加算金額81万6396円とを合計して算出した本件事業に係る平成22年分の売上金額である。

b 雑収入(別表5「平成22年分」欄の順号②) 2万7368円

上記金額は、原告がR信用金庫本店から受け取った手形借入金の戻し利息の金額である。

(イ) 必要経費の金額(別表5「平成22年分」欄の順号②) 1億3859万2971円

上記金額は、本件各店舗に係る帳簿、原告の取引先に対する調査、原告及び関係者の供述等に基づき算出した平成22年分の本件事業に係る必要経費の各金額の合計額である。

イ 所得控除の額の合計額(別表4「平成22年分」欄の順号④) 148万9064円

上記金額は、総所得金額から控除される所得控除の額の合計額であり、次の(ア)から(カ)までの各金額の合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額(別表4「平成22年分」欄の順号⑤) 2万3300円

上記金額は、原告が平成22年中に支払った国民健康保険の保険料の金額であり、社会保険料控除(所得税法74条。ただし、平成25年法律第63号による改正前のもの。以下同じ。)の対象となる金額である(乙70・別添1)。

(イ) 生命保険料控除の額(別表4「平成22年分」欄の順号⑥) 5万円

上記金額は、原告が平成22年中に支払った生命保険料の金額を基に計算される生命保険料控(所得税法76条。ただし、平成22年法律第6号による改正前のもの。後記(2)イ(イ)において同じ。)の額である(乙1・1枚目⑭欄、乙70・別添2)。

(ウ) 地震保険料控除の額(別表4「平成22年分」欄の順号⑦) 5764円

上記金額は、原告が平成22年中に支払った地震保険料の金額を基に計算される地震

保険料控除（所得税法 77 条。ただし、平成 22 年法律第 6 号による改正前のもの。後記（2）イ（ウ）において同じ）の額である（乙 70・別添 3）。

（エ）寡婦控除の額（別表 4「平成 22 年分」欄の順号⑧） 27 万円
上記金額は、原告の総所得金額から控除される寡婦控除（所得税法 81 条）の額である。

（オ）扶養控除の額（別表 4「平成 22 年分」欄の順号⑨） 76 万円
上記金額は、原告の総所得金額から控除される扶養控除（所得税法 84 条。ただし、平成 22 年法律第 6 号による改正前のもの。）の額である（乙 1・1 枚目㉓欄）。

（カ）基礎控除の額（別表 4「平成 22 年分」欄の順号⑩） 38 万円
上記金額は、原告の総所得金額から控除される基礎控除（所得税法 86 条）の額である（乙 1・1 枚目㉔欄）。

ウ 課税総所得金額（別表 4「平成 22 年分」欄の順号⑪） 2392 万 2000 円
上記金額は、前記アの総所得金額 2541 万 2014 円から前記イの所得控除の額の合計額 148 万 9064 円を控除した後の金額（ただし、通則法 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記（2）ウ、（3）ウ及び（4）ウにおいて同じ。）である。

エ 納付すべき税額（別表 4「平成 22 年分」欄の順号⑬） 677 万 2800 円
上記金額は、前記ウの課税総所得金額 2392 万 2000 円に所得税法 89 条 1 項（平成 25 年法律第 5 号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する税率を乗じて算出した金額（ただし、通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記（2）エ、（3）エ、（4）エ及び（4）エ（ア）において同じ。）である。

（2）平成 23 年分

ア 総所得金額（別表 4「平成 23 年分」欄の順号①） 3937 万 0950 円
上記金額は、原告の本件事業に係る事業所得の金額であり、次の（ア）の金額から（イ）の金額を差し引いた後の金額である。

（ア）総収入金額（別表 5「平成 23 年分」欄の順号③） 1 億 8591 万 5227 円
上記金額は、次の a と b の合計額である。

a 売上金額（別表 5「平成 23 年分」欄の順号①） 1 億 8587 万 0566 円
上記金額は、㊤S 店及び C 店については同店舗の帳簿等、A 店については前記第 3 の 2（2）イ（ア）a の方法により算出した本件各店舗の売上金額の合計金額 1 億 8488 万 5178 円（別表 6 の「2」の「平成 23 年分」欄の順号①）と㊤別表 6 の「2」の「平成 23 年分」欄の順号②のカード売上加算金額 98 万 5388 円とを合計して算出した本件事業に係る平成 23 年分の売上金額である。

b 雑収入（別表 5「平成 23 年分」欄の順号②） 4 万 4661 円
上記金額は、原告が R 信用金庫本店から受け取った手形借入金の戻し利息の金額である。

（イ）必要経費の金額（別表 5「平成 23 年分」欄の順号②） 1 億 4654 万 4277 円
上記金額は、本件各店舗に係る帳簿、原告の取引先に対する調査、原告及び関係者の供述等に基づき算出した平成 23 年分の本件事業に係る必要経費の各金額の合計額である。

イ 所得控除の額の合計額（別表４「平成２３年分」欄の順号④） ４６万１８６４円
上記金額は、総所得金額から控除される所得控除の額の合計額であり、次の（ア）から（エ）までの各金額の合計額である。

（ア）社会保険料控除の額（別表４「平成２３年分」欄の順号⑤） ２万８７００円
上記金額は、原告が平成２３年中に支払った国民健康保険の保険料の金額であり、社会保険料控除（所得税法７４条）の対象となる金額である（乙７０・別添１）。

（イ）生命保険料控除の額（別表４「平成２３年分」欄の順号⑥） ５万円
上記金額は、原告が平成２３年中に支払った生命保険料の金額を基に計算される生命保険料控除（所得税法７６条）の額である（乙２・１枚目⑭欄、乙７０・別添２）。

（ウ）地震保険料控除の額（別表４「平成２３年分」欄の順号⑦） ３１６４円
上記金額は、原告が平成２３年中に支払った地震保険料の金額を基に計算される地震保険料控除（所得税法７７条）の額である（乙第７０・別添３）。

（エ）基礎控除の額（別表４「平成２３年分」欄の順号⑩） ３８万円
上記金額は、原告の総所得金額から控除される基礎控除（所得税法８６条）の額である（乙２・１枚目⑮欄）。

ウ 課税総所得金額（別表４「平成２３年分」欄の順号⑪） ３８９０万９０００円
上記金額は、前記アの総所得金額３９３７万０９５０円から前記イの所得控除の額の合計額４６万１８６４円を控除した後の金額である。

エ 納付すべき税額（別表４「平成２３年分」欄の順号⑮） １２７６万７６００円
上記金額は、前記ウの課税総所得金額３８９０万９０００円に所得税法８９条１項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（３）平成２４年分

ア 総所得金額（別表４「平成２４年分」欄の順号①） ４６５６万８１６０円
上記金額は、原告の本件事業に係る事業所得の金額であり、次の（ア）の金額から（イ）の金額を差し引いた後の金額である。

（ア）総収入金額（別表５「平成２４年分」欄の順号③） １億９７５３万８１４０円
上記金額は、④本件各店舗の帳簿等に基づき算出した売上金額１億９６２０万３３００円（別表６の「２」の「平成２４年分」欄の順号①）と⑥別表６の「２」の「平成２４年分」欄の順号②のカード売上加算金額１３３万４８４０円とを合計して算出した本件事業に係る平成２４年分の売上金額である。

（イ）必要経費の金額（別表５「平成２４年分」欄の順号②） １億５０９６万９９８０円
上記金額は、本件各店舗に係る帳簿、原告の取引先に対する調査、原告及び関係者の供述等に基づき算出した平成２４年分の本件事業に係る必要経費の各金額の合計額である。

イ 所得控除の額の合計額（別表４「平成２４年分」欄の順号④） ６７万０５３８円
上記金額は、次の（ア）から（エ）までの合計額である。

（ア）社会保険料控除の額（別表４「平成２４年分」欄の順号⑤） ２３万７６００円
上記金額は、原告が平成２４年中に支払った国民健康保険の保険料の金額であり、社会保険料控除（所得税法７４条）の対象となる金額である（乙７０・別添１）。

（イ）生命保険料控除の額（別表４「平成２４年分」欄の順号⑥） ５万円

上記金額は、原告が平成24年中に支払った生命保険料の金額を基に計算される生命保険料控除（所得税法76条）の額である（乙70・別添2）。

（ウ）地震保険料控除の額（別表4「平成24年分」欄の順号⑦） 2938円

上記金額は、原告が平成24年中に支払った地震保険料の金額を基に計算される地震保険料控除（所得税法77条）の額である（乙70・別添3）。

（エ）基礎控除の額（別表4「平成24年分」欄の順号⑩） 38万円

上記金額は、原告の総所得金額から控除される基礎控除（所得税法86条）の額である（乙3・1枚目②欄）。

ウ 課税総所得金額（別表4「平成24年分」欄の順号⑪） 4589万7000円

上記金額は、前記アの総所得金額4656万8160円から前記イの所得控除の額の合計額67万0538円を控除した後の金額である。

エ 課税総所得金額に対する税額（別表4「平成24年分」欄の順号⑫） 1556万2800円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額4589万7000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

オ 納付すべき税額（別表4「平成24年分」欄の順号⑬） 1545万9000円

上記金額は、前記エの課税総所得金額に対する税額1556万2800円から原告が平成24年分の所得税の確定申告書に記載した予定納税額10万3800円（乙3・1枚目④欄）を控除した後の金額である。

（4）平成25年分

ア 総所得金額（別表4「平成25年分」欄の順号①） 4748万6845円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の2分の1の金額の合計額である。

（ア）事業所得の金額（別表4「平成25年分」欄の順号②） 4678万6846円

上記金額は、原告の本件事業に係る事業所得の金額であり、次のaの金額からbの金額を差し引いた後の金額である。

a 総収入金額（別表5「平成25年分」欄の順号③） 2億0562万1871円

上記金額は、④本件各店舗の帳簿等に基づき算出した売上金額2億0417万8540円（別表6の「2」の「平成25年分」欄の順号①）と⑤別表6の「2」の「平成25年分」欄の順号②のカード売上加算金額144万3331円とを合計して算出した本件事業に係る平成25年分の売上金額である。

b 必要経費の金額（別表5「平成25年分」欄の順号④） 1億5883万5025円

上記金額は、本件各店舗に係る帳簿、原告の取引先に対する調査、原告及び関係者の供述に基づき算出した平成25年分の本件事業に係る必要経費の各金額の合計額である。

（イ）長期譲渡所得の金額（別表4「平成25年分」欄の順号③参照） 139万9999円

上記金額は、原告が本件事業に使用していた車両の売却金額（190万円）から、当該車両の取得費用（1円）及び特別控除額（50万円）を差し引いた金額である。

なお、別表4「平成25年分」欄の順号③に記載された金額は、所得税法22条2項2号の規定による譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額である。

イ 所得控除の額の合計額（別表４「平成２５年分」欄の順号④） ７９万００８８円
上記金額は、総所得金額から控除される所得控除の額の合計額であり、次の（ア）から（エ）までの合計額である。

（ア）社会保険料控除の額（別表４「平成２５年分」欄の順号⑤） ３５万７１５０円
上記金額は、原告が平成２５年中に支払った国民健康保険の保険料の金額であり、社会保険料控除（所得税法７４条）の対象となる金額である（乙７０・別添１）。

（イ）生命保険料控除の額（別表４「平成２５年分」欄の順号⑥） ５万円
上記金額は、原告が平成２５年において支払った生命保険料の金額を基に計算される生命保険料控除（所得税法７６条）の額である（乙７０・別添２）。

（ウ）地震保険料控除の額（別表４「平成２５年分」欄の順号⑦） ２９３８円
上記金額は、原告が平成２５年において支払った地震保険料の金額を基に計算される地震保険料控除（所得税法７７条）の額である（乙７０・別添３）。

（エ）基礎控除の額（別表４「平成２５年分」欄の順号⑩） ３８万円
上記金額は、原告の総所得金額から控除される基礎控除（所得税法８６条）の額である（乙４・１枚目㉔欄）。

ウ 課税総所得金額（別表４「平成２５年分」欄の順号⑪） ４６６９万６０００円
上記金額は、前記アの総所得金額４７４８万６８４５円から前記イの所得控除の額の合計額７９万００８８円を控除した後の金額である。

エ 納付すべき税額（別表４「平成２５年分」欄の順号⑮） １６２１万５９００円
上記金額は、次の（ア）及び（イ）の各金額の合計額である。

（ア）課税総所得金額に対する税額（別表４「平成２５年分」欄の順号⑫）
１５８８万２４００円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額４６６９万６０００円に所得税法８９条１項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（イ）復興特別所得税額（別表４「平成２５年分」欄の順号⑬） ３３万３５３０円
上記金額は、前記（ア）の課税総所得金額に対する税額１５８８万２４００円に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法１３条に規定する１００分の２．１の税率を乗じて計算した金額である。

２ 本件所得税等各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各年分の納付すべき所得税等の額は、前記１（１）エ、同（２）エ、同（３）オ及び同（４）エのとおり、平成２２年分が６７７万２８００円、平成２３年分が１２７６万７６００円、平成２４年分が１５４５万９０００円及び平成２５年分が１６２１万５９００円であるところ、上記各金額は、本件所得税等各更正処分における各納付すべき税額（甲１～甲３・各１２頁目「㊸更正後の額」欄の㊸、甲４・１２頁目「㊸更正後の額」欄の㊸）をいずれも上回る金額であるから、本件所得税等各更正処分はいずれも適法である。

３ 本件所得税等各賦課決定処分の根拠

上記２で述べたとおり、本件所得税等各更正処分は適法であるところ、原告が、本件所得税等各更正処分により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうちに、本件所得税等各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通

則法 6 5 条 4 項に規定する「正当な理由」があると認められるものはないから、同条 1 項の規定により、過少申告加算税が課されることとなる。

そして、通則法 6 8 条 1 項は、通則法 6 5 条 1 項の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、過少申告加算税に代え、重加算税を課する旨規定しているところ、本件においては、原告には、本件事業に係る所得等を適正に申告していないことにつき、通則法 6 8 条 1 項に規定する事実の「隠ぺい」があり、重加算税を賦課する要件を満たすこととなる。

したがって、本件においては、本件所得税等各更正処分に基づく納付すべき税額について、通則法 6 8 条 1 項の規定に基づき、過少申告加算税額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代えて 1 0 0 分の 3 5 の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課せられるところ、被告が本訴において主張する原告の本件各年分の重加算税の額は、次のとおりである。

- (1) 平成 2 2 年分 (分類 I の別表 1 - 1 「更正処分等」欄の順号⑧) 1 8 7 万 9 5 0 0 円

上記金額は、平成 2 2 年分所得税更正処分により原告が納付すべきこととなった税額 5 3 7 万円 (分類 I の別表 1 - 1 「更正処分等」欄の順号⑦) と、原告が平成 2 2 年分の所得税の確定申告書の「納める税金」④欄 (乙 1 ・ 1 枚目) に記載した 0 円との差額 5 3 7 万円 (ただし、通則法 1 1 8 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下 (2) から (4) までにおいて同じ。) を基礎として、これに通則法 6 8 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 分の 3 5 の割合を乗じて算出した金額である。

- (2) 平成 2 3 年分 (分類 I の別表 1 - 2 「更正処分等」欄の順号⑧) 3 9 3 万 0 5 0 0 円

上記金額は、平成 2 3 年分所得税更正処分により原告が納付すべきこととなった税額 1 1 3 8 万 6 8 0 0 円 (分類 I の別表 1 - 2 「更正処分等」欄の順号⑦) と、原告が平成 2 3 年分の所得税の確定申告書の「納める税金」⑤欄 (乙 2 ・ 1 枚目) に記載した 1 5 万 5 8 0 0 円との差額 1 1 2 3 万円を基礎として、これに通則法 6 8 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 分の 3 5 の割合を乗じて算出した金額である。

- (3) 平成 2 4 年分 (分類 I の別表 1 - 3 「更正処分等」欄の順号⑧) 4 8 8 万 6 0 0 0 円

上記金額は、平成 2 4 年分所得税更正処分により原告が納付すべきこととなった税額 1 3 8 7 万 6 6 0 0 円 (分類 I の別表 1 - 3 「更正処分等」欄の順号⑦) と、原告が平成 2 4 年分の所得税の確定申告書の「還付される税金」⑥欄 (乙 3 ・ 1 枚目) に記載した 8 万 7 8 0 0 円との合計額 1 3 9 6 万円を基礎として、これに通則法 6 8 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 分の 3 5 の割合を乗じて算出した金額である。

- (4) 平成 2 5 年分 (分類 I の別表 1 - 4 「更正処分等」欄の順号⑪) 5 1 3 万 4 5 0 0 円

上記金額は、平成 2 5 年分所得税更正処分により原告が納付すべきこととなった税額 1 4 6 7 万 5 8 0 0 円 (分類 I の別表 1 - 4 「更正処分等」欄の順号⑩) と、原告が平成 2 5 年分の所得税等の確定申告書の「納める税金」⑦欄 (乙 4 ・ 1 枚目) に記載した 0 円との差額 1 4 6 7 万円を基礎として、これに通則法 6 8 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 分の 3 5 の割合を乗じて算出した金額である。

4 本件所得税等各課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各年分の所得税等に係る重加算税の額は、前記 3

(1) から (4) までのとおり、それぞれ平成 22 年分が 187 万 9500 円、平成 23 年分が 393 万 0500 円、平成 24 年分が 488 万 6000 円、平成 25 年分が 513 万 4500 円であるところ、これらの各金額は、本件所得税等各賦課決定処分の額 (甲 1～甲 4・各 1 頁目「重加算税」欄) といずれも同額であるから、本件所得税等各賦課決定処分はいずれも適法である。

第 2 本件消費税等各更正処分及び本件消費税等各賦課決定処分の根拠及び適法性

1 本件消費税等各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る納付すべき税額は、次のとおりである。

(1) 平成 22 年課税期間

ア 消費税

(ア) 課税標準額 (別表 23「平成 22 年課税期間」欄の順号①)

1 億 5616 万 9000 円

上記金額は、前記第 1 の 1 (1) ア (ア) a の金額 (1 億 6397 万 7617 円) に 105 分の 100 を乗じて算出した金額 (ただし、通則法 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記 (2) ア (ア)、(3) ア (ア) 及び (4) ア (ア) において同じ。) である。なお、前記第 4 の 1 (1) ア (ア) b の手形借入金の戻し利息については、消費税は課されない (消費税法 6 条、消費税法別表 1 の 3 号)。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 23「平成 22 年課税期間」欄の順号②)

624 万 6760 円

上記金額は、前記 (ア) の金額に消費税法 29 条 (ただし、平成 24 年法律第 68 号による改正前のもの。以下同じ。) に規定する 100 分の 4 の税率を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表 23「平成 22 年課税期間」欄の順号③)

112 万 7426 円

上記金額は、本件各店舗に係る帳簿等から判明した本件事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額 2959 万 4939 円 (別表 24「平成 22 年課税期間」欄の順号⑩) に、消費税法 30 条 1 項 (ただし、平成 24 年法律第 68 号による改正前のもの。以下同じ。) の規定に基づき 105 分の 4 を乗じて算出した金額である。

(エ) 納付すべき消費税額 (別表 23「平成 22 年課税期間」欄の順号⑥)

511 万 9300 円

上記金額は、前記 (イ) の金額から (ウ) の金額を控除した後の金額 (ただし、通則法 119 条 1 項の規定に基づき 100 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。後記 (2) ア (エ)、(3) ア (エ) 及び (4) ア (エ) において同じ。) である。

イ 地方消費税

(ア) 地方消費税の課税標準額 (別表 23「平成 22 年課税期間」欄の順号⑦)

511 万 9300 円

上記金額は、前記ア (エ) の納付すべき消費税額を課税標準とする金額であり、地方

税法（平成24年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。）72条の77第2号及び72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

（イ）納付すべき地方消費税額（別表23「平成22年課税期間」欄の順号⑩）

127万9800円

上記金額は、前記（ア）の金額に地方税法72条の83に規定する100分の25の税率を乗じて算出した金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。後記（2）イ（イ）、（3）イ（イ）及び（4）イ（イ）において同じ。）である。

ウ 納付すべき消費税等の額（別表23「平成22年課税期間」欄の順号⑪）

639万9100円

上記金額は、前記ア（エ）及びイ（イ）の各金額の合計額である。

（2）平成23年課税期間

ア 消費税

（ア）課税標準額（別表23「平成23年課税期間」欄の順号①）

1億7701万9000円

上記金額は、前記第1の1（2）ア（ア）aの金額（1億8587万0566円）に105分の100を乗じて算出した金額である。

（イ）課税標準額に対する消費税額（別表23「平成23年課税期間」欄の順号②）

708万0760円

上記金額は、前記（ア）の金額に消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額である。

（ウ）控除対象仕入税額（別表23「平成23年課税期間」欄の順号③）56万6747円

上記金額は、本件各店舗に係る帳簿等から判明した本件事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額1487万7131円（別表24「平成23年課税期間」欄の順号⑫）に、消費税法30条1項の規定に基づき105分の4を乗じて算出した金額である。

（エ）納付すべき消費税額（別表23「平成23年課税期間」欄の順号④）

651万4000円

上記金額は、前記（イ）の金額から（ウ）の金額を控除した後の金額である。

イ 地方消費税

（ア）地方消費税の課税標準額（別表23「平成23年課税期間」欄の順号⑦）

651万4000円

上記金額は、前記ア（エ）の納付すべき消費税額を課税標準とする金額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

（イ）納付すべき地方消費税額（別表23「平成23年課税期間」欄の順号⑩）

162万8500円

上記金額は、前記（ア）の金額に地方税法72条の83に規定する100分の25の税率を乗じて算出した金額である。

ウ 納付すべき消費税等の額（別表23「平成23年課税期間」欄の順号⑪）

814万2500円

上記金額は、前記ア（エ）及びイ（イ）の各金額の合計額である。

（３）平成２４年課税期間

ア 消費税

（ア）課税標準額（別表２３「平成２４年課税期間」欄の順号①）

１億８８１３万１０００円

上記金額は、前記第４の１（３）ア（ア）の金額（１億９７５３万８１４０円）に１０５分の１００を乗じて算出した金額である。

（イ）課税標準額に対する消費税額（別表２３「平成２４年課税期間」欄の順号②）

７５２万５２４０円

上記金額は、前記（ア）の金額に消費税法２９条に規定する１００分の４の税率を乗じて算出した金額である。

（ウ）控除対象仕入税額（別表２３「平成２４年課税期間」欄の順号③） ９３万６２４９円

上記金額は、本件各店舗に係る帳簿等から判明した本件事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額２４５７万６５５８円（別表２４「平成２４年課税期間」欄の順号⑯）に、消費税法３０条１項の規定に基づき１０５分の４を乗じて算出した金額である。

（エ）差引消費税額（別表２３「平成２４年課税期間」欄の順号④） ６５８万８９００円

上記金額は、前記（イ）の金額から（ウ）の金額を控除した後の金額である。

（オ）納付すべき消費税額（別表２３「平成２４年課税期間」欄の順号⑥）

６３３万２４００円

上記金額は、前記（エ）の金額から、原告が平成２４年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付税額２５万６５００円（乙７・１枚目⑩欄）を控除した後の金額である。

イ 地方消費税

（ア）地方消費税の課税標準額（別表２３「平成２４年課税期間」欄の順号⑦）

６５８万８９００円

上記金額は、前記ア（エ）の納付すべき消費税額を課税標準とする金額であり、地方税法７２条の７第２号及び７２条の８２の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

（イ）譲渡割額（別表２３「平成２４年課税期間」欄の順号⑧） １６４万７２００円

上記金額は、前記（ア）の金額に地方税法７２条の８３に規定する１００分の２５の税率を乗じて算出した金額である。

（ウ）納付すべき地方消費税額（別表２３「平成２４年課税期間」欄の順号⑩）

１５８万３１００円

上記金額は、前記（イ）の金額から、原告が平成２４年課税期間分の消費税等の確定申告書に記載した中間納付譲渡割額６万４１００円（乙７・１枚目⑪欄）を控除した後の金額である。

ウ 納付すべき消費税等の額（別表２３「平成２４年課税期間」欄の順号⑪）

７９１万５５００円

上記金額は、前記ア（オ）及びイ（ウ）の各金額の合計額である。

（４）平成２５年課税期間

ア 消費税

(ア) 課税標準額（別表２３「平成２５年課税期間」欄の順号①）

１億９７６３万９０００円

上記金額は、前記第１の１（４）ア（ア）aの売上金額（２億０５６２万１８７１円）及び同（イ）の車両の売却金額（１９０万円）の合計金額（２億０７５２万１８７１円）に１０５分の１００を乗じて算出した金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額（別表２３「平成２５年課税期間」欄の順号②）

７９０万５５６０円

上記金額は、前記（ア）の金額に消費税法２９条に規定する１００分の４の税率を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額（別表２３「平成２５年課税期間」欄の順号③）

１０５万３１６０円

上記金額は、本件各店舗に係る帳簿等から判明した本件事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額２７６４万５４５７円（別表２４「平成２５年課税期間」欄の順号⑯）に、消費税法３０条１項の規定に基づき１０５分の４を乗じて算出した金額である。

(エ) 納付すべき消費税額（別表２３「平成２５年課税期間」欄の順号⑥）

６８５万２４００円

上記金額は、前記（イ）の金額から（ウ）の金額を控除した後の金額である。

イ 地方消費税

(ア) 地方消費税の課税標準額（別表２３「平成２５年課税期間」欄の順号⑦）

６８５万２４００円

上記金額は、前記ア（エ）の納付すべき消費税額を課税標準とする金額であり、地方税法７２条の７第２号及び７２条の８２の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(イ) 納付すべき地方消費税額（別表２３「平成２５年課税期間」欄の順号⑩）

１７１万３１００円

上記金額は、前記（ア）の金額に地方税法７２条の８３に規定する１００分の２５の税率を乗じて算出した金額である。

ウ 納付すべき消費税等の額（別表２３「平成２５年課税期間」欄の順号⑪）

８５６万５５００円

上記金額は、前記ア（エ）及びイ（イ）の各金額の合計額である。

２ 本件消費税等各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の消費税等の納付すべき税額は、前記１（１）ウ、同（２）ウ、同（３）ウ及び同（４）ウのとおり、平成２２年課税期間が６３９万９１００円、平成２３年課税期間が８１４万２５００円、平成２４年課税期間が７９１万５５００円及び平成２５年課税期間が８５６万５５００円であるところ、上記各金額は、いずれも本件消費税等各更正処分における各納付すべき消費税等の額（甲５～甲８・各１頁目「Ｂ 調査額（更正）」欄の２２）と同額又は上回る金額であるから、本件消費税等各更正処分はいずれも適法である。

３ 本件消費税等各賦課決定処分の根拠

(1) 重加算税賦課決定処分の根拠

上記2で述べたとおり、本件消費税等各更正処分は適法であるところ、原告が本件消費税等各更正処分により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうちに、同更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものはないから、同条1項の規定により、過少申告加算税が課されることとなる（なお、地方消費税に係る加算税は、消費税の例によることとなり（地方税法附則9条の4）、その計算は消費税及び地方消費税の合算額によってなされる（同附則9条の9））。

そして、通則法68条1項は、通則法65条1項の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、過少申告加算税に代え、重加算税を課する旨規定しているところ、本件においては、前記第3の5で述べたとおり、原告には、本件事業に係る消費税等を適正に申告していないことにつき、通則法68条1項に規定する事実の「隠ぺい」があり、重加算税を賦課する要件を満たすこととなる。

したがって、本件においては、本件消費税等各更正処分に基づく納付すべき税額について、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代えて100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課せられるところ、被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の重加算税の額は、次のとおりである。

ア 平成22年課税期間（分類Ⅰの別表2－1「更正処分等」欄の順号⑫）

207万9000円

上記金額は、平成22年課税期間消費税等各更正処分により原告が納付すべきこととなった税額636万0600円（分類Ⅰの別表2－1「更正処分等」欄の順号⑪）と、原告が平成22年課税期間の消費税等の確定申告書の「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額」⑫欄（乙5・1枚目）に記載した41万8800円との差額594万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下、イ及びウにおいて同じ。）を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成23年課税期間（分類Ⅰの別表2－2「更正処分等」欄の順号⑬）

260万7500円

上記金額は、平成23年課税期間消費税等各更正処分により原告が納付すべきこととなった税額809万5500円（分類Ⅰの別表2－2「更正処分等」欄の順号⑪）と、原告が平成23年課税期間の消費税等の確定申告書の「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額」⑫欄（乙6・1枚目）に記載した64万1500円との差額745万円を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成24年課税期間（分類Ⅰの別表2－3「更正処分等」欄の順号⑭）

264万9500円

上記金額は、平成24年課税期間消費税等更正処分により原告が納付すべきこととなった税額785万2000円（分類Ⅰの別表2-3「更正処分等」欄の順号⑪）と、原告が平成24年課税期間の消費税等の確定申告書の「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額」②⑥欄（乙7・1枚目）に記載した27万2400円との差額757万円を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

エ 平成25年課税期間（分類Ⅰの別表2-4「更正処分等」欄の順号⑬）

280万7000円

上記金額は、平成25年課税期間消費税等更正処分により原告が納付すべきこととなった税額848万7600円（分類Ⅰの別表2-4「更正処分等」欄の順号⑪）と、原告が平成25年課税期間の消費税等の確定申告書の「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額」②⑥欄（乙8・1枚目）に記載した36万9300円との差額811万8300円のうち、隠蔽の事実によるものの部分の税額802万7900円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である802万円を基礎として、これに通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

（2）過少申告加算税賦課決定処分の根拠

平成25年課税期間消費税等更正処分に伴って賦課される過少申告加算税額9000円（分類Ⅰの別表2-4「更正処分等」欄の順号⑫）は、平成25年課税期間消費税等更正処分により原告が納付すべきこととなった税額848万7600円（分類Ⅰの別表2-4「更正処分等」欄の順号⑪）と、原告が平成25年課税期間の消費税等の確定申告書の「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額」②⑥欄（乙8・1枚目）に記載した36万9300円との差額811万8300円のうち、前記（1）エの重加算税を課されることとなる税額802万7900円を控除した税額9万0400円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である9万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

4 本件消費税等各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の額は、前記3（1）アからエまでのとおり、それぞれ平成22年課税期間が207万9000円、平成23年課税期間が260万7500円、平成24年課税期間が264万9500円、平成25年課税期間が280万7000円であり、また、平成25年課税期間の過少申告加算税額は、前記3（2）のとおり、9000円であるところ、これらの各金額は、本件消費税等各賦課決定処分の額（甲5～甲8・1頁目「重加算税」欄及び「過少申告加算税」欄）といずれも同額であるから、本件消費税等各賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

分類 I

別表1-1 平成22年分所得税更正処分等の経緯

(単位:円)

項 目		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
年 月 日		平成23年3月16日	平成29年7月7日	平成29年9月13日	平成30年9月4日
総所得金額 (事業所得の金額)	①	31,643	21,904,398	31,643	棄 却
所得控除の額の合計額	②	1,540,000	1,489,064	1,540,000	
課税総所得金額(①-②)	③	0	20,415,000	0	
課税総所得金額に対する税額	④	0	5,370,000	0	
申告納税額(④)	⑤	0	5,370,000	0	
予定納税額	⑥	-	-	-	
納付すべき税額(⑤-⑥)	⑦	0	5,370,000	0	
重加算税の額	⑧	-	1,879,500	0	

(注) 1 「課税総所得金額」(順号③)欄の金額は、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
 2 「申告納税額」(順号⑤)欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表1-2 平成23年分所得税更正処分等の経緯

(単位:円)

項 目		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
年 月 日		平成24年3月13日	平成29年7月7日	平成29年9月13日	平成30年9月4日
総所得金額 (事業所得の金額)	①	2,963,260	35,918,895	2,963,260	棄 却
所得控除の額の合計額	②	430,000	461,864	430,000	
課税総所得金額(①-②)	③	2,533,000	35,457,000	2,533,000	
課税総所得金額に対する税額	④	155,800	11,386,800	155,800	
申告納税額(④)	⑤	155,800	11,386,800	155,800	
予定納税額	⑥	-	-	-	
納付すべき税額(⑤-⑥)	⑦	155,800	11,386,800	155,800	
重加算税の額	⑧	-	3,930,500	0	

(注) 1 「課税総所得金額」(順号③)欄の金額は、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
 2 「申告納税額」(順号⑤)欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表1-3 平成24年分所得税更正処分等の経緯

(単位:円)

項 目		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
年 月 日		平成25年3月13日	平成29年7月7日	平成29年9月13日	平成30年9月4日
総 所 得 金 額 (事 業 所 得 の 金 額)	①	700,247	42,611,653	700,247	棄 却
所得控除の額の合計額	②	380,000	670,538	380,000	
課税総所得金額 (① - ②)	③	320,000	41,941,000	320,000	
課税総所得金額に対する税額	④	16,000	13,980,400	16,000	
申告納税額 (④)	⑤	16,000	13,980,400	16,000	
予 定 納 税 額	⑥	103,800	103,800	103,800	
納付すべき税額 (⑤ - ⑥)	⑦	△ 87,800	13,876,600	△ 87,800	
重 加 算 税 の 額	⑧	-	4,886,000	0	

- (注) 1 「課税総所得金額」(順号③)欄の金額は、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
 2 「申告納税額」(順号⑤)欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
 3 「納付すべき税額」(順号⑦)欄の金額の前の△印は、還付金の額に相当する税額を表す。

別表1-4 平成25年分所得税更正処分等の経緯

(単位:円)

項 目		確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
年 月 日		平成26年3月17日	平成29年7月7日	平成29年9月13日	平成30年9月4日
総所得金額(②+③)		①	143,583	43,715,684	143,583
内 訳	事業所得の金額	②	143,583	43,015,685	143,583
	総合(長期)譲渡所得の金額	③	-	699,999	-
所得控除の額の合計額		④	380,000	790,088	380,000
課税総所得金額(①-④)		⑤	0	42,925,000	0
課税総所得金額に対する税額		⑥	0	14,374,000	0
復興特別所得税額		⑦	0	301,854	0
申告納税額(⑥+⑦)		⑧	0	14,675,800	0
予定納税額		⑨	-	-	-
納付すべき税額(⑧-⑨)		⑩	0	14,675,800	0
重加算税の額		⑪	-	5,134,500	0

- (注) 1 「総合(長期)譲渡所得の金額」(順号③)の金額は、所得税法22条<課税標準>2項2号の
 規定による2分の1に相当する金額を示す。

- 2 「課税総所得金額」(順号⑤)欄の金額は、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
 3 「申告納税額」(順号⑧)欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表2-1 平成22年課税期間消費税等更正処分等の経緯

(単位:円)

項 目			確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
年 月 日			平成23年3月15日	平成29年7月7日	平成29年9月13日	平成30年9月4日
消 費 税	課 税 標 準 額	①	20,946,000	155,391,000	20,946,000	棄 却
	消 費 税 額	②	837,840	6,215,640	837,840	
	控 除 対 象 仕 入 税 額	③	502,704	1,127,091	502,704	
	差引消費税額(②-③)	④	335,100	5,088,500	335,100	
	中 間 納 付 税 額	⑤	0	0	0	
	納付すべき消費税額 (④-⑤)	⑥	335,100	5,088,500	335,100	
地 方 消 費 税	地方消費税の課税標準額 (④)	⑦	335,100	5,088,500	335,100	
	譲 渡 割 額 (⑦×25%)	⑧	83,700	1,272,100	83,700	
	中 間 納 付 譲 渡 割 額	⑨	0	0	0	
	納付すべき地方消費税額 (⑧-⑨)	⑩	83,700	1,272,100	83,700	
	納付すべき消費税等の額 (⑥+⑩)	⑪	418,800	6,360,600	418,800	
重 加 算 税 の 額		⑫	-	2,079,000	0	

(注)「差引消費税額」(順号④)欄及び「譲渡割額」(順号⑧)欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表2-2 平成23年課税期間消費税等更正処分等の経緯

(単位:円)

項 目			確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
年 月 日			平成24年3月14日	平成29年7月7日	平成29年9月13日	平成30年9月4日
消 費 税	課 税 標 準 額	①	32,080,000	176,081,000	32,080,000	棄 却
	消 費 税 額	②	1,283,200	7,043,240	1,283,200	
	控 除 対 象 仕 入 税 額	③	769,920	566,747	769,920	
	差引消費税額(②-③)	④	513,200	6,476,400	513,200	
	中 間 納 付 税 額	⑤	0	0	0	
	納付すべき消費税額 (④-⑤)	⑥	513,200	6,476,400	513,200	
地 方 消 費 税	地方消費税の課税標準額 (④)	⑦	513,200	6,476,400	513,200	
	譲 渡 割 額 (⑦×25%)	⑧	128,300	1,619,100	128,300	
	中 間 納 付 譲 渡 割 額	⑨	0	0	0	
	納付すべき地方消費税額 (⑧-⑨)	⑩	128,300	1,619,100	128,300	
	納付すべき消費税等の額 (⑥+⑩)	⑪	641,500	8,095,500	641,500	
重 加 算 税 の 額		⑫	-	2,607,500	0	

(注)「差引消費税額」(順号④)欄及び「譲渡割額」(順号⑧)欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表2-3 平成24年課税期間消費税等更正処分等の経緯

(単位:円)

項 目			確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
年 月 日			平成25年3月13日	平成29年7月7日	平成29年9月13日	平成30年9月4日
消費 税	課税標準額	①	29,653,000	186,860,000	29,653,000	棄 却
	消費税額	②	1,186,120	7,474,400	1,186,120	
	控除対象仕入税額	③	711,672	936,249	711,672	
	差引消費税額(②-③)	④	474,400	6,538,100	474,400	
	中間納付税額	⑤	256,500	256,500	256,500	
	納付すべき消費税額 (④-⑤)	⑥	217,900	6,281,600	217,900	
	地方消費税の課税標準額 (④)	⑦	474,400	6,538,100	474,400	
	譲渡割額 (⑦×25%)	⑧	118,600	1,634,500	118,600	
	中間納付譲渡割額	⑨	64,100	64,100	64,100	
	納付すべき地方消費税額 (⑧-⑨)	⑩	54,500	1,570,400	54,500	
	納付すべき消費税等の額 (⑥+⑩)	⑪	272,400	7,852,000	272,400	
重加算税の額			—	2,649,500	0	

(注)「差引消費税額」(順号④)欄及び「譲渡割額」(順号⑧)欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表2-4 平成25年課税期間消費税等更正処分等の経緯

(単位:円)

項 目			確定申告	更正処分等	審査請求	審査裁決
年 月 日			平成26年3月17日	平成29年7月7日	平成29年9月13日	平成30年9月4日
消費 税	課税標準額	①	18,470,000	196,266,000	18,470,000	棄 却
	消費税額	②	738,800	7,850,600	738,800	
	控除対象仕入税額	③	443,280	1,060,442	443,280	
	差引消費税額(②-③)	④	295,500	6,790,100	295,500	
	中間納付税額	⑤	0	0	0	
	納付すべき消費税額 (④-⑤)	⑥	295,500	6,790,100	295,500	
	地方消費税の課税標準額 (④)	⑦	295,500	6,790,100	295,500	
	譲渡割額 (⑦×25%)	⑧	73,800	1,697,500	73,800	
	中間納付譲渡割額	⑨	0	0	0	
	納付すべき地方消費税額 (⑧-⑨)	⑩	73,800	1,697,500	73,800	
	納付すべき消費税等の額 (⑥+⑩)	⑪	369,300	8,487,600	369,300	
過少申告加算税の額			—	9,000	0	
重加算税の額			—	2,807,000	0	

(注)「差引消費税額」(順号④)欄及び「譲渡割額」(順号⑧)欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

分類Ⅱ

本訴における被告主張額(所得税等)

項目			平成 2 2 年 分	平成 2 3 年 分	平成 2 4 年 分	平成 2 5 年 分	
総所得金額 (②+③)			①	25,412,014	39,370,950	46,568,160	47,486,845
内 訳	事業所得の金額	②	25,412,014	39,370,950	46,568,160	46,786,846	
	総合(長期)譲渡所得の金額	③	—	—	—	699,999	
所得控除の額の合計額 (⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)			④	1,489,064	461,864	670,538	790,088
内 訳	社会保険料控除の額	⑤	23,300	28,700	237,600	357,150	
	生命保険料控除の額	⑥	50,000	50,000	50,000	50,000	
	地震保険料控除の額	⑦	5,764	3,164	2,938	2,938	
	寡婦控除の額	⑧	270,000	—	—	—	
	扶養控除の額	⑨	760,000	—	—	—	
	基礎控除の額	⑩	380,000	380,000	380,000	380,000	
課税総所得金額 (①-④)			⑪	23,922,000	38,909,000	45,897,000	46,696,000
課税総所得金額に対する税額			⑫	6,772,800	12,767,600	15,562,800	15,882,400
復興特別所得税額			⑬	—	—	—	333,530
予定納税額			⑭	—	—	103,800	—
納付すべき税額(被告主張額) (⑫+⑬-⑭)			⑮	6,772,800	12,767,600	15,459,000	16,215,900

- (注1) 「総合(長期)譲渡所得の金額」欄の金額は、所得税法22条2項2号による2分の1に相当する金額である。
- (注2) 「課税総所得金額」欄の金額は1000円未満の端数を、「納付すべき税額」欄の金額は100円未満の端数をそれぞれ切り捨てた後の金額である。
- (注3) 「社会保険料控除」、「生命保険料控除」及び「地震保険料控除」欄の金額の根拠は、乙第70号証記載のとおりである。

事業所得の計算根拠

(単位:円)

項目・順号			年分	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	備考
総収入金額	売上金額	①		163,977,617	185,870,566	197,538,140	205,621,871	別表6のとおり
	雑収入	②		27,368	44,661	0	0	乙68・問7の答
	計 (① + ②)	③		164,004,985	185,915,227	197,538,140	205,621,871	
必要経費	売上原価	④		7,390,441	7,102,460	8,488,575	8,363,080	別表2の4のとおり
	給料賃金	⑤		100,914,316	104,190,928	107,641,172	117,457,221	別表3-1のとおり
	減価償却費	⑥		2,601,470	3,112,748	2,851,580	1,626,580	別表7のとおり
	地代家賃	⑦		11,579,820	13,458,603	12,716,920	12,301,820	別表8のとおり
	支払手数料	⑧		909,970	1,112,506	1,481,175	1,589,631	別表9のとおり
	租税公課	⑨		456,600	566,300	1,115,800	467,900	別表10のとおり
	水道光熱費	⑩		1,447,352	1,938,489	2,020,148	2,176,026	別表11のとおり
	旅費交通費	⑪		187,817	46,834	180,412	498,714	別表12のとおり
	通信費	⑫		629,844	631,968	623,519	496,890	別表13のとおり
	広告宣伝費	⑬		899,088	868,000	813,253	891,875	別表14のとおり
	接待交際費	⑭		1,619,325	2,731,304	2,473,103	2,048,465	別表15のとおり
	損害保険料	⑮		559,160	368,150	274,270	106,950	別表16のとおり
	消耗品費	⑯		0	0	0	600,000	別表17のとおり
	福利厚生費	⑰		0	0	523,425	86,300	別表18のとおり
	リース料	⑱		1,672,535	2,006,713	1,951,191	1,919,725	別表19のとおり
	繰延資産償却費	⑲		333,333	400,000	400,000	300,000	別表20のとおり
	雑費	㉑		7,181,900	8,009,274	7,415,437	7,903,848	別表21のとおり
	支払利息	㉒		210,000	0	0	0	別表22のとおり
計			㉔	138,592,971	146,544,277	150,969,980	158,835,025	
事業所得の金額 (㉔ - ㉑)			㉕	25,412,014	39,370,950	46,568,160	46,786,846	

本訴における被告主張額（消費税等）

(単位：円)

項目			平成22年 課税期間	平成23年 課税期間	平成24年 課税期間	平成25年 課税期間
消費税	課税標準額	①	156,169,000	177,019,000	188,131,000	197,639,000
	消費税額 (①×4.%)	②	6,246,760	7,080,760	7,525,240	7,905,560
	控除対象 仕入税額	③	1,127,426	566,747	936,249	1,053,160
	差引消費税額 (②－③)	④	5,119,300	6,514,000	6,588,900	6,852,400
	中間納付税額	⑤	—	—	256,500	—
	納付すべき 消費税額 (④－⑤)	⑥	5,119,300	6,514,000	6,332,400	6,852,400
地方消費税	地方消費税の 課税標準額 (④)	⑦	5,119,300	6,514,000	6,588,900	6,852,400
	譲渡割額 (④×25%)	⑧	1,279,800	1,628,500	1,647,200	1,713,100
	中間納付 譲渡割額	⑨	—	—	64,100	—
	納付すべき地方 消費税額 (⑧－⑨)	⑩	1,279,800	1,628,500	1,583,100	1,713,100
納付すべき 消費税等の額 (⑥＋⑩)		⑪	6,399,100	8,142,500	7,915,500	8,565,500

(注) 「課税標準額」欄の金額は1000円未満の端数を、「納付すべき税額」欄の金額は100円未満の端数をそれぞれ切り捨てた後の金額である。

別紙 6、分類Ⅱ別表 1 ～ 3 － 4、別表 6 ～ 2 2、別表 2 4 ～ 3 5、分類Ⅲ～Ⅵ 省略